平成19年度老人保健事業推進費等補助金
（老人保健健康増進等事業分）事業

身上監護研究会

平成19年度報告書

平成20年３月

身上監護研究会

日 本 成 年 後 見 法 学 会

はしがき

2000年4月にスタートした成年後見制度は被保護者の身上監護に大いなる力点をおいている。成年後見制度の本質的な特質がそこに表明されているのである。

課題は、実務上「身上監護」がどのようなものとして把握され、実際にどのような身上監護事務が行われているかである。これについては従来きちんとしたデータがあったわけではない。日本成年後見法学会内に設置された身上監護研究会は、この課題に真正面から取り組み、その成果が本報告書としてまとめられた。本報告書の成果は、この種のアンケート調査、モデル調査として本邦で初めて実施された実態調査に基づくデータを分析したものであり、今後の身上監護のあり方を議論する際の不可欠の資料となるであろう。

本報告書をまとめたのは身上監護研究会のメンバーである。ここにメンバーの全員、とりわけ座長の小賀野晶一会員、実務責任者の池田恵利子会員に対して感謝したい。調査の円滑な実施のご協力いただいた関係各位にも厚く御礼申し上げたい。

また、本報告書が平成19年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業の成果であることを明記したうえで、厚生労働省の関係者に対しても深甚なる謝意を表する次第である。

2008年3月30日

日本成年後見法学会

理事長　新井　誠

目　次

・報告書の概要……6

Ⅰ　はじめに……13

1　身上監護研究会の目的……13

2　調査の概要……14

⑴　アンケート調査……14
⑵　モデル調査……14

3　本研究の意義……15

4　身上監護研究会のメンバーと研究支援体制……16

Ⅱ　アンケート調査の結果……18

1　調査の概要……18

⑴　調査目的……18
⑵　調査実施概要……18
⑶　調査結果の概要……19

2　被後見人等に関する基本事項……23

⑴　市町村長申立て、本人申立ての割合……23
⑵　身上監護と財産管理の一体性……24
⑶　生活環境の変化と身上監護……24
⑷　見守り活動……25
⑸　資産状況の多様性と後見報酬……25

3　各項目の概要とまとめ……25

⑴　日常生活の維持に関する事項……27
⑵　住宅関係（修繕、冷暖房、家財の整理、賃貸借契約等）～在宅者～……31
⑶　福祉・介護サービスの利用～在宅者～……34

⑷　福祉施設等での生活～施設入所者～……37
⑸　医療に関する事項……40
⑹　教育・就労、余暇活動に関する事項……43
⑺　その他注意を要する事項……46

Ⅲ　モデル調査の結果……49

1　モデル調査実施概要……49

⑴　調査の目的……49
⑵　調査の内容と方法……49
⑶　訪問調査実施概要……50

2　モデル事業者の結果概要……51

⑴　特定非営利活動法人　あさがお……51
⑵　特定非営利活動法人　東濃成年後見センター……53
⑶　社団法人東京社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ東京……55
⑷　社団法人大阪社会福祉士会　相談センター「ぱあとなあ」……57
⑸　社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会　世田谷区成年後見支援センター……59
⑹　社会福祉法人大阪市社会福祉協議会　大阪市成年後見支援センター……61

3　モデル調査のまとめ……63

⑴　特徴的な傾向……63
⑵　身上監護の困難事例への支援……63
⑶　後見人等としての基本姿勢とネットワークの活用……64
⑷　身上監護に着目した成年後見制度利用の意義……64

Ⅳ　研究の総括……65

1　アンケート調査にみる第三者後見人の後見活動の現状……65

⑴　第三者後見人の受任事案の特徴……65
⑵　第三者後見人の後見活動……66

2　身上監護による成果と今後の検討課題……68

⑴　調査からみえた「身上監護」の効果や重要性……68

⑵　今後の検討課題……69

3　身上監護実務における考え方……74

⑴　後見人等として踏まえるべき視点……74

⑵　エピソードで示す身上監護……79

V　結　語……96

・研究会委員名簿……97

・平成19年度研究会開催経過……98

身上監護研究会
平成19年度研究の概要

1　研究の目的と経緯

2000年４月に導入された新しい成年後見制度では、その事務として財産管理とともに身上監護が重要な位置づけを与えられている。しかしその身上監護の具体的な内容については、民法の条文は抽象的に示すにとどまり、実務においても身上監護の概念や内容について、統一的な理解があるとはいえない。今後の少子高齢社会においてますます重要となる高齢者や障害者に対する身上監護の支援が一層普及し、発展するためには、地域における身上監護の実態を明確にし、身上監護の内容とその運用のあり方について検討を加え、その方向性が示されることが必要であろう。

そこで、身上監護の実務の状況を把握するために、当研究会では下記の二つの調査を行い、検討を行った。

2　調査結果の概要

調査は、①実際に行われている身上監護の事務の範囲や実施状況を調査するための専門職に対するアンケート調査と、②身上監護の実施にあたっての具体的な課題を深く追究するためのモデル調査の二つについて実施した。

⑴　アンケート調査の概要と総括

弁護士・司法書士・社会福祉士の各専門職の成年後見人等の受任者等を対象に調査票（アンケート用紙）を送付し（弁護士800人、司法書士1283人、社会福祉士922人の計3005人）、回答を郵送していただいた。回答は、受任した個別の案件（終了した案件も含む）について、実際に行った身上監護事務を選択してもらうもので、対象者一人につき３件まで回答できるものとした。 回答者数は608人（回収率20.2％）、回収票数は966票であった。

調査項目は、広く成年後見事務において現に行われていると思われるものから純粋な財産管理に属するものを除き、広く取り上げた。この調査項目を、大分類（身上監護の骨格を形成する基本的事務の分類）、中分類（大分類を公法関係と私法関係に振り分けた分類）、小分類（中分類の各項目を実現する手順を時系列的に掲げたもの）に分け、回答にあたっては、実際に行った事務を選択してもらうとともに、その事務の実施を成年後見人等自ら行ったか誰かに委託したかも選択していただいた。また、各大分類ごとに成年後見人等の本来的事務ではない事実行為等についても、実態を調査するために項目を掲げたほか、身元保証人の調整や医療行為への同意など成年後見人等が事務を行ううえで注意を要する事項についても調査を行った。大分類の項目および中分類の項目ごとの実施状況は、下記のとおりである。

①　日常生活の維持に関する事項

〈中項目〉実施割合

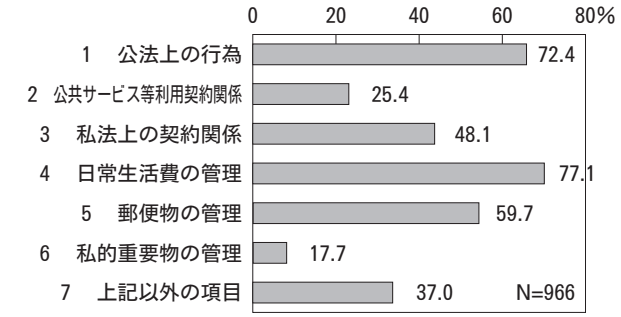

②　住宅関係（修繕、冷暖房、家財の整理、賃貸借契約等）〈在宅者〉

〈中項目〉実施割合

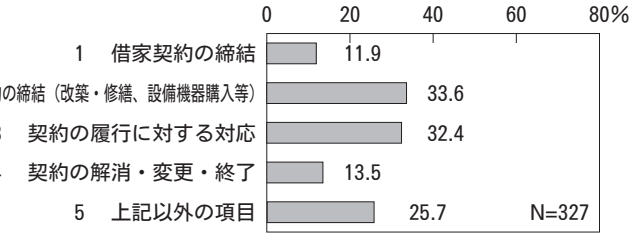

③　福祉・介護サービスの利用（リハビリ含む）〈在宅者〉

〈中項目〉実施割合

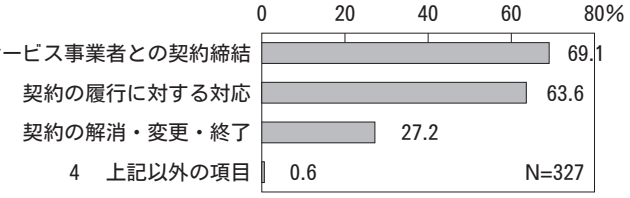

④　福祉施設等での生活〈施設入所者〉

〈中項目〉実施割合

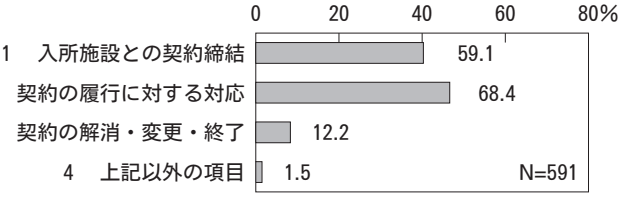

⑤　医療に関すること

〈中項目〉実施割合

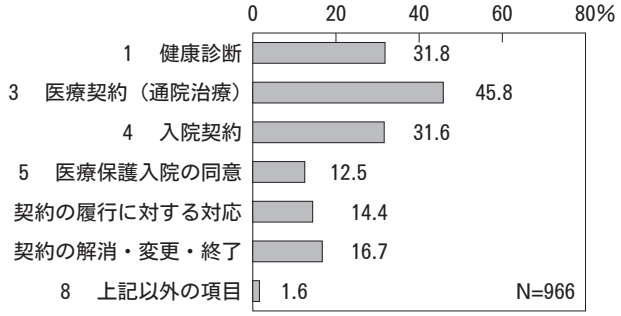

⑥　教育、就労、余暇活動等

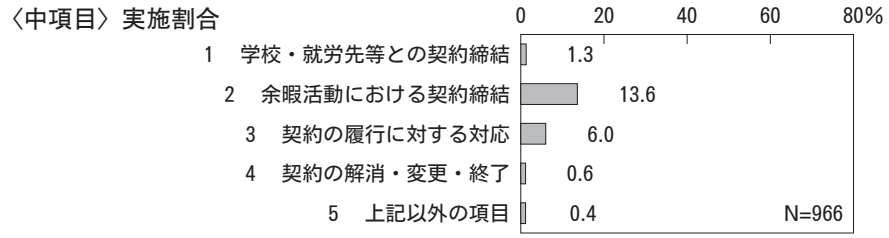

⑦　その他注意を要する事項

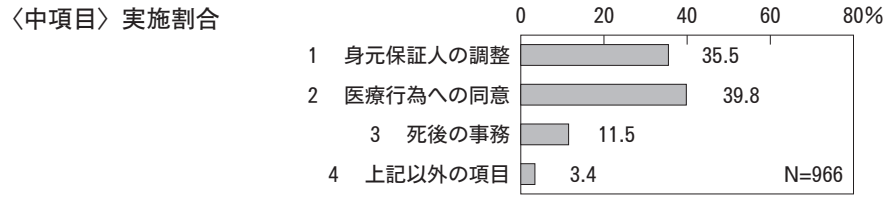

調査結果の詳細は、本報告書の各項目をご覧いただきたいが、調査で身上監護事務として掲げたすべての項目について、「実施した」との回答が得られた。現実の身上監護事務は幅広く、さまざまな内容で行われていると考えられる。

調査結果の特徴を記すと、成年後見人等に課せられている本人の意思尊重義務および身上配慮義務を履行するために最も有効な方法と考えられる**本人との面談については、全体で平均年間14.5回（およそ月１回ペース）、在宅者については18.5回（特に事実上の監護人がいない場合は21.2回、およそ月２回）、施設入所者で13.5回**となっている。

具体的な事務実施の状況では、まず日常生活の維持に関する事項では、日常生活を維持していくうえで必要となる公法上の行為（年金・手当て、公的医療保険制度、介護保険制度、各種手帳制度等の手続、税務申告、住民登録等）（実施率72%）、日常生活費の管理（通帳預かり、日常生活費の受渡し、日常生活費の管理）（同77%）や私法上の契約関係（生活用品の購入・解約等）（同48%）が比較的高率で実施されている（小項目実施割合は次頁図参照）。これらの事務は、在宅生活者でより多く実施されているが、成年被後見人等の現状に適した見直し手続を含め、今後、成年被後見人がその地域で住民として生活を継続していくうえで基本となる事項である。

また、成年被後見人等の多くが、何らかの福祉・医療サービスを必要としていることも確認された。在宅者の場合、福祉・介護サービス事業者との契約締結（69%）やケアプランの確認・改善申入れなどの契約の履行に対する対応（64%）などは高率で実施されている。他方、すでに福祉施設等に入所している被後見人等についての契約の履行に対する対応は68%の実施率であった。医療についても、成年被後見人の居所にかかわりなく、通院治療にかかわる契約（在宅者・施設等入所者全体で46%）や、健康診断、入院契約（同それぞれ32%）が実施されており、成年被後見人等の多くが医療サービスを受けながら生活を営んでいることを物語る。

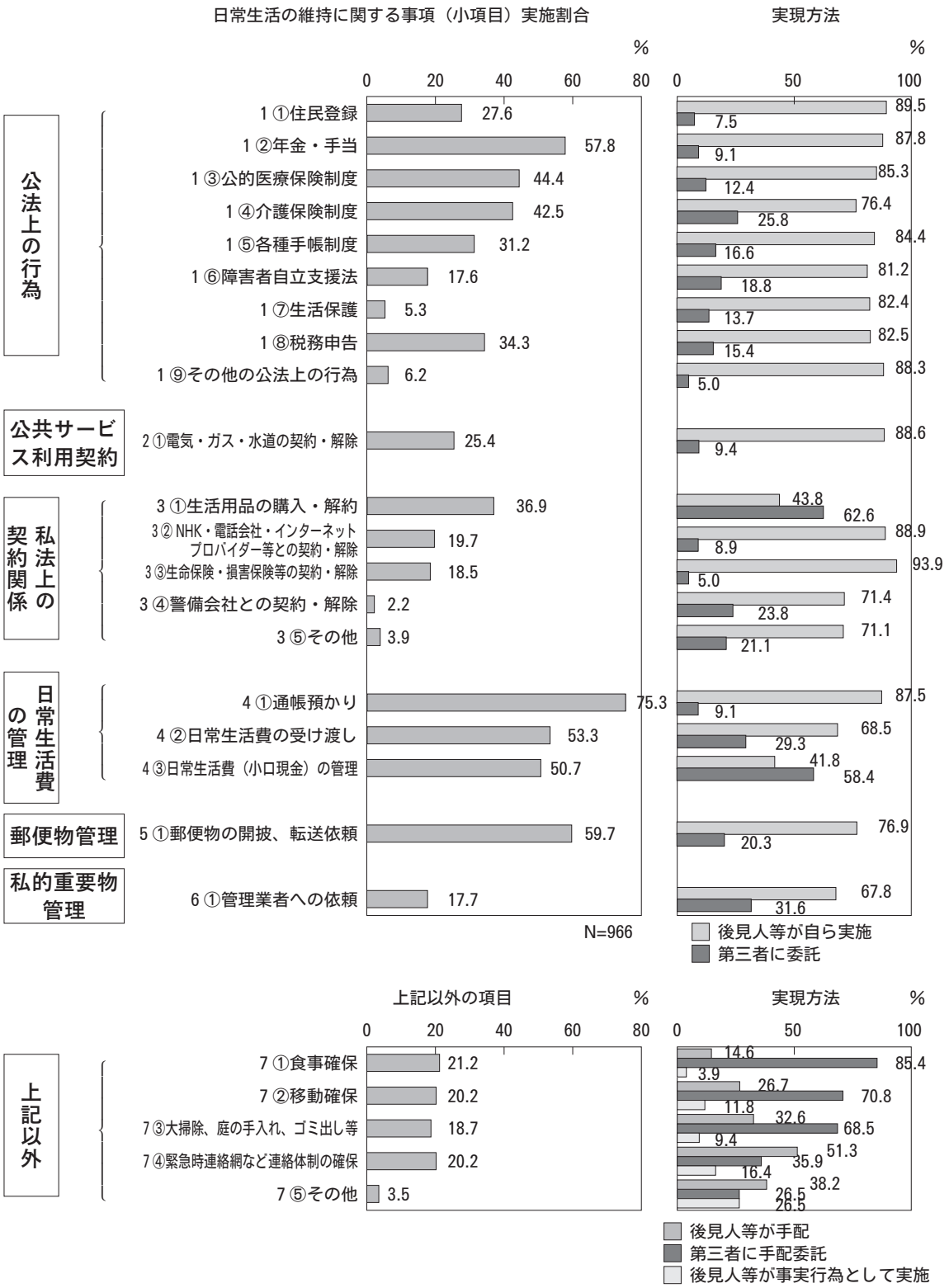

※実現方法の「後見人等が自ら実施」「第三者に委託」の割合は、事項毎の実施件数を100％とし、実施方法として後見人等が自ら実施した割合、第三者へ委託した割合を示したものである（複数回答）。

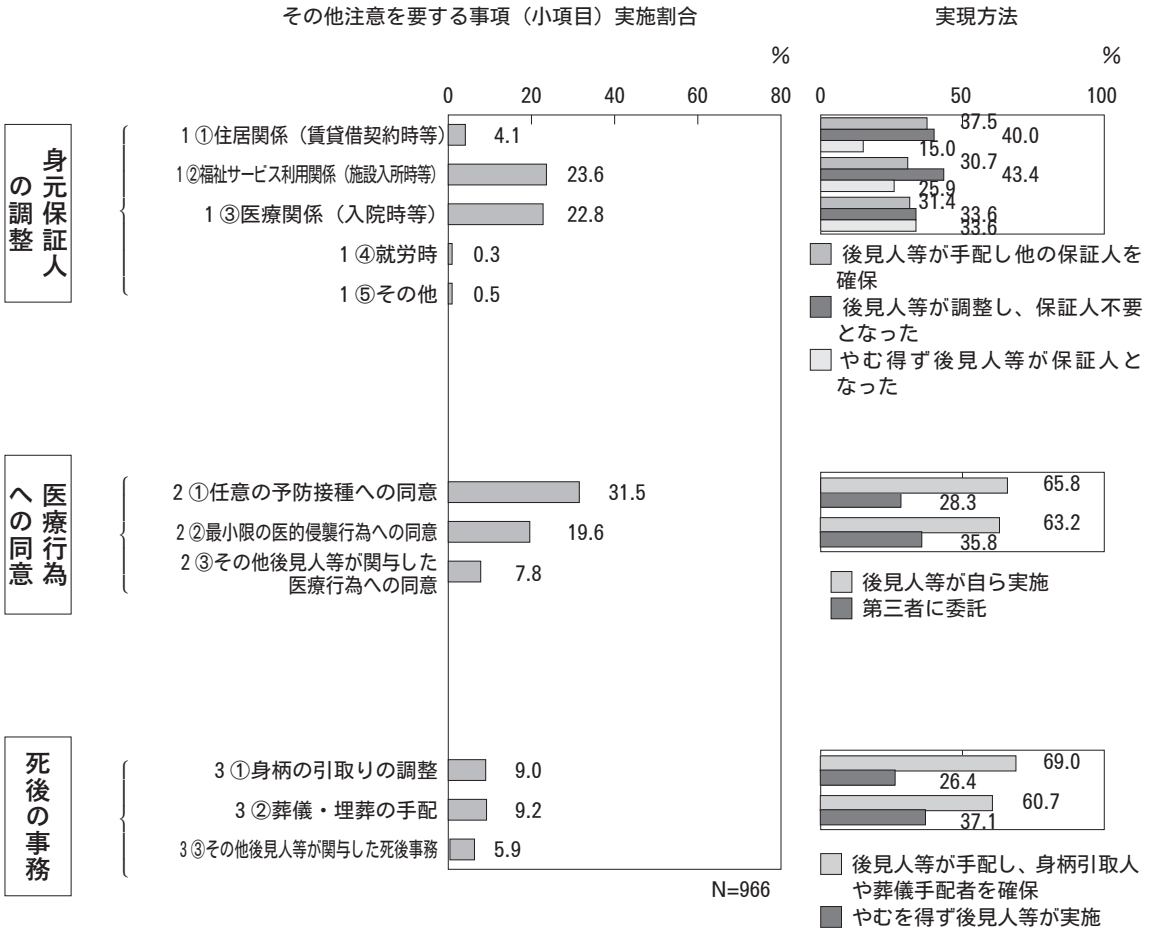

住宅・住居に関する契約についても、在宅者の34%で何らかの取組みが確認され、一定のニーズが存在することが確認された。具体的には、住宅の改善に関する検討や業者選定、鍵の管理、家賃や住宅改修費用の支払いなどの項目で22～26%の実施となっている。また、実施率としては高くないが、余暇活動に関する契約締結・履行、学校・就労先との契約締結についても、居所にかかわらずニーズがみられた。

その他注意を要する事項についてみると、身元保証人の調整については36%、医療行為への同意については40%、死後の事務については12%で実施されており、第三者後見人が、日々の業務のなかで、これら事項に直面している様子が明らかとなった（小項目実施割合は上記図参照）。

⑵　モデル調査の概要と総括

身上監護について先進的取組みを行っている事例から下記6団体をを取り上げ、ヒアリングを中心に身上監護に関する実態調査を行った。

・滋賀／特定非営利活動法人　あさがお
・岐阜／特定非営利活動法人　東濃成年後見センター
・大阪／社団法人大阪社会福祉士会　相談センター「ぱあとなあ」
・大阪／社会福祉法人大阪市社会福祉協議会　大阪市成年後見支援センター

・東京／社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会　世田谷区成年後見支援センター
・東京／社団法人東京社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ東京　　（調査実施順）

これらの調査実施団体の受任事件の特徴としては、①多くの場合、公的な機関等から成年後見人等の候補者となることを依頼されている、②虐待等の身上監護の問題を抱えた、資力はあまりない人への支援が多い、③受任時、成年被後見人等は福祉サービス等の支援にうまく結びついていない状態であることが多い、④家族の拒否などにより支援のキーパーソンとなる者がいないなど、生涯にわたっての支援が求められている、などがある。

上記のような身上監護の困難性が高い事例に対して、各調査実施団体では成年後見制度を活用しての支援を緻密に行うことにより、地域での暮らしが継続できたり、生活の質が高まるということが、ヒアリング等によって明らかにされた。特に身上監護の困難性が高い事例では、通常の単発的な制度の適用による短期的な支援では対応しきれず、生活の全体の視点をもった長期的な支援を行うことが必要である。こうした支援を展開するために、調査実施団体では、本人の障害等特性に基づいた面接技術、福祉サービスへの精通などの専門性や、各専門職や専門機関との連携や地域のネットワークの活用などもさることながら、本人の最善の利益を追求し代弁するという基本姿勢に貫かれていることが明らかにされた。こうした基本姿勢がなければ、ときにネットワーク等との意見との食い違いが生ずるなかで、成年後見人等として長期にわたり本人を支援していくことは困難であろう。

3　調査のまとめ

二つの調査を通じて、自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーションと本人保護との調和を理念として掲げる新しい成年後見制度におけるその人らしい生活の維持向上と権利擁護を実現する手段としての「身上監護」の重要性が、第三者後見人からの実践面から裏づけられたといえよう。その一端としては、次のようなものがあげられる。

①　経済的、物理的、精神的な生活基盤の立て直しや不適切な対応の改善
②　在宅生活継続、地域生活移行など、本人意思の尊重による希望する生活への移行
③　虐待等さまざまな被害からの救済（予防）
④　就学・就労・余暇活動の機会等

一方、後見活動を行っていくうえでのさまざまな困難さも明らかにされたが、当研究会では、特に下記3点を課題として総括した。

①　成年後見における身上監護の考え方や具体的内容についてのコンセンサスづくり
②　医療の同意、身元保証の調整、死亡後の事務等、権限外あるいは注意を要する事務として扱われている事務に対する考え方の整理
③　身上監護を中心とする後見活動を円滑に進めるための、それぞれの地域における社会的な支援の仕組みづくり

そのうえで、①のコンセンサスづくりに資するよう、当研究会では、成年後見人等として踏まえるべき視点を次の八つに整理し、身上監護実務における考え方として示した。

さらに、これらのうち特に重要と思われる点について、モデル調査での事例を参考に作成したエピソードをそれぞれに対応するように交え、具体的に解説した。

【身上監護実務における考え方】

(A) 成年後見人等としての基本姿勢を認識する。

(B) 本人の意思と状況を本人面談により確認する。

(ア) 判断能力の不十分な人の本人意思尊重　⇨エピソード①②

(イ) 本人、関係者との面談の重要性　⇨エピソード③④⑤

(C) 成年後見人等としての自らの権限を確認する。

(ア) 身上監護の事務の範囲　⇨エピソード⑥⑦

(イ) 後見人等の権限　⇨エピソード⑧⑨

(D) 成年後見人等自らによる権利侵害に注意する。

(E) 本人らしい生活の質の向上を目指す。

(ア) 本人らしい生活の質の向上にとっての身上監護の視点

(イ) 財産管理と身上監護の一体性　⇨エピソード⑩⑪

(F) 本人の意思や利益を代弁する。　⇨エピソード⑫

(G) 利益相反関係について認識する。　⇨エピソード⑬⑭

(H) 成年後見人等の限界を認識し、ネットワークの中で活動する。

⇨エピソード⑮⑯⑰

今後、日本においても少子高齢化が進展し一般市民を含めた成年後見人等が増加していくことが予想される中で、成年後見の理念の実現に向け、その実務に参考にされることを目したものである。

Ⅰ　はじめに

1　身上監護研究会の目的

わが国の少子高齢社会の課題に応えるために、新しい成年後見制度が2000年４月に導入され、間もなく９年目を迎えようとしている。その間に成年後見実務は経験を重ね、なかでも成年後見実務における財産管理と身上監護の重要性が認識されてきた。

成年後見は、その事務として、財産管理とともに身上監護を担っている。成年後見における身上監護の支援は民法が経験してこなかった新しい試みであり、現状ではまだ身上監護の概念や内容について統一した理解があるとはいえないであろう。少子高齢社会において身上監護の支援が一層普及し、発展するためには、地域における身上監護の実態を明確にし、身上監護の内容とその運用のあり方について検討することが必要である。

ところで、研究の前提として、そもそも身上監護とは何かが問題となり得る。身上監護とは、生活や療養看護に関する法律行為についての決定権限をいい、かかる決定を遂行するための手配（一定の事実行為）が含まれる。身上監護が行われることにより、介護、医療、保健など具体的な援助が稼働することがある。身上監護をどのようにとらえるかについては、成年後見実務の展開とともに徐々に明確化されつつあるが、見解は分かれており、実務の状況を把握しながら議論を深化させることが肝要であろう。身上監護の概念については、立法過程を探ることはもちろん必要であるが、実務の状況を考慮して動態的にとらえることが有益ではないかと考える。

身上監護研究会は2007年度に日本成年後見法学会に設置され、上記の問題意識のもとに以下に述べる二つの調査を実施し、上記課題について検討を行った。

なお、本報告書では成年後見人・保佐人・補助人を総称して「後見人等」といい、特に親族が後見人等となる場合を「親族後見人」、親族以外の第三者（法人を含む）が後見人等となる場合を「第三者後見人」、その中でも専門職が後見人等となる場合を「専門職後見人」という。また、成年被後見人・被保佐人・被補助人を総称して「被後見人等」ないし「本人」という。

2　調査の概要

⑴　アンケート調査

成年後見における身上監護事務は主として、親族後見と専門職による第三者後見によって行われているが、本調査では専門職を対象に、身上監護の実情について全国規模のアンケート調査を実施した。

調査の対象は、弁護士、司法書士、社会福祉士の各専門職で、後見人等の受任者等を対象にした。これら 3 専門職は成年後見実務の中核を担い、この制度を支えてきた。

調査の手順としては、各専門職団体から家庭裁判所提出名簿登載者や成年後見を担当する委員会の委員を対象に調査票（アンケート用紙）を送付していただいた（対象者一人あたり 3 通を送付)。弁護士800人、司法書士1283人、社会福祉士922人（計3005人）に発送し、回収状況は回答者数が608人（回収率20.2%)、回収票数が966票であった。

調査項目の選定にあたっては、成年後見事務において現に行われているもののうち、純粋な財産管理に属する事務を除いた事項を広く取り上げている。調査項目は、身上監護事項を大分類、中分類および小分類に区分した。大分類は、身上監護の骨格を形成する基本的な事務である。中分類は大分類の各項目を公法関係と私法関係に振り分け、小分類は中分類の各項目を実現する手順を時系列で掲げた。また、身上監護事務を「自ら行ったか、誰かに委託したか」を尋ねた。

身上監護事項における中分類や小分類の各項目は、あるべき身上監護の事務という視点から吟味すると、身上監護に含まれるものと、身上監護の範囲を越えるものとに分かれるであろう。身上監護のあり様は、成年後見制度の趣旨を基礎にしつつ、実務のなかから形成されるべきである。身上監護の概念についても実態調査によって導かれる成果を基礎にして、帰納的にとらえることが必要であろう。

アンケート調査における以上の考え方は、モデル調査においても活かされている。

⑵　モデル調査

身上監護の先進的取組みを行っている 6 地域（東京 2 、岐阜、滋賀、大阪 2 ）をとりあげ、現地でのヒアリングを中心に実態調査（モデル調査）を行った。ヒアリングにあたり、専門分野の異なる複数の担当委員がワーキングチームを結成した。

身上監護の先進事例と思われるものは各地域に相当数あるが、本調査ではヒアリング等を十分に行うため、最小限に絞っている。事例の選定にあたっては、成年後見の専門職として活躍する社会福祉士の経験と助言が得られた。調査は、各事例について、実施者による活動の報告と、研究会メンバーによるまとめ（分析）からなる。なお、各事例のヒアリング時間は 2 〜 4 時間程度

を要している。

モデル調査を行うことにより、身上監護の実態がより具体的に明らかにすることができた。

3　本研究の意義

本研究は、上記のアンケート調査およびモデル調査を実施することにより、地域において成年後見の身上監護がどのように実施されているか、どのような問題があるかを総合的に明らかにしようとした。これは、成年後見の身上監護に関するわが国で最初の本格的調査といえるものである。調査が可能になったのは、成年後見による支援を受けられ調査の対象となられた全国の方々のお心遣いによるものである。

調査項目は上記のように、身上監護事項として必要な項目がほぼ含まれているように思われる。実務において進められてきた身上監護について、アンケート調査は主として量を、モデル調査は主として質を問い、両調査を通じて個別の意見を詳細にうかがいながら、身上監護の総体を把握することに努めた。

本研究における二つの調査は、それ自体が客観的資料として意義を有するものであるが、いくつかの示唆を得ることができる。ここでは 3 点掲げる（より具体的には本報告書の関係箇所を参照していただきたい)。

第 1 に、本調査は成年後見実務における身上監護の実態、その実現過程（たとえば契約についてはその履行過程、手配についてはその実態）を示しており、成年後見における財産管理と身上監護の実績を明らかにしている。そして、成年後見人等は、本人の生活の維持向上を図るため財産管理と身上監護の二つの事務を担っていること、それらは別々に切り離せるものではなく一体的に行われていることなどを示唆している。財産管理は、本人の現在の状況と今後の生活設計や生活振りについての本人の希望、療養看護の必要度等の身上監護事項に即して適切になされる必要があるといえる。

第 2 に、以上のことと関連するが、本調査は身上監護事務のコアとなるべき基本的枠組みを示している。これらは、特に、今後の身上監護のあり方やその運用指針（「身上監護実務ガイドライン」）を考える場合に、参考資料の一つとなるであろう。なお、身上監護実務ガイドラインを策定するためには、身上監護に関する法的課題を解決しなければならない。とりわけ、成年後見において身上監護をどのようにとらえ、制度にどのように位置づけるかについて議論を深めることが有意義であろう。この点、民法学界では成年後見を財産管理制度として位置づける見解がなお有力と思われるが、本研究の実態調査から導かれる成果は、この制度をもう少し豊かなものとしてとらえる必要性と可能性を示している。法規定のうえでは、財産管理と一体となった身上監護の事務を、民法第858条（後見類型)、第876条の 5 第 1 項（保佐類型)、第876条の10第 1 項（補助類型。第876条の 5 第 1 項を準用）（以上、法定後見)、任意後見契約に関する法律第 6 条（任意後見

類型）に位置づけることができるのではないか。また、実務上は、身上監護と財産管理の一体性から、身上監護を考慮した財産管理、財産活用の具体的類型を提示することができるであろう。

第3に、本調査に基づき、成年後見における運用上の課題を提示することができる。成年後見制度は、「自己決定」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」の三つの理念のもとに、本人の意思を確認しあるいは本人に代わり意思決定を行うことによって、本人の生活の質（QOL）の維持・向上を図り、本人の生命、身体、自由、名誉、財産等の権利・利益を擁護することを目指している。そこには、①社会福祉におけるエンパワメントが作用しなければならない。また、②民法上は、近代民法が導入した意思自治の原則の趣旨を確認し、個人の意思が十分に機能できるようにしなければならない。このように考えると、医療同意や死後の事務処理等のいわゆる成年後見の限界事例について、成年後見法から自覚的にアプローチすべきであろう。

医療同意については、医事法など関係分野においてインフォームド・コンセントのあり方に関する問題として従来より研究が進められており、多くの成果が出されているが、それらの検討とは異なる検討の枠組みが提案されてもよいのではないか。成年後見法からのエンパワメントと意思自治を中心とするアプローチは、インフォームド・コンセント論に関する従来の研究成果を展開させ、地域において一層活かすことにつながるであろう。本調査結果は以上のことを訴えており、医療同意問題を喫緊の検討課題としてとりあげなければならない、と私たちは受けとめている。これは制度改正を含む本学会における継続的な研究課題となろう。

4　身上監護研究会のメンバーと研究支援体制

身上監護研究会は、弁護士、司法書士、社会福祉士の各専門職と大学の研究職にある者によって構成されている。それぞれに各界において成年後見に深く関与されてきた方々である。メンバーは専門家として各観点から熱心に議論を進めた。研究会を通じて、成年後見制度がこれらの方々と関係者・団体との連携を中心とする地域のエネルギーによって動かされていることを実感することができた。

研究支援体制として、調査の実施、調査結果の整理、分析等にあたっては財団法人日本総合研究所（坂本俊英調査研究部長・白紙利恵主任研究員）の協力を得た。研究会では、定例の会議に加え、たびたび臨時の会合をもち、研究の方向性を確認したが、その進行には池田恵利子委員に尽力いただいた。なお、アンケート調査の要点について松岡昌則氏（北海道大学大学院教授、社会学）から教示を賜わったことを付記させていただく。

また、研究会では、毎回厚生労働省の担当者にご出席いただき、あたたかくかつ力強い激励をいただいた。

以上に述べた物的、精神的ご配慮がなければ本研究を遂行することはできなかったであろう。

成年後見法改革は日本民法典百余年史における最大の成果の一つと評価することができる。本研究テーマは必要性と緊急性の高い歴史的意義を有する課題と位置づけられるものと考えるが、かかる研究の意義と重要性を理解され、さまざまに協力をしてくださった方々とその見識に対し研究会を代表して感謝したい。

本研究成果が身上監護の実務と理論の発展に資することがあれば幸いである。

Ⅱ　アンケート調査の結果

1　調査の概要

⑴　調査目的

身上監護については、財産管理と並んで成年後見事務の柱とされているが、法律上は、民法第858条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）において、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と規定するのみで、身上監護の具体的な事務内容について規定をおいていない。そのことが、身上監護事務に関するさまざまな見解や実務現場での混乱の原因となっているとも考えられる。

本調査では、専門職が身上監護事務として実際にどのような事務を行っているのかを調査し、身上監護事務の中核をなすところを明らかにすることを目的として実施した。

⑵　調査実施概要

⒜　調査対象

弁護士、司法書士、社会福祉士のうち後見人等の受任者を対象とした。

⒝　実施時期

平成19年9月中旬～10月末。

⒞　発送、回収状況

	調査票発送数	有効回答者数	回答率	有効回答票数
弁 護 士	800人	54人	6.8%	79票
司法書士	1,283人	249人	19.4%	392票
社会福祉士	922人	305人	33.1%	495票
合　計	3,005人	608人	20.2%	966票

※調査票は、対象者一人あたり3通を送付。

⑶　調査結果の概要

⒜　調査回答者について

回答者608人のうち、弁護士は54人（8.9%）、司法書士は249人（41.0%）、社会福祉士は305人（50.1%）である。有効回答票数は全体で966票、職種別では弁護士が79票（8.2%）、司法書士が392票（40.6%）、社会福祉士が495票（51.2%）であった。

平成18年度の最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（以下、「最高裁概況」という）と比較すると、今回の調査では弁護士の割合が低いことに注意する必要がある。

有効回答票の職種別割合

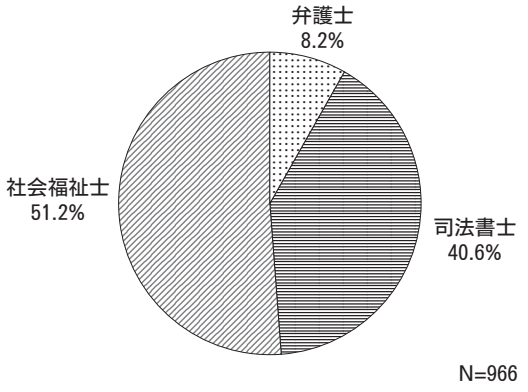

（参考）　後見人等と本人の関係別割合

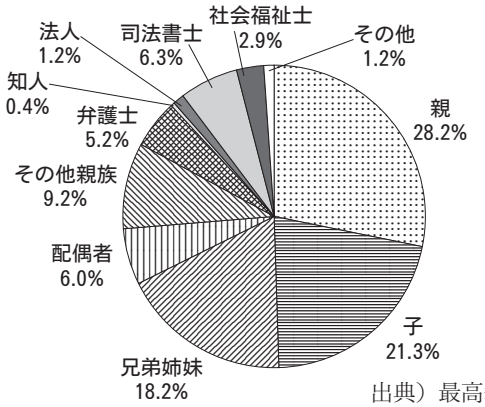

出典）最高裁概況

⒝　申立ての状況

審判の申立者は「親族」が56.5%で最も多く、次いで「市町村長」26.1%、「本人」13.0%の順となっている。

最高裁概況と比較すると、今回の対象事例では「市町村長」や「本人」申立ての割合が非常に高くなっている。

申立者の割合

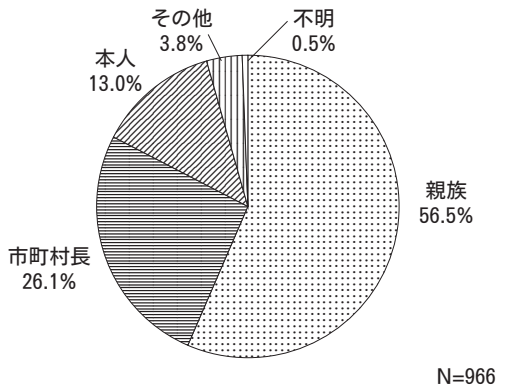

（参考）　申立人と本人の関係別割合

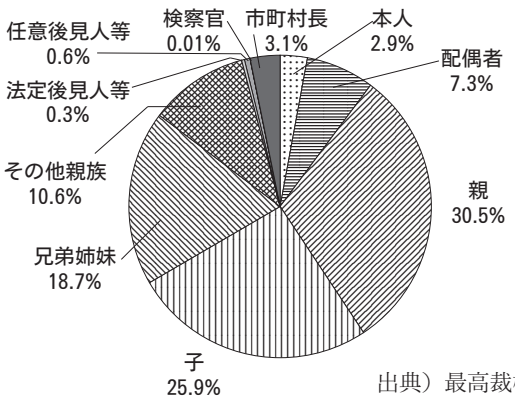

出典）最高裁概況

⑹　申立ての主たる理由

申立ての主たる理由をみると、「日常的な金銭管理」や「医療福祉サービス等の契約」、「財産管理処分」などが上位を占めている。

最高裁概況では、申立ての動機として「財産管理処分」が約７割を占めており、「身上監護」は３割となっている。今回の調査では、身上監護を中心とした事件を対象としているため、最高裁概況による申立理由とは若干異なる傾向となっている。

申立ての主たる理由

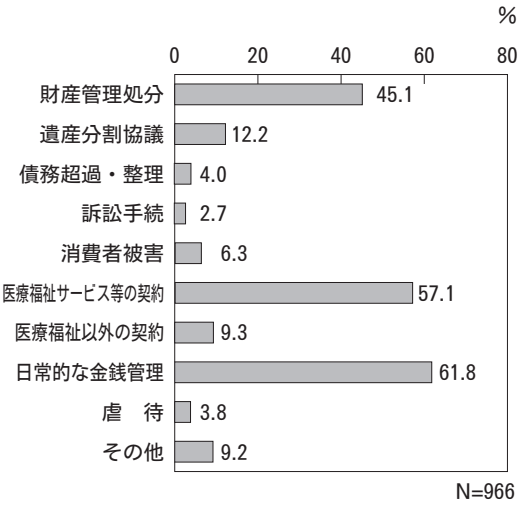

（参考）　申立ての動機

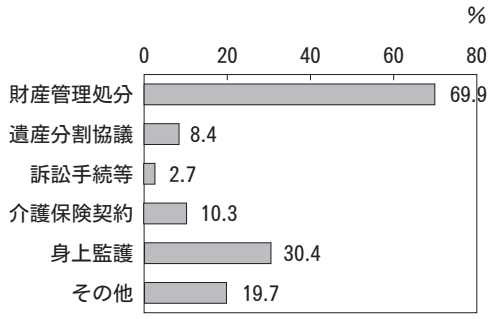

出典）最高裁概況

⑺　被後見人等の生活状況

被後見人等の申立て時の居所は、在宅、病院、施設ともに３割程度であるが、移動後の居所（移動がない場合も含む）では施設が５割近くを占め、在宅、病院は２割程度となっている（申立て時に在宅で生活していた被後見人等のうち４割は施設やグループホーム等へ入居）

申立て時の居所別にみた移動後の居所割合

			移動後の居所割合（移動がない場合も含む）					
		人数	在宅	病院	施設	グループホーム	その他	無回答
申立て当初の居所	合計	966	18.1%	22.3%	46.8%	11.0%	1.1%	0.7%
	在宅	300	49.3%	8.3%	30.3%	10.3%	1.7%	0.0%
	病院	261	6.5%	64.0%	23.4%	5.4%	0.8%	0.0%
	施設	327	2.4%	4.9%	88.7%	3.4%	0.6%	0.0%
	グループホーム	60	1.7%	10.0%	8.3%	80.0%	0.0%	0.0%
	その他	4	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%
	無回答	14	7.1%	7.1%	14.3%	14.3%	7.1%	50.0%

(E)　一般的見守り活動の実施状況

被後見人等の状況確認頻度をみると、直接面会による状況確認を行っている頻度は、平均で年間換算14.5回（おおよそ月に１回ペース）となっている。直接面会以外の方法としては、「事実上の監護人を通じて報告を受ける」(35.9%)、「見守り依頼者を通じて報告を受ける」(12.5%)、「その他」(27.1%）となっている。

直接面会による状況確認の頻度（年間）

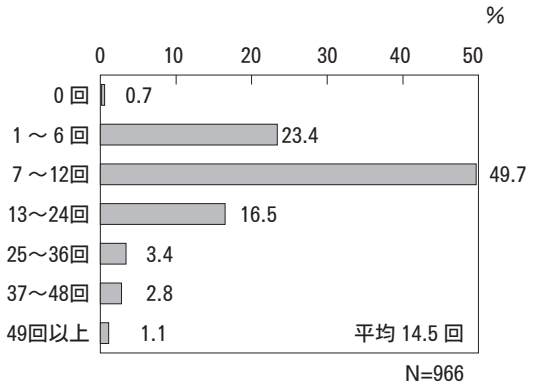

直接面会以外の方法による状況確認方法

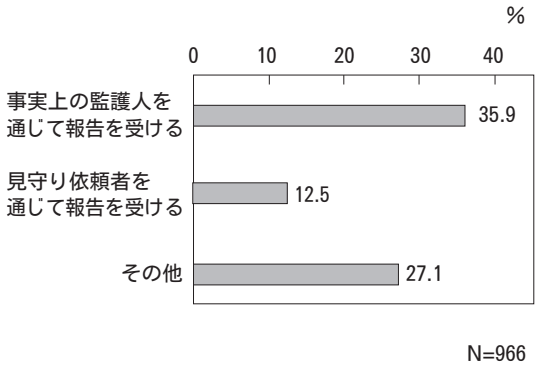

(F)　被後見人等の経済状況

流動資産合計額をみると、1000万円以上が約４割を占めている一方で、100万円未満も１割ほどおり、資産保有状況は非常に幅がみられる。生活保護受給者も7.2%ほどいる。

年収ベースでは、100万円未満が約４割を占めて最も多い。平均値は166万円であるが、中央値は100万円であった。

流動資産合計

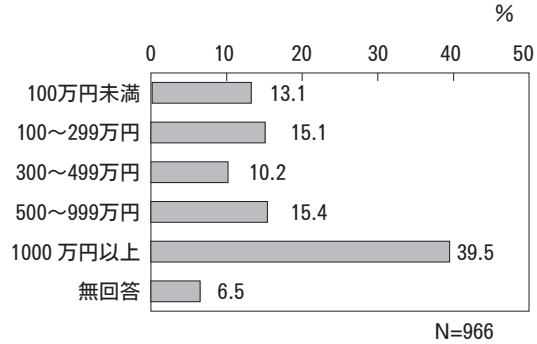

年　収

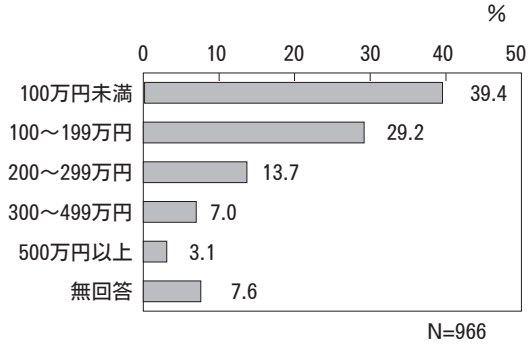

⑹　報酬付与審判等

報酬付与審判の申立てを「行った」割合は63%であり、36%は「行っていない」と回答している。行っていない理由は、「１年未満（期間が短いため)」が最も多く、次いで被後見人等の「経済状況（資産が少ない)」を考慮している回答が多い。

申立者の割合

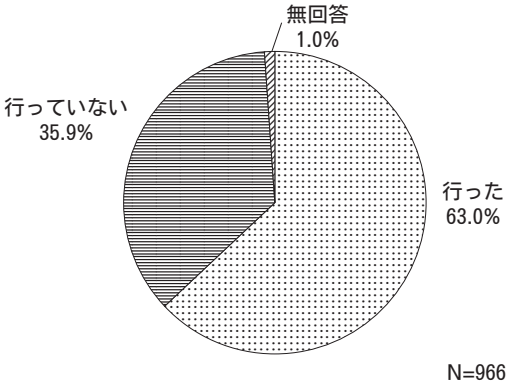

報酬付与審判の申立てを行っていない主な理由

・１年未満（期間が短いため）	151件
・経済状況（資産が少ない）	44件
・近々行う予定	34件
・報告書提出を併せて行う予定	7件
・業務多忙により	6件
・業務内容が軽易なため	4件
・公務員のため	4件
・利益相反のおそれがあるため	4件
・遺産分割調停中であるため	3件
・係争中のため	2件
・手続が面倒	2件
・裁判所から報酬は出ないと言われている	2件
・その他	

１カ月平均の報酬額は、「２～３万円未満」が約30%で最も多く、次いで「１～２万円未満」(19.4%）の順となっているが、「５万円以上」も14.9%ほどみられる。全体の平均額は2.9万円であった。

報酬額（１カ月平均）

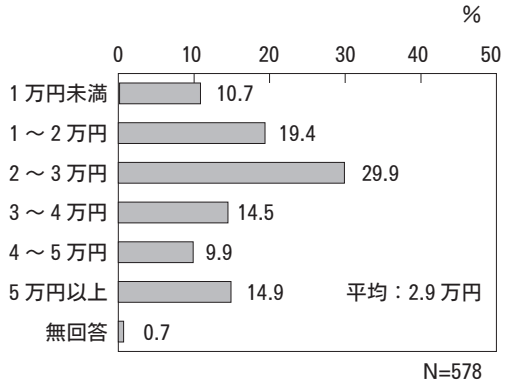

㈭　身上監護事務を遂行するうえで感じた困難さ

身上監護事務を遂行するうえで感じた困難さをみると、「行政や金融機関においての事務手続」、「家族・親族への説明、意見調整」、「身元保証人」、「死後の事務」などが上位を占めている。

身上監護事務を遂行するうえで感じた困難さ

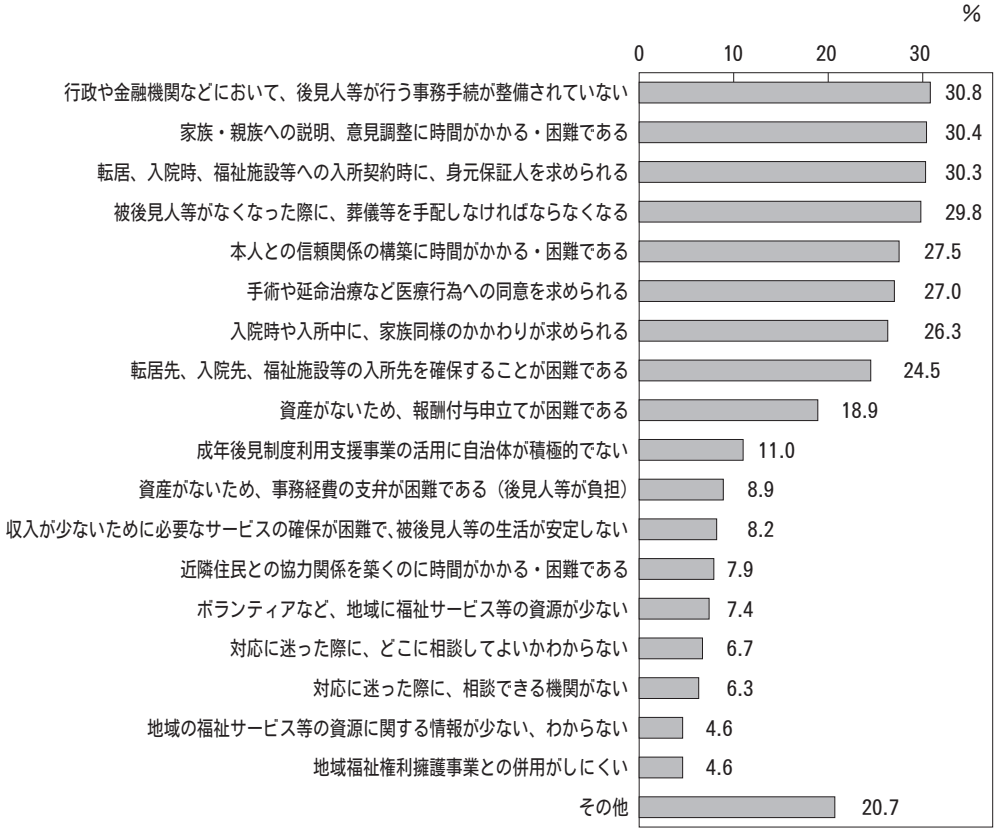

2　被後見人等に関する基本事項
～身上監護を中心とする第三者後見人受任案件の特徴～

本アンケートの結果からは、前述のように回答者の職種に偏りがあるとはいえ、現在の専門職後見人の担っている身上監護の内容をみてとることができる。ここでは、アンケート項目２の「被後見人等に関する基本事項」の調査結果から、身上監護を中心とする専門職による第三者後見人の受任案件と後見活動の特徴をみておきたい。

⑴　市町村長申立て、本人申立ての割合

アンケート結果では、審判の申立者として市町村長によるものが26.1%となっているが、最高

裁概況では3.1％であることと比べると、市町村長申立案件が高率となっていることが専門職の第三者後見人による身上監護案件の大きな特徴となっている。

成年後見制度は、家産の維持を目的として親族が申し立て、同じく親族が後見人等になる旧来のパターンから、その人らしい生活の維持向上と権利擁護を目指す身上監護中心の成年後見制度への転換を図ることと、そのための実施体制上の課題として市町村長申立ての推進と第三者後見人の確保による社会後見の必要性が指摘されてきた。専門職の第三者後見人の身上監護案件で市町村長申立てが約４分の１を占めていることは、後見の社会化の現段階での進展状況と将来の姿を示しているといえる。

また、市町村長申立ては「身寄りがない」「関係が疎遠」など申立て可能な親族がいない場合や、「保護の必要性がある」場合になされるものであるが、それはとりもなおさず身上監護を中心とする後見活動の多面性を示してもいる。市町村長申立案件では、後述する同居人がいないなど生活の維持にとっての家族機能を期待できず、後見人等による生活マネジメントがより広範囲にならざるを得ない。また、保護の必要性がある場合の市町村長申立てとしては、本人が虐待や消費者被害等の権利侵害に現にあっているかもしくは予想される場合などが考えられ、後見活動において権利擁護の幅広い展開を要求されることになる。

⑵　身上監護と財産管理の一体性

申立ての主たる理由では、身上監護を中心とした案件のアンケートであるので、「医療福祉サービスの契約」「医療福祉以外の契約」が66.4％と高率なのは当然であるが、「日常的金銭管理」が61.8％、「財産管理処分」が45.1％と高くなっていることが注目される。

後見人等の職務は「財産管理」と「身上監護」とされるが、この二つは本人の生活の維持向上を図るうえでは切り離せない一体的なものである。財産管理は、被後見人等本人の現在の状況と今後の生活設計や生活ぶりについての本人の希望、療養看護の必要性等の身上監護事項に即して適切になされる必要があるものである。

アンケート結果からは、専門職後見人において、実務的に身上監護と財産管理が一体的にとらえられ、実施されていることがうかがえる。

⑶　生活環境の変化と身上監護

被後見人等の生活状況の項では、本人の状況の変化により居所の変更が高率で行われている状況が浮かび上がっている。在宅から施設や病院に移動したものが48.9％、病院を退院し居所を在宅や施設に移動したものが35.3％となっている。

居所の変更は、本人の心身や生活状況の変化に応じてなされるものであるが、後見活動のうえでは、本人および関係機関等から情報収集による的確な状況把握と適切な変更先の選択や変更後の生活の組立て等多様で幅の広い活動が必要とされる。こうした活動を適切に行うためには、定

期的訪問による本人の状況把握や希望の確認が必要なことはいうまでもないが、あわせて後見人等がさまざまなネットワークを利用し、あるいはつくり、その中で活動することに習熟する必要があることを示している。

⑷　見守り活動

後見人等には、「本人の意思尊重義務」（意思尊重義務）と「本人の心身の状態及び生活の状態に配慮する義務」（身上配慮義務）という二つの義務が課せられているが、この義務を履行するうえで、本人との面談は、最も有効な方法である。

調査結果による本人との面談回数は、年間７回～12回が49.7%、13回～24回が16.5%となっており、25回以上も合わせて7.3%あった。また、本人との直接面談以外の方法として「事実上の監護人を通じて報告を受ける」が35.9%あった。

この結果からは、専門職後見人は本業がありかつ本人面談は相当の時間を必要とすることを考えると、専門職後見人においては本人との定期的面談を意図的に後見活動計画に組み込み活動していることがうかがえる。

⑸　資産状況の多様性と後見報酬

アンケート結果では、本人の資産状況は多様なものとなっているが、資産の低い被後見人等も高率であることがくみとれる。年収100万円未満が39.4%あり、流動資産300万円未満が28.2%となっている。このことを反映して、報酬額で月額１万円未満が10.7%、１～２万円未満が19.4%を占めている。また、報酬付与申立てを行っていない理由として「経済状況（資産が少ない）」をあげた者が44人と理由の第２位となっている。

成年後見制度が定着しない理由の一つとして資産の少ないもの者に対する助成制度の不十分さが指摘されてきた。今回の調査結果は、あらためてこの課題を浮き彫りにするとともに、専門職後見人に低額な報酬や報酬未請求等の自己犠牲を強いている面がある実態を明らかにしている。

3　各項目の概要とまとめ

以下では、身上監護事務等に関する実施状況および実現方法について、調査結果の整理を行った。調査結果をみるにあたり、以下の点に注意する必要がある。

【身上監護事務等の項目について】

本調査で取り上げた身上監護事務等の項目は、既存の解釈（平成10年４月14日の法務省民事局参事官室「成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明」47・48頁）をもとに、本研究会で検討のうえ以下の７領域に整理したものである。

大項目：①　日常生活の維持に関する事項
②　住宅関係（修繕、冷暖房、家財の整理、賃貸借契約等）
③　福祉・介護サービスの利用（リハビリ含む）
④　福祉施設等での生活
⑤　医療に関すること
⑥　教育、就労、余暇活動等
⑦　その他注意を要する事項

また、実際に行われる具体的な項目として、中項目、小項目レベルに整理している。

中項目：各領域の法律行為の流れに従い、基本的には①契約締結まで、②契約履行に対する行為、③契約の変更・解除等に関する行為の 3 段階に区分

小項目：中項目の各段階において発生すると考えられる法律行為またはそれに付随する事実行為を具体的に列挙

ただし、本調査で整理した項目の中には、法解釈上は身上監護の範疇を越えるもの（医療同意や身元保証人等）なども含まれているが、後見人等が業務を遂行する中でどの程度これらの問題に直面しているかを把握するために取り入れたものである。

【各行為の実施割合について】

被後見人等の生活ニーズは個々に異なっており、実際に行われるべき身上監護事務等の行為もさまざまである。以下で示す各行為の実施割合は、その行為を必要とする被後見人等がどの程度いるのかを表しており、数値の大小が必要性の高低を意味するものではない（実際に行われた人数がわずかであっても、その行為を必要とする被後見人等が存在している）。

一方で、実施割合が高い項目は、多くの被後見人等が必要としている行為であり、後見人等が行う“一般的な”身上監護事務等ということもできる。

⑴　日常生活の維持に関する事項

⑷　調査結果の概要

日常生活の維持に関する事項では、後見人等が受任後すぐに行うべき項目や被後見人等の日常生活を維持するうえで必要と考えられる項目を取り上げている。

中項目レベルにおける実施状況をみると、「公法上の行為」（住民登録や年金・手当て等の受給申請、各種福祉サービスの申請、税務申告等）、「日常生活費の管理」（通帳預かり、日常生活費の管理・受渡し等）は７割以上で実施されており、また「郵便物の管理」（開披、転送依頼）や「私法上の契約関係（生活用品の購入・解約、NHK や電話会社等との契約･解約、保険会社等との契約・解約等）」の実施状況も５～６割に上る。

日常生活の維持に関する事項（中項目）実施割合

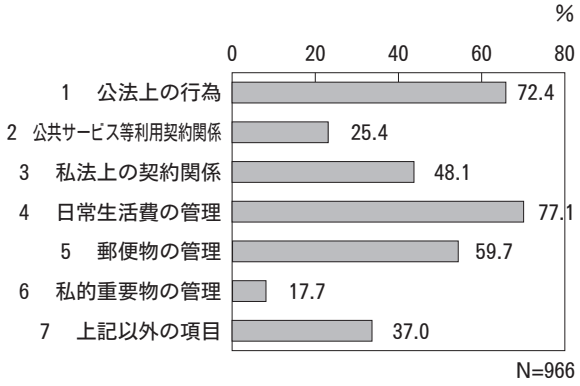

実施状況を居所別にみても大きな差はみられず、これらの項目は共通の事項として実施されていることがうかがえる。

		日常生活の維持に関する事項（中項目）								
		合計	公法上の行為	公共サービス等利用契約関係	私法上の契約関係	日常生活費の管理	郵便物の管理	私的重要物の管理	左記以外の項目	無回答
居所	合計	966	72.4%	25.4%	48.1%	77.1%	59.7%	17.7%	37.0%	19.3%
	在宅	175	72.0%	31.4%	57.1%	80.6%	51.4%	18.3%	58.3%	13.1%
	病院	215	72.6%	18.6%	41.9%	78.1%	61.9%	18.1%	27.4%	19.5%
	施設	452	71.5%	24.1%	45.8%	74.1%	60.6%	17.3%	31.4%	22.6%
	グループホーム	106	74.5%	33.0%	53.8%	79.2%	66.0%	15.1%	38.7%	17.9%
	その他	11	81.8%	36.4%	45.5%	90.9%	54.5%	27.3%	72.7%	－

【日常生活の維持に関する事項（小項目レベル）の実施割合、実現方法割合】

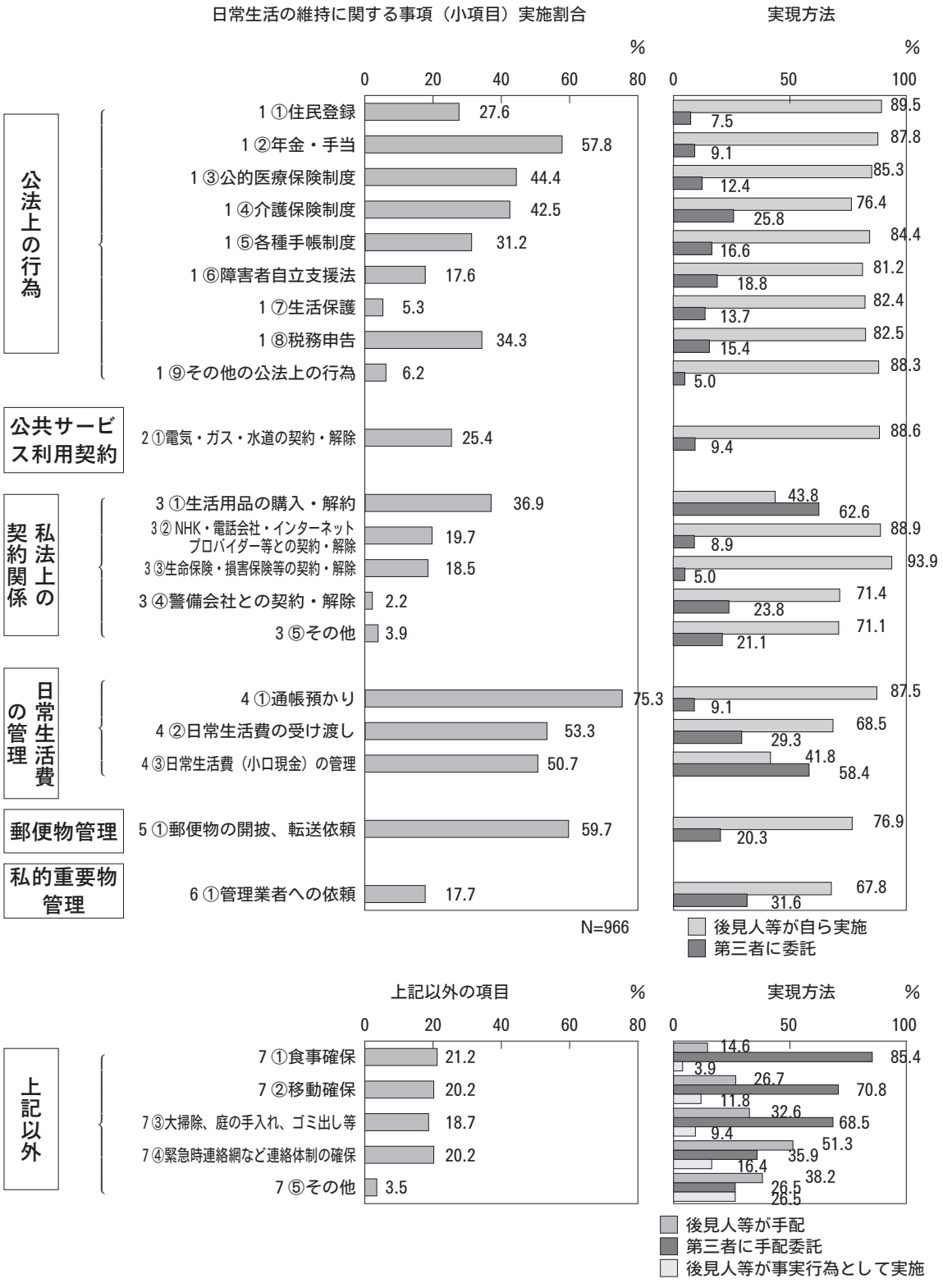

※実現方法の「後見人等が自ら実施」「第三者に委託」の割合は、事項毎の実施件数を100％とし、実施方法として後見人等が自ら実施した割合、第三者へ委託した割合を示したものである（複数回答）。

⑻ 「日常生活の維持に関する事項」のまとめ

ここでは、施設、病院、在宅（監護人の有無別）、グループホームと、被後見人等の居所により、その違いがあるか調査している。事項は、選任直後と、その後の暮らしの維持とに大きく分けている。

選任直後については、すべての居所において「公法上の行為」が行われている。内容としては、年金・手当てに関する手続があり、ついで介護保険制度・障害者自立支援法に関する手続など福祉や医療に関する手続が行われている。年金・手当ての手続の中には、すでに受給している場合もあるが、時間の経過のなか被後見人等の状況が変化した場合、等級変更などを行うことで収支状況が改善した例もある。同時に多くの被後見人等は、福祉・医療のサービス利用を必要としている、もしくはすでに暫定的に利用している。そのため、選任直後に契約を締結している。「公法上の行為」は、年金などの手続以外に何が必要か、管理している財産をどのように支出していくかの優先順位を考える際に不可欠な項目である。

本人の安全な暮らしの確認をどのように実施していくかという点も重要である。「介護施設や医療施設に居所があるから、安全だ」と判断するのではなく、虐待や拘束されている状況にないかなども含め、直接面会による本人状況把握を安全・安心の判断とすべきである。

「公共サービス等利用契約関係」「私法上の契約関係」は、公共料金に関する手続や、生活用品の購入・解約などが、居所によりその実施に差が生じている。いずれも在宅者での実施の割合は高い。ただし、後見人等が自ら実施している割合は、項目により差が生じている。特に生活用品の購入は、親族が存在する場合は親族、介護サービスを利用している場合は介護ヘルパー等に委託している割合が高い。

在宅生活の場合、監護人の有無により差が生じている項目として「郵便物管理」がある。その中の転送手続が必要な場合は、特に行政機関においては、窓口が縦割りであるため煩雑な手続が必要との意見があがっている。

続いて、介護保険制度や障害者自立支援法との関係は明確ではないが、「食事確保」「移動確保」「大掃除、庭の手入れ、ゴミだしなど」「緊急時連絡網など連絡体制の確保」などが実施されている。監護人なしの場合にその実施割合は高い。その実施状況では、「後見人が自ら実施」と「第三者に手配委託」があり、資力との関係は不明だが、「後見人が自ら実施」している割合が多い。委託されている第三者とは、親族が存在する場合は親族、介護サービスを利用している場合は介護ヘルパー等に委託している割合が高い。なかには知人なども含まれており、委託に要する費用の詳細は不明。また、日常生活の維持に必要だが、第三者への委託が何らかの理由で、不可能な場合、後見人等自らが担っている実態があり、その要因が何かを明確にする必要がある。一部の意見として、本人の日常生活の維持に必要なさまざまな事柄が、介護保険制度の保険での対応範囲を越えるということで、関係者の理解がうまく得られずに後見人等自らが実施している例もみら

れ、広く地域の関係機関からの後見人等の職務への理解と協力が不可欠といえる。

「日常生活費の管理」については、通帳の管理は主として、後見人等自身が行っているが、日常生活費の受け渡し、日常生活費（小口現金）の管理については、第三者に委託している割合が、29.3%、58.4%と高くなっている。その委託先については、日常生活自立支援事業の利用にとどまらず、親族が存在する場合は親族、介護サービスを利用している場合は介護ヘルパー等に委託している割合が高い。また入所、入院中の場合は、その施設や病院に委託している。委託に関して費用が発生しているかどうかは不明。資力差は特に認められない。類型別にみると、補助、保佐については、後見類型と比較して第三者へ委託した割合は低い。被補助人、被保佐人とは、その関係構築過程と日常生活費の関係があるといえる。日常生活費の管理の必要性が認められる場合でも、被補助人、被保佐人自身が一度に使ってしまったため、補助人、保佐人らとどのように管理していけばよいかなどを話し合いその管理方法について検討を行っている例もみられる。同時に、被補助人、被保佐人の理解がなかなか得られず、資力状況に応じた日常生活費の管理の方法を見出すために、大きな労力を要している例もみられた。

また、日常生活費の管理にあたって、大前提となる後見人選任以前に管理している人からの引継ぎが容易にいかない例では、日常生活の維持にあたって後見事務にあたることができない時期ができ、その対応が負担となっている。

資力の有無による差が認められた項目として「大掃除、庭の手入れ、ゴミ出し等」がある。資力が500万円以下の資力低層にあたるほうが、第三者に委託している割合が高い。

日常生活の維持において、多くの被後見人等が何らかの介護・医療サービスなどを必要としている。そのために、さまざまな契約行為、手続などを選任直後より必要としていた。その後、より被後見人に適切な判断を行っていくためには、関係者との連携も必要となってくる。一部の項目に第三者への委託としたものがあったが、委託にあたって関係者との話合いの場を確保し、出席をした経過があったと推測できる。それは逆に後見人等自身が参加して意味を成すものであり、日常生活維持に向けて義務ではないが重要な行為といえる。

⑵　住宅関係（修繕、冷暖房、家財の整理、賃貸借契約等）～在宅者～

⒜　調査結果の概要

在宅者のみを対象として住宅関係（修繕、冷暖房、家財の整理、賃貸借契約等）の実施状況をみると、中項目レベルでは「住宅の維持・改善に関する契約の締結（改築・修繕、設備機器購入等）」や「契約の履行に対する対応」が 3 割以上のケースで実施されている。

住宅関係（中項目）実施割合

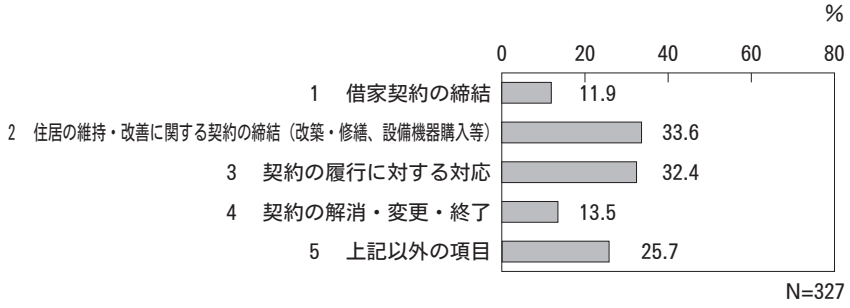

【住宅関係（小項目レベル）の実施割合、実現方法割合～在宅者～】

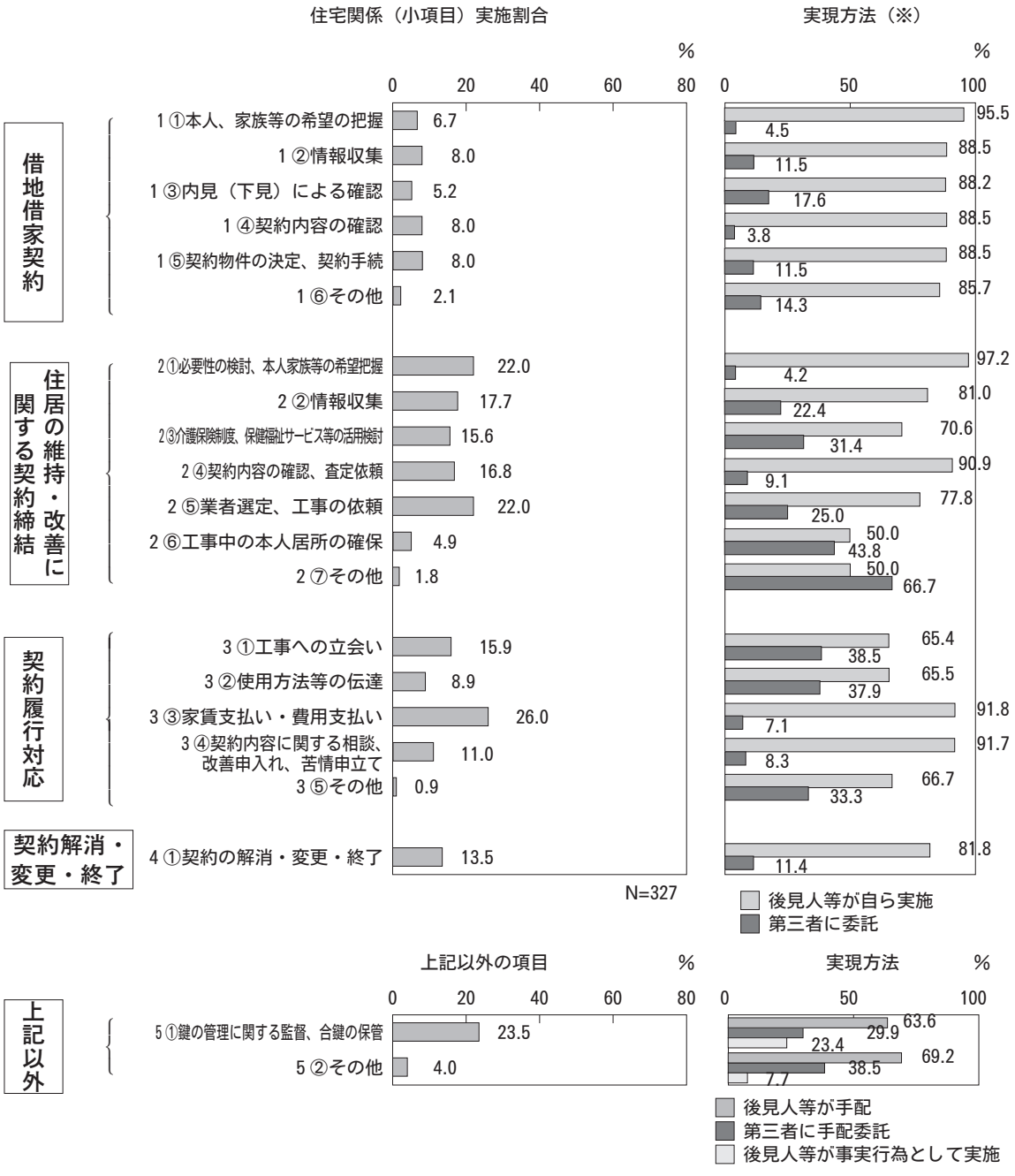

※実現方法の「後見人等が自ら実施」「第三者に委託」の割合は、事項毎の実施件数を100%とし、実施方法として後見人等が自ら実施した割合、第三者へ委託した割合を示したものである（複数回答）。

⑻「住宅関係（修繕、冷暖房、家財の整理、賃貸借契約等）」のまとめ

本人にとって住宅が精神的な拠り所として大きな意味をもっているということは、つとに指摘されているところである。アンケートの中項目の実施状況をみると、「住宅の維持•改善に関する契約の締結（改築•修繕、設備機器購入等）」が最も多く実施されており、次いで「契約の履行に対する対応」が実施されている。また、実施方法も 9 割以上が後見人等が自ら実施しており、後見人等がかかる観点をよく理解し、後見等の実務を行っていることがうかがわれる。

「住宅の維持・改善に関する契約の締結（改築・修繕、設備機器購入等）」の小項目をみると、「工事中の本人居所の確保」は第三者に委託した割合が 4 割強と小項目中最高であるが、専門的知識を有する関係者との連携を必要に応じて行っているものと推測される。

「契約の履行に対する対応」の中の小項目では、家主•工事業者等への「契約内容に関する相談、改善申入れ、苦情申立て」につき、実施割合は少ないが、後見人等が自ら実施した割合は 9 割を超えており、本人の代弁者としての役割を果たしているといえるであろう。

中項目の中でも住宅の維持・改善に関する「契約の解消・変更・終了」の実施割合は 1 割程度と少ないが、これは、住宅についてはできるだけ原状を維持することが、本人にとって好ましいとの後見人等の判断があるものと推測される。

「上記以外の項目」という中項目のなかで、「鍵の管理に関する監督、合鍵の保管」という小項目が挙げられているが、 2 割強実施されており、そのうち 3 割が第三者に委託されている。これは福祉サービスの提供上、場合によっては介護ヘルパーや介護事業所に合鍵を預けておく必要性もあることから、理解できるところである。

なお、資力別の統計的有意差に関し、借家契約締結における「情報収集」や「契約物件の決定•契約手続き」については本人の資力が低い場合ほど実施割合が高いが、これは資力が低いほど借家が借り難いという現実があることが原因であろう。

また、後見人等の職種別の比較では、借家契約締結における「情報収集」•「内見（下見）による確認」、住宅の維持・改善に関する契約締結における「情報収集」•「介護保険制度、保健福祉サービス等の活用検討」•「業者選定、工事の依頼」•「工事中の本人居所の確保」、および契約履行対応における「工事への立ち会い」の各小項目について、弁護士からの回答率が低いことから断定はできないが、弁護士の第三者への委託率が高いことが注目される。

自由記述欄をみると、住宅関係に関する後見人等の事務は、法律行為のみではなく、それと密接に関連する事実行為が多くあり、後見人等が、これらの事実行為をめぐって苦労しつつも、各自が工夫して取り組んでいることが読み取れる。

⑶　福祉・介護サービスの利用～在宅者～

⒜　調査結果の概要

福祉・介護サービスの利用に関する実施割合をみると、中項目レベルでは「サービス事業者との契約締結（サービスや制度に関する相談、本人や親族・介護者との方針決定、事業者の情報収集、契約書等の確認、事業者の決定等）」や「契約の履行に対する対応（サービス提供状況の確認、関係者との連絡調整、費用支払い、支援方針や処遇に関する相談･改善申し入れ等）」などは在宅者の６～７割で実施されている。

福祉・介護サービス（中項目）実施割合

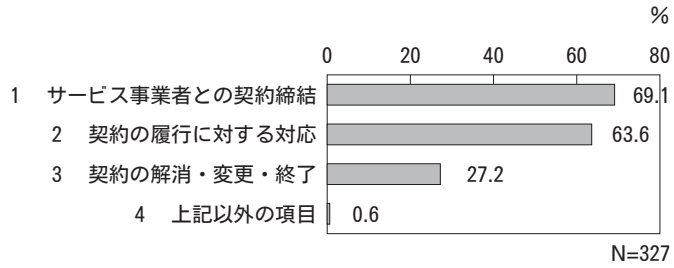

【福祉・介護サービスの利用（小項目）の実施割合、実現方法割合～在宅者～】

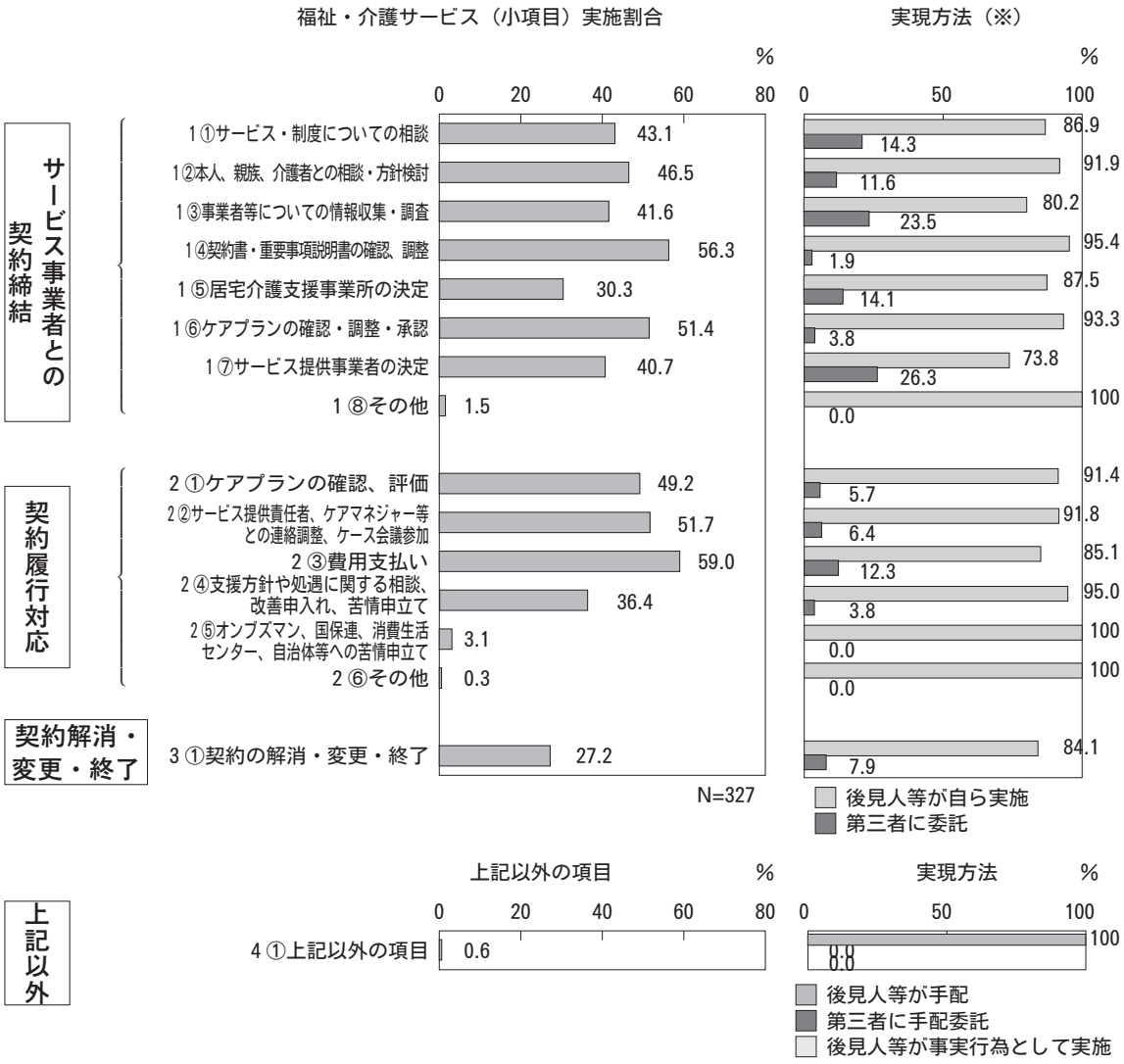

※実現方法の「後見人等が自ら実施」「第三者に委託」の割合は、事項毎の実施件数を100%とし、実施方法として後見人等が自ら実施した割合、第三者へ委託した割合を示したものである（複数回答）。

⑻ 「福祉・介護サービスの利用」のまとめ

福祉・介護サービスの利用に関する事務は、後見人等の身上監護事務のなかでも中心的な事務である。中項目の実施状況では、「サービス事業者との契約締結」や「契約の履行に対する対応」などが6～7割で実施されているが、在宅者の後見人等へのアンケートということからみると、若干少ないように思われる。「契約締結」については、在宅者はすでに福祉・介護サービスを利用しており、後見人等は、本人等がすでに導入した既存のサービスを尊重して事務を行っているからではないかと推測されるが、「契約の履行」については、既存の契約を見直す必要性も考えられ、その点では若干実施割合が少ないように思われる。

また、実現方法については、後見人等の職種別の比較でみると、小項目のすべてにわたって社会福祉士の自らの実施割合が高く、弁護士・司法書士といった法律専門家は第三者への委託の割合が高くなっており、職種間での違いがみられる。

小項目レベルでの実施状況をみると、中項目の「サービス事業者との契約締結」の中では、比較的行うことの多いと考えられる「契約書・重要事項説明書の確認、調整」や「ケアプランの確認・調整・承認」については、5割以上の割合で実施されており、後見人等がこれらの事務を積極的に行っていると推測される。また、「本人、親族、介護者との相談・方針検討」も実施割合が4割を超え、後見人等が本人等の意思を尊重しつつ事務を行っていることがうかがわれる。

中項目の「契約の履行に対する対応」の中では、「ケアプランの確認、評価」や「サービス提供責任者、ケアマネジャー等との連絡調整、ケース会議等への参加」といった、サービスの質の向上を図るために必要な事務の実施割合が高く、本人にとってよりよいサービスを求め、後見人等が努力している姿がうかがわれる。

福祉・介護サービスの「契約解消・変更・終了」については、3割近く行われている。後見人等は、漫然とサービスを維持していくだけではなく、場合によっては既存のサービスを解消・変更・終了させ、本人のためにサービスの質の向上を図るべく努力しているといえよう。

特筆すべきは、資力別では統計的に有意な差が認められた項目がないという点である。これは福祉・介護サービスの利用に関する事務を行うにあたっては、後見人等によって本人の資力にかかわらず同じ対応がなされているということであり、評価すべき点であろう。

なお、自由記述欄からは、福祉・介護サービスの利用に関する事務については、本人の意思の尊重と本人保護の要請との間で、後見人等が悩みつつも努力している様子が読み取れる。また、後見人等がつけばすべてやってもらえるといった関係者の誤解がある一方、積極的に協力してくれる関係者の存在に助けられて事務を行う後見人等の姿も垣間みえる。

⑷　福祉施設等での生活～施設入所者～

⒜　調査結果の概要

福祉施設等での生活に関する項目の実施割合をみると、中項目レベルでは「入所施設との契約締結（本人や親族・介護者との方針決定、住居の処分等に関する方針検討、入所施設の情報収集、見学・体験、契約書等の確認、入所施設の決定、入所準備等）」や「契約の履行に対する対応（サービス計画の確認、関係者との連絡調整、本人の状況確認、費用支払い、支援方針や処遇に関する相談・改善申し入れ等）」などは施設入所者の６～７割で実施されている。

福祉施設等での生活（中項目）実施割合

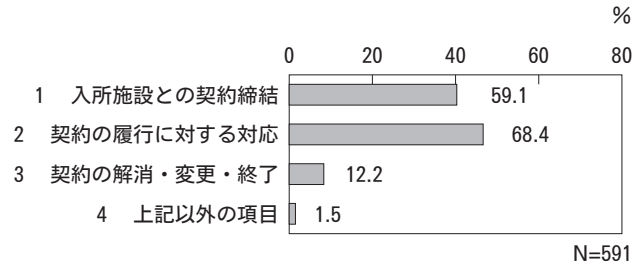

【福祉施設等での生活（小項目レベル）の実施割合、実現方法割合～施設入所者～】

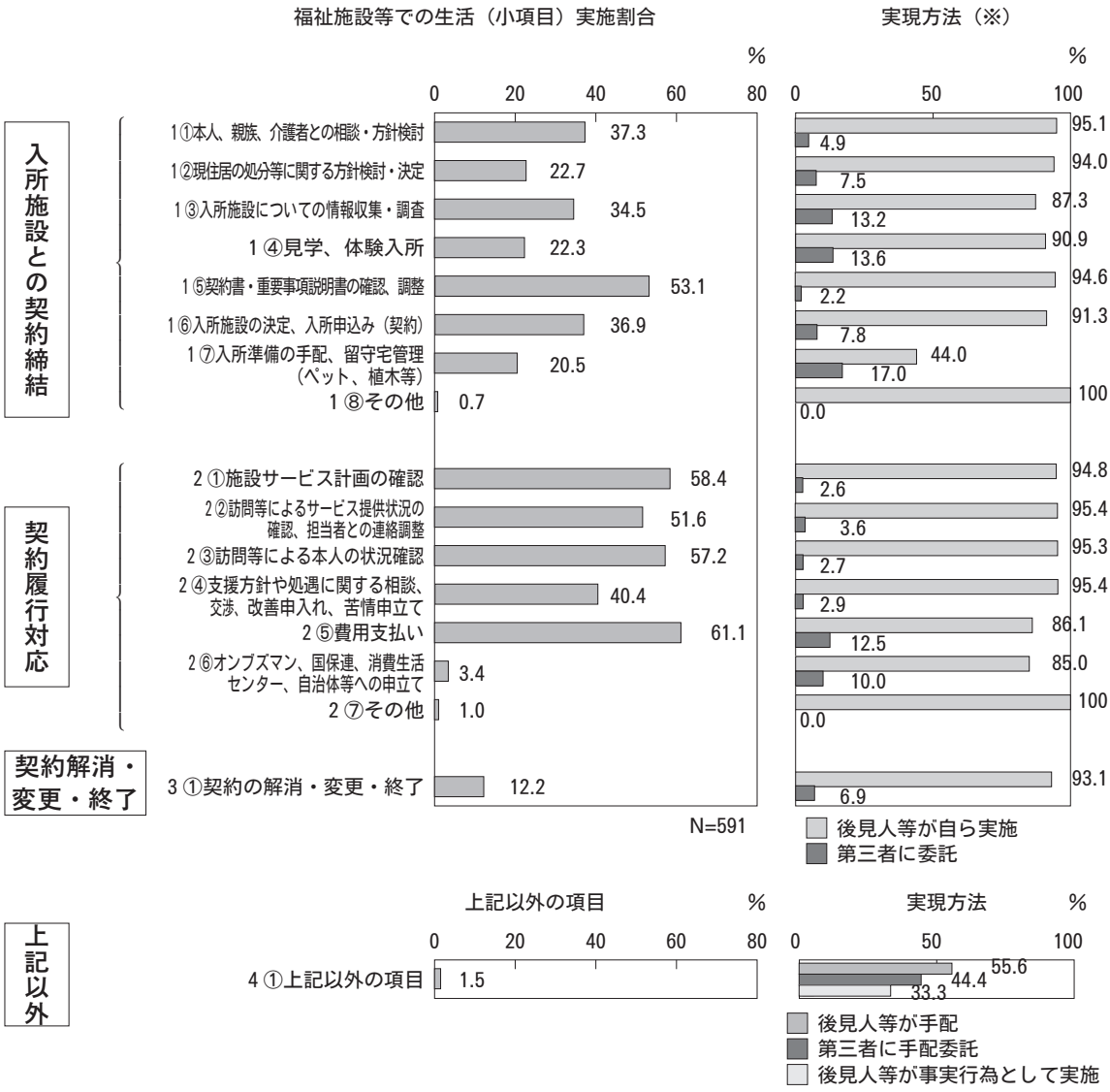

※実現方法の「後見人等が自ら実施」「第三者に委託」の割合は、事項毎の実施件数を100%とし、実施方法として後見人等が自ら実施した割合、第三者へ委託した割合を示したものである（複数回答）。

⑻ 「福祉施設等での生活」のまとめ

福祉施設等での生活では、まず、「入所施設との契約締結」が59%、「契約の履行に対する対応」が68%と、かなり高い比率で実施されている。さらに、それぞれの小項目をみると、どの項目も90%前後、後見人等が自ら実施している。福祉サービスの中でも生活の拠点にかかわる契約であり、後見事務の重要な側面として当然の結果であるともいえよう。

契約締結に関する小項目では、「契約書・重要事項説明書の確認・調整」(53%)、「本人、親族、介護者との相談•方針検討」(37%) などが注目される。本人主体で、本人が納得できる利用へ結び付ける努力がなされていることがうかがえる。さらに契約履行では、サービス計画の確認(58%)、サービス提供状況の確認や担当者との連絡調整(52%)、訪問での本人の状況確認(57%)など、支援の実施過程に後見人等がさまざまにかかわっていることがわかる。特に、「支援方針や処遇に関する相談、交渉、改善申入れ、苦情申立て」が40%もあり、後見人等が施設サービスのあり方にさまざまな介入している、ということができよう。

さらに、「自由記述」の記載をみると、サービス過程へのかかわりの具体的な内容が示されている。拘束の改善、入所者に尊厳をもって接するよう働きかけたなど、職員のかかわり方の根幹を改めた記述も目に付く。専門性を有し、福祉施設の実情を熟知している後見人等だからこそ指摘できる内容であり、職員のスーパーバイザー的な役割を果たしているといえる例も多い。家族という立場では遠慮したり、「お任せ」となってしまっていた支援のあり方が大きく変わり、入所者の「生活の質の向上」へのアプローチが確実に行われている。また、長期入院患者を再評価してグループホームに移行させる、家族関係を調整して自宅に戻るなど、地域生活の実現に寄与した経過なども紹介されている。

こうした事例からも、後見人等が施設入所者の身上監護に注目することにより、施設そのものを変え、地域移行を実現するなど、福祉サービスの質の向上につながっていることが明らかである。一方、地域で厳しい独り暮らしをしていた人を、施設利用で安定した生活に結び付けた例なども報告されている。成年後見制度利用により、従来の福祉施設での生活にとどまらない多様な支援が展開され、結果として、施設職員の力量も高まっていると考えられる。それは被後見人等にとっても、自己決定を尊重した、それぞれの生活を豊かにする個別の支援が行われることとなり、身上監護に着目することの意義がさまざまな形で具現化しているといえよう。

⑸　医療に関する事項

⑷　調査結果の概要

医療に関する事項の実施状況をみると、中項目レベルでは「医療契約（通院治療）」の実施割合が46％で最も高く、また「健康診断」や「入院契約」についても32％が実施されていた。

「契約の履行に対する対応」、「契約の解消・変更・終了」についての実施割合は14～17％、「医療保護入院の同意」については13％程度となっている。

被後見人等の居所別にみても、在宅者と施設入所者では各項目の実施割合に大きな差はみられず、居所にかかわりなくほぼ同率で実施されている。

医療（中項目）実施割合

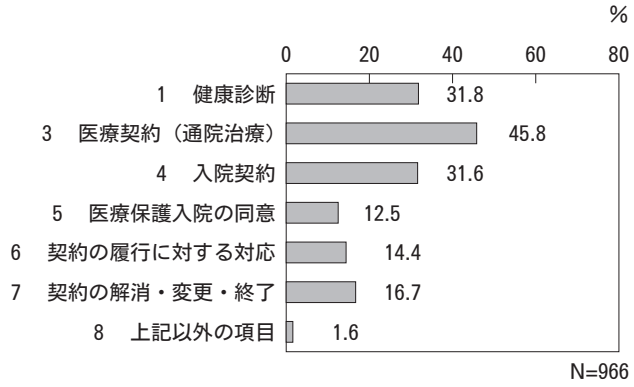

居所別にみた実施割合

		医療に関する事項（中項目）								
		合計	健康診断	医療契約（通院治療）	入院契約	医療保護入院の同意	契約の履行に対する対応	契約の解消・変更・終了	左記以外の項目	無回答
居所	合計	966	31.8%	45.8%	31.6%	12.5%	14.4%	16.7%	1.6%	40.1%
	在宅	175	32.0%	55.4%	26.3%	12.6%	16.6%	17.1%	0.6%	38.3%
	病院	215	22.8%	35.3%	38.1%	22.8%	17.2%	15.3%	2.3%	39.1%
	施設	452	34.5%	46.9%	32.5%	8.8%	13.3%	17.3%	1.3%	40.0%
	グループホーム	106	34.0%	43.4%	23.6%	7.5%	9.4%	14.2%	2.8%	47.2%
	その他	11	45.5%	54.5%	9.1%	9.1%	0.0%	18.2%	0.0%	27.3%

【医療に関すること（小項目レベル）の実施割合、実現方法割合】

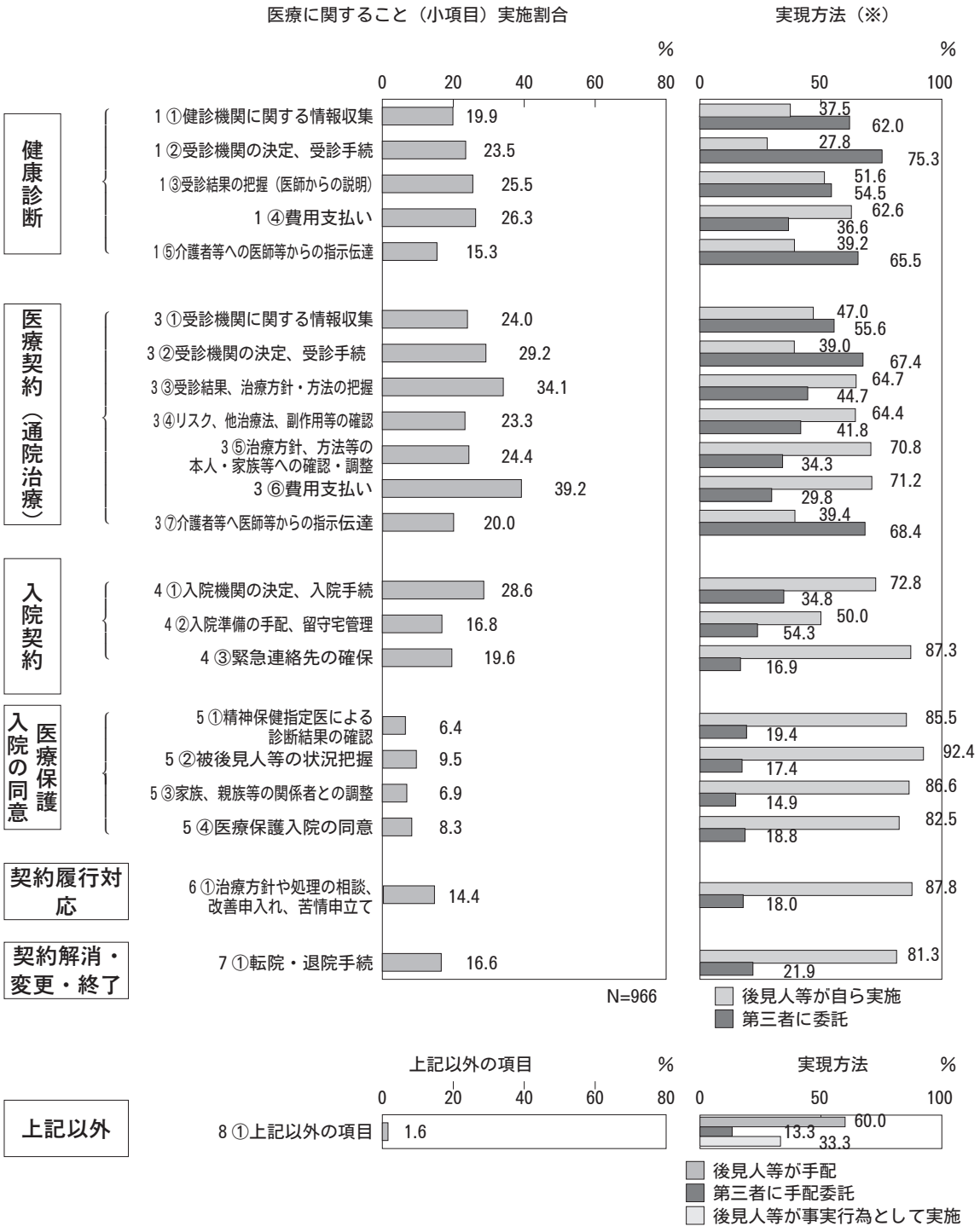

※実現方法の「後見人等が自ら実施」「第三者に委託」の割合は、事項毎の実施件数を100％とし、実施方法として後見人等が自ら実施した割合、第三者へ委託した割合を示したものである（複数回答）。

⑻ 「医療に関する事項」のまとめ

本アンケート結果から、まず第１に、医療に関する事務が後見人等の事務の中で質量ともに大きな比重を占めていることがわかる。後見人等の医療に関する事務の実施状況をみると、在宅者の通院治療の55％を筆頭に、在宅・施設等を問わず全体では、医療契約（通院治療）46％、入院契約32％、健康診断32％と、医療に関する事務の割合は非常に高い。

第２に、医療に関する事務は単純ではなく、いくつもの過程を経て実施されるということがあらためて認識されたと思う。通院治療一つとってみても、医療機関に関する情報収集、医療機関の決定、受診の実行、受診結果への対応、治療方針に関する本人や親族の意見調整、費用の支払いなど、実に多くの過程がある。その中で、治療方針の確認など後見人等自身が実施している割合が高い（70％）事務と、第三者へ委託割合が高いものが分かれており、どのような事務なら委託することが許容されるかを判断するのに参考になろう。

第３に、医療に関する事務は、契約行為だけでは済まず、通院・入退院時の援助という事実行為と無関係でいられない現実がここでも明らかになっている。それを後見事務の中でどのように位置づけるかを明確にできないまま、後見人等が大きな負担に悩んでいる実態が「自由記述」の中でも明らかになっている。本来、後見人等の事務としては、このような事実行為までは求められないはずであるが、本人の生活環境や家族関係によっては、後見人等はこのような行為について、病院や施設から家族同様の対応を求められ、一概にこれを断れない状況があるということだ。

第４に、医療に関する事務は、「医療についての同意」が切り離せない課題としてでてくることで、一層難しいものになっている。後見人等が医療契約を実行するには、その前提として、本人の医療を受けることの意思あるいは受容が必要であり、また、近い親族がいる場合は、それらの人々との調整が必要なことから、後見人等はそれに多くの時間と労力を費やしていることがわかる。それでも、本人の拒絶などにより適切な医療契約を進めることができず、悩んでいる姿が「自由記述」から明らかになっている。

今後、通院・入退院時の付添いなどの事実行為について、職業後見人は、どのような社会資源やサービスを利用できるのかを研究し、本人や関係者からも理解を得やすい方向での解決策を提示し、病院や施設の理解を広げていく必要があろう。

また、退院後の本人の服薬管理や発熱時への対応について、後見人等が不安をもっていることも明らかになっている。これらは、在宅の本人に共通する課題であり、後見人等が一人で背負える問題ではないので、このような事態に対応ができる制度利用、サービス利用の仕組みを考えていく必要がある。

⑹　教育・就労、余暇活動に関する事項

⒜　調査結果の概要

教育・就労、余暇活動等に関する項目のうち、中項目レベルでの実施割合をみると「余暇活動における契約締結」が約14%で最も高く、「契約の履行に対する対応」６%が続く。

実施割合は低いが、「学校･就労先等との契約締結」についても被後見人等のニーズがあることがわかる。

被後見人等の居所別にみると、「余暇活動における契約締結」や「契約の履行に対する対応」などの実施割合は在宅、施設、グループホームではほとんど差はみられない。

教育・就労・余暇活動（中項目）実施割合

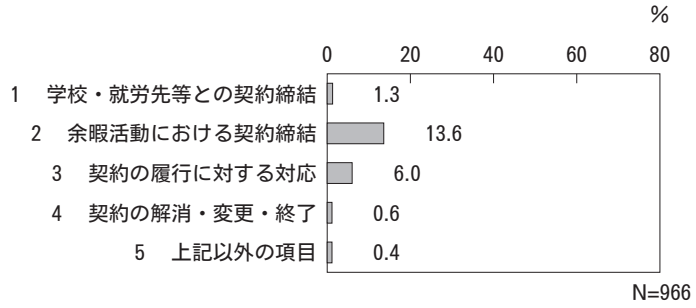

		教育・就労、余暇活動等（中項目）						
		合計	学校・就労先等との契約締結	余暇活動における契約締結	契約の履行に対する対応	契約の解消・変更・終了	左記以外の項目	無回答
居所	合計	966	1.3%	13.6%	6.0%	0.6%	0.4%	84.7%
	在宅	175	2.9%	17.7%	8.0%	2.9%	0.6%	79.4%
	病院	215	0.5%	6.5%	2.8%	0.0%	0.5%	92.6%
	施設	452	0.9%	15.0%	6.6%	0.2%	0.4%	83.6%
	グループホーム	106	2.8%	17.0%	6.6%	0.0%	0.0%	80.2%
	その他	11	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	90.9%

【教育、就労、余暇活動等（小項目レベル）の実施割合、実現方法割合】

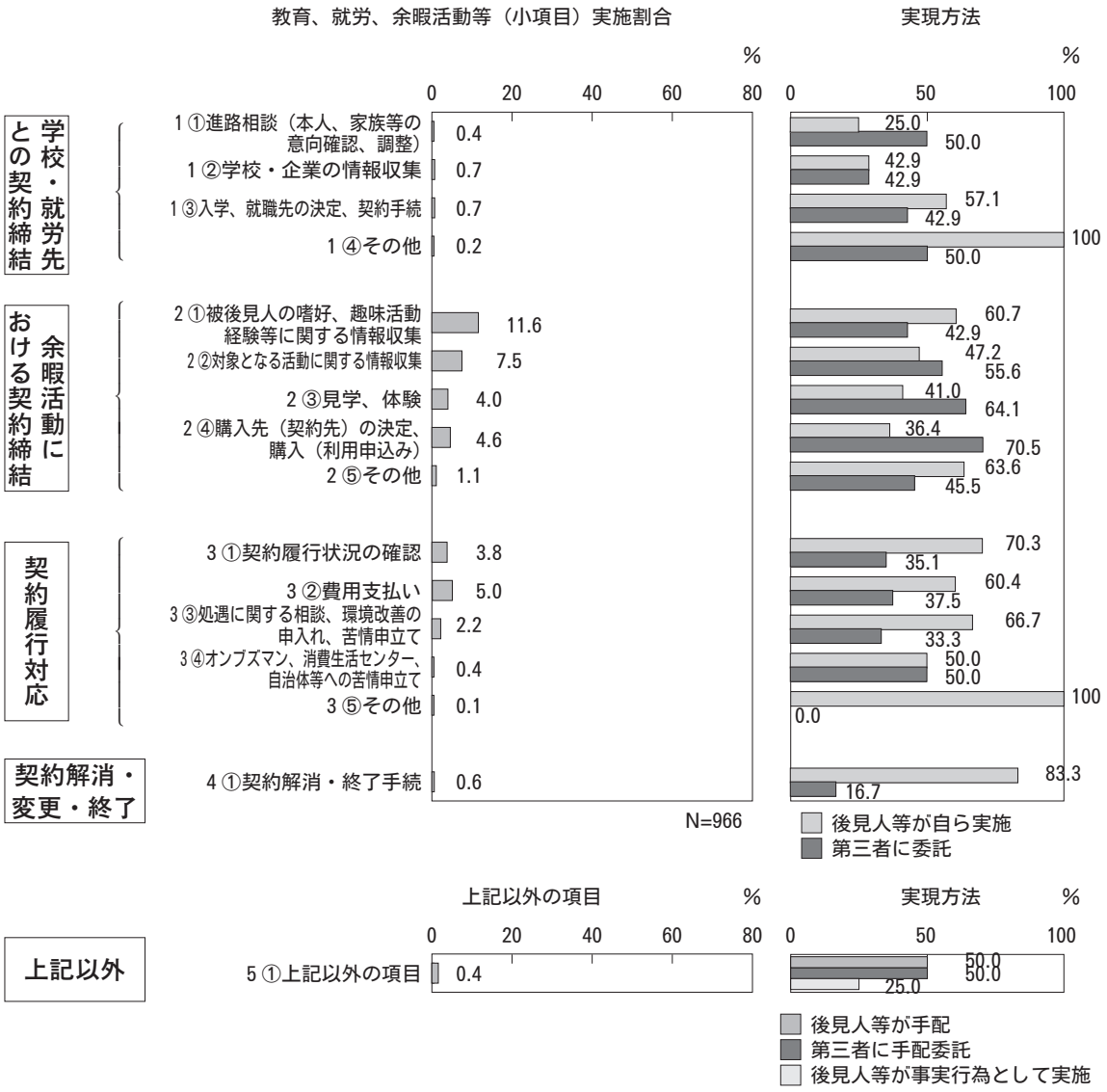

※実現方法の「後見人等が自ら実施」「第三者に委託」の割合は、事項毎の実施件数を100%とし、実施方法として後見人等が自ら実施した割合、第三者へ委託した割合を示したものである（複数回答）。

⑻ 「教育・就労・余暇活動に関する事項」のまとめ

アンケートへの回答者は966人であるが、教育・就労・余暇活動に関するアンケートへの回答は、このうち15％弱であり、後見人等が、教育・就労・余暇活動等の支援にまでは、まだかかわりは薄いという結果とみることができる。

その中で、中項目レベルの実施割合では、余暇活動における契約締結が最も高くて14％弱の契約締結状況である。また、被後見人等の居所別の実施割合では、施設の被後見人等の実施割合が高く、病院、在宅、グループホームの順となっている。

実施割合の高かった余暇活動における契約締結をみると、被後見人等の嗜好、趣味活動経験等に関する情報収集の項目の数値が高い。学校・就労先との契約締結も数値は１％にも満たないがニーズはあり、情報収集等で進路先の決定、契約手続の支援を果たしている。

実現方法での中項目レベルでは、各項目とも第三者へ委託は30％を超えており、後見人等が自ら動くのではなく、第三者への委託の図式がみえる。しかし契約履行状況の確認や、費用の支払いについては、業務の性格上、後見人等が自らの実施の数値が高いことがわかる。

後見人等が後見業務の一部を第三者への委託する場合の、委託先については、各項目とも、入所施設（グループホーム含む）への委託が多く、唯一余暇活動の決定と、利用申込みに関してのみ、ケアマネジャー、ヘルパーの名が上がっている。第三者への委託については、施設等への依存度が高いことがわかる。

実施割合においての在宅者と施設等入所者の比較では、両者にあまり差はないが、実現方法(第三者委託）での在宅者と施設入所者の比較では、各項目とも、施設入所者の第三者委託割合が高い。

在宅者監護人有無別の比較によると、実施割合では、監護人の有無での著しい差はみられないが、実現方法（第三者委託）では、特に、余暇活動における契約締結では、監護人のある人のほうが、実施の数値が高い。

後見類型別にみると、補助の実施割合が高いが、実現方法（第三者委託）では、学校・就労先との契約締結での補助の第三者委託の数値が高く、余暇活動における契約締結と契約履行対応の各項目では、成年後見の第三者委託の数値が高い。

資力別の比較では、余暇活動における契約締結での各項目で、資力の高い人の実施割合が高いことがわかる。しかし、実現方法（第三者委託）になると、必ずしも資力に左右されていない。

最後に後見人等の職種別の比較をみると、社会福祉士の実施割合が高く、ついで司法書士、弁護士の順である。実現方法（第三者委託）での職種別比較はそれぞれに第三者委託をしているのがわかる。最後の自由記述をみると、成年後見の業務の中で、少しでも被後見人等日常生活を豊かにしてあげたいとの熱意を感じることができる。

⑺　その他注意を要する事項

⒜　調査結果の概要

本項目では、成年後見人等が事務を遂行する上で注意を必要とする事項（身元保証人、医療同意、死後の事務）について取り上げている。

「身元保証人の調整」については、本調査で対象とした事件のうち36％で、「医療行為への同意」については40％、「死後の事務」については12％で行われていた。

被後見人等の居所別にみると、「身元保証人の調整」が行われた割合は、在宅者、病院入院者では約30％、施設、グループホーム入居者では約40％となっている。

「医療行為への同意」については、在宅者で約20％であるが、それ以外の居所では40～50％近くが行われていた。

また、「死後の事務」については、在宅者では５％と低いが、施設やグループホーム入居者では10％前後、病院入院者では18％となっている。

その他注意を要する事項（中項目）実施割合

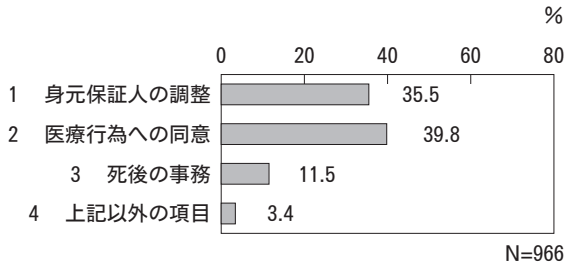

		その他注意を要する事項（中項目）					
		合計	身元保証人の調整	医療行為への同意	死後の事務	左記以外の項目	無回答
移動後の居所	合計	966	35.5%	39.8%	11.5%	3.4%	43.9%
	在宅	175	28.6%	21.7%	5.1%	5.7%	60.6%
	病院	215	28.4%	40.0%	17.7%	4.2%	41.9%
	施設	452	40.3%	46.9%	11.3%	2.7%	38.1%
	グループホーム	106	38.7%	39.6%	7.5%	0.9%	47.2%
	その他	11	54.5%	18.2%	9.1%	9.1%	36.4%

【その他注意を要する事項（小項目レベル）の実施割合、実現方法割合】

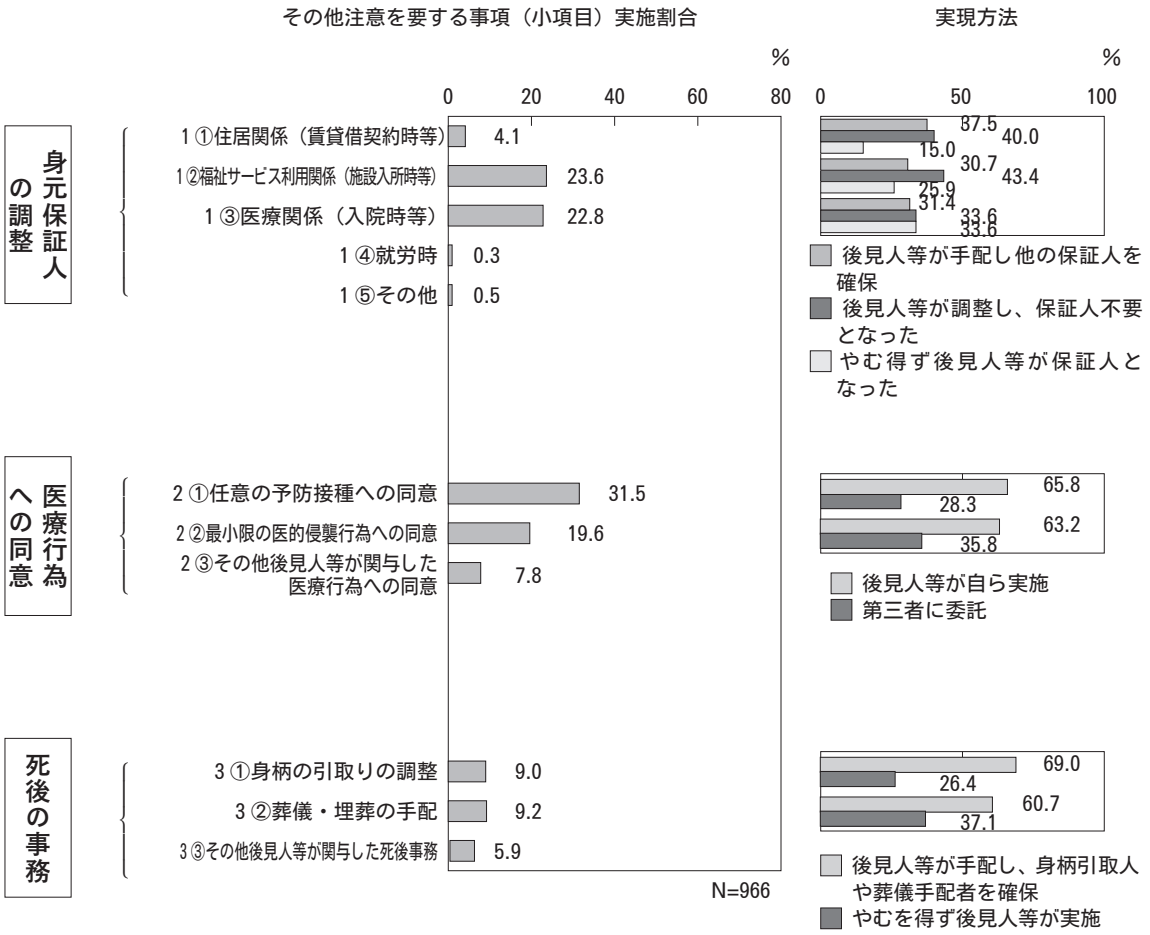

⑻ 「その他注意を要する事項」のまとめ

身元保証、医療同意、死後事務のうち、身元保証は本来、後見人等の職務ではなく、他の二者も後見人等の権限外の事務である。それにもかかわらず、後見人等はしばしばこの問題に直面し、どう対応すべきかに悩まされてきた。このアンケートでもその状況が浮き彫りになっている。

まず、アンケート結果や「自由記述」から、施設や病院などが後見人等の権限について、正確な理解を有していないことがうかがえる。後見人等は家族同様何でもやるものと思い込んでいる関係者が、当然のように後見人等にこれらの事務を求めているのだ。このような状況の中で、後見人等は、権限がないからやらないでは済まされず、何らかの対応をせざるを得ないという現実がある。しかも、どう対応するかの指針が示されていない現状では、対応策は後見人等の個人的な判断に委ねられており、その精神的負担は大きい。その対応でよかったのかを多くの後見人等が悩んでいる。

身元保証では、身元保証人の調整を行った後見人等のうち、何と、施設入所で26％、入院で33％が自ら保証人になっている。さすがに借家等の賃貸借契約では、後見人等自身の保証は15％と減っているが、それでも少ない数字ではない。おそらく、後見人等は悩んだ末、保証しなければ入所できないなどの事情から、やむを得ず応じたのであろう。一方、後見人等の調整で、保証人が不要となったという回答が賃貸借・入所・入院のどの場合も30％を超えているのは注目に値する。交渉次第で、問題が解決されることがあるということだ。

これらの問題への具体策とみられる提案も見受けられた。入院保証の関係では、「二人の内一人は引き受けたが、一人を区長に依頼した」ことを踏まえ、「入院保証は市など公的なところが行うべき」という提言があった。また、専門職後見人については、身元保証条項の入らない契約書が使用されるように周知が図られるべきだ、という意見もあった。そもそも、専門職後見人が選任されていて、老人ホームの入居に身元保証の必要性があるのかという点から見直していく必要があると思う。

医療同意については、後見人等の40％がこの関係の事務を行っており、そのうち予防接種や医的侵襲の低い行為については、後見人等自身が同意しているケースが60％を超えている。医療同意が後見人等の権限ではないというだけでは何の解決にもなっておらず、多くの後見人等が悩み、自分の判断で医療を選択し、侵襲度の低いものについては同意している（せざるを得ない）実態があるのだ。この分野における早急な法整備が必要であろう。

死後の事務についても、多くの後見人等が事実上やらざるを得ない状況にあることが明らかになっている。成年後見は終了しているため、葬儀費用などのお金を払ってよいのかという問題が出て、後見人等らを悩ませている。死後事務について、どこまでやるのかを定めてほしいという声が出ているが、当然であろう。

Ⅲ　モデル調査の結果

1　モデル調査実施概要

⑴　調査の目的

モデル調査は、アンケート調査では把握することが困難な、後見業務の実態や課題をより具体的に把握することで、身上監護の必要性や意義を明確にし、さらに制度・運用改善に向けた課題を明らかにすることを目的として実施した。

⑵　調査の内容と方法

調査では、事例を通じて身上監護の実態や効果、今後の課題をより具体的に把握することとし、委員所属の 6 団体のご協力を得て、事前に事例候補を抽出していただき、その中から下記テーマに即した 3 事例程度について、訪問してヒアリングを行った。

⒜　事例のテーマ

（身上監護ならではの効果や難しさ）

・不衛生な生活環境等の改善等、生活環境の修復・改善により、本人が希望する在宅生活継続が可能になった。
・家族・親族や福祉サービス関係者等、周囲の人との人間関係が改善された。
・虐待への対応（保護・再構築、予防）ができた。
・入所・入院（治療）等、人生の局面に際して本人が現実を受け入れられずにいるときに、後見人等の丁寧なかかわりにより、本人が納得して次のステップに移行できた。
・施設のなかの不適切な対応を改善できた。　　等

（現行制度の限界や課題）

一般的な医療同意への対応、死後の事務への対応、身元保証、身元引受け等への対応／生活保護受給、低所得による対応の限界　　等

⒝　主なヒアリング事項

・団体等が実施している後見業務の概要
・事例概要（事例の基礎情報、後見計画の立案に際してのポイント等）

・後見利用による被後見人の生活の変化や効果
・主な身上監護事務の具体的内容と事例からみえた今後の課題

⑶　訪問調査実施概要

①　特定非営利活動法人　あさがお

日　時　11月８日㈭　14：00～18：00

訪問者　（ヒアリング担当委員）池田委員、上山委員、事務局

②　特定非営利活動法人　東濃成年後見センター

日　時　11月９日㈮　10：00～14：30

訪問者　（ヒアリング担当委員）池田委員、上山委員、田邊委員、事務局

③　社団法人大阪社会福祉士会　相談センター「ぱあとなあ」

日　時　11月27日㈫　13：30～17：30

訪問者　（ヒアリング担当委員）石渡委員、小幡委員、事務局

④　社会福祉法人大阪市社会福祉協議会　大阪市成年後見支援センター

日　時　11月27日㈫　13：30～17：30（③と同日実施）

訪問者　（ヒアリング担当委員）石渡委員、小幡委員、事務局

⑤　社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会　世田谷区成年後見支援センター

日　時　11月29日㈭　９：00～11：30

訪問者　（ヒアリング担当委員）池田委員、石渡委員、事務局

⑥　社団法人東京社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ東京

日　時　11月30日㈮　13：00～16：30

訪問者　（ヒアリング担当委員）池田委員、山崎委員、事務局

2　モデル事業者の結果概要

以下は、モデル事業者からの事業の概況と課題等の報告である。

⑴　特定非営利活動法人　あさがお

設立年	2005年２月
後見等受任件数	・法定後見　後見類型（55）　保佐類型（14）　補助類型（６） ・任意後見契約数　（２）＊設立後の総受任件数。終了事案を含む。
後見の形態 ／後見実務者数	法人後見／５名
業務対象地域	滋賀県大津市を中心とした滋賀県全域
後見業務以外の実施事業	大津市および滋賀県より、相談支援事業、広報・啓発事業、人材育成事業を受託

⒜　本人の意思を尊重することの難しさ

意思表示が困難であったり、曖昧であったりする被後見人等の生活や経済を決定する場面で悩むことが多い。それは、施設入所や入院先の決定という生活場所の決定であったり、必要なものの購入というお金の使い方であったりとさまざまである。

それまで本人にかかわった人たちにも相談をしながら決定するが、可能な限り本人の意志を尊重したうえで決定できるよう、後見人等として配慮を行っている。

⒝　身上監護内容の標準化について

身上監護業務の範囲については、業務内容の標準化が必要と感じている。後見活動を実施するうえで、どこまで後見人等がかかわらなければならないのかの判断に苦しむところである。財産管理業務と異なり、マニュアル化しづらい面があるが、活動において参考となる基準を設ける必要がある。

⒞　後見人の権限の範囲、特に、医療の同意、身元引受人、死後の事務についての基準づくりと必要な法改正

身寄りのない被後見人等の医療の同意については、後見人等の役割を医師に説明したうえで、納得してもらう場合もある。また、個別に家庭裁判所に相談のうえ対応している。施設や病院等からの身元引受人としての依頼については、依頼者側に十分な説明をしたうえで、身元引受人に

はならないものの、後見人等として同等のことを行うことで了解してもらっている。いずれもかなりの時間を要している。また、死後の事務については、身寄りのない方、身寄りはあっても被後見人等との関係が良好でない方の葬儀の実施率は高い。現在のところ、これまでに４件の葬儀を行っている。

⑹　後見報酬等の標準化について

後見業務のなかでも、身上監護については手間がかかる割に評価が低く、報酬に反映されにくいと感じている。報酬額の決定にあたり、標準額の設定が必要ではないかと思われる。また決定された報酬額が標準的な報酬額を下回った場合など、その差額について行政からの補助金等で補っていく必要があるのではないか。

ただし、今後、身上監護の一つひとつの業務単価が設定され、行為のそれぞれが報酬に直結することになった場合、そのことがサービスの押し売りにつながりかねないという懸念もあることから、報酬の基準づくりにあたっても、身上監護業務の標準化とあわせて進めていかなければならない。

⑹　後見人等不足への対応と後見人等の力量アップに向けた取組み

今後後見ニーズの増加が予測される中で、地域の後見受任者が不足するという問題がある。県内でも、後見人等の多くは市部に集中しているため、北部圏域は後見人等の受け手がいない。こうした状況から、あさがおでは、平成19年度より、身近な地域で後見人等の活動をサポートする「地域支援員」の養成に着手した。

いずれにしても、現状では法人後見を行っていくうえでの財政基盤が脆弱であり、今後行政からの財政支援の制度が確立されれば、法人後見実施団体も増えてくるものと思われる。また、実務者の研修・研鑽機会確保のためにも、研修補助制度等の創設も必要と考える。

⑹　地域全体として、後見業務をより効果的に推進していくために

地域全体でみると、成年後見制度の周知度・活用度がまだまだ低い。高齢者・障害者福祉施策を推進する中で市民に対する研修会等を積極的に行ったり、法人後見事業を実施する団体を発掘・育成することができる環境を早急に醸成することが肝要である。

⑵　特定非営利活動法人　東濃成年後見センター

設立年	2003年10月
後見等受任件数	・法定後見　後見類型（44）　保佐類型（13）　補助類型（11） ・任意後見契約数　（０）　＊2007年３末時点累積
後見の形態 ／後見実務者数	法人後見／３名
業務対象地域	多治見市、土岐市、瑞浪市
後見業務以外の実施事業	上記３市の委託事業として相談支援、広報啓発、人材養成等を実施

⒜　地域の‘公器’としての立ち位置

東濃成年後見センターは上記３市からの財政的支援を受けており、きわめて公共性の高い組織と認識している。そうした意味で特に留意しているのが利益相反の問題である。利益相反になるような役員構成としないこと（理事に福祉関係者、医療関係者は選任しない）や福祉事業は行わないこと、事務局の判断のみで決定しないように事務局は役員に選任しないこととしている。受任に際しても、たとえば経済的に余裕のある方に対しては専門職による個人後見や親族後見をすすめるなど、法人後見機関として受任すべき優先順位を検討している。

⒝　虐待等の困難事例に対する市・社会福祉協議会等との連携の必要性

設立当初抱いていた後見活動のイメージは、在宅の一人暮らし高齢者に後見人等がつくことで、財産管理や医療・福祉サービス等の契約を行いながら在宅での生活の継続を支援し、在宅生活が困難になった場合に施設への入所の契約を行う、といった「穏やか」なものだった。ところが実際は、何らかのトラブルにより後見等開始審判の申立てに至ったケースがほとんどであり、特に独居の認知症高齢者の場合、虐待の事案が想像以上に多くなっている。こうした対応困難な事案については、市行政（虐待対応）や社協権利擁護事業の一層の理解と迅速かつ緊密な連携が不可欠となっている。

⒞　本人保護と本人意思尊重のバランスの難しさ

後見業務を行ううえでは、被後見人等の意思を尊重し優先させていくことが前提となるが、特に補助および保佐の場合で、本人から明らかに不適切または本人にとって不利益となるような要望や行動がある場合もあり、後見人等としては、本人保護と本人の意思尊重との狭間でゆれることが少なくない。

⑹　親族との調整の困難さ

親族からの虐待や親族同士の争いがあり第三者として後見人等に選任された場合、また、親族が高齢等で親族による後見が困難なために選任された場合、選任後も親族からの不当な要求を受けることや、親族が支援を要する状態になっていることも少なくない。

そうした事案では関係機関と連携し、不当な要求への対応や、親族にも適切な支援がされるように検討することも重要になってくる。

⑹　地域の、医療・福祉サービス全体の底上げの必要性

不適切な処遇を行っている医療施設や福祉施設への対応について、困難さを感じている。限られた地域資源の中では、仮に一つの施設と契約解除をしても、次のよりよい施設等がみつけられるとは限らない。地域全体のケアの質を高めていく必要性を強く感じている。

⑹　後見人等の範囲外の事務について

連帯保証人や身元引受人、手術の同意を求めてくる医療機関への対応等、後見人等の業務範囲以外の事項を求められることが少なくない。説明しても理解してもらえない場合もあり、被後見人等にとって著しい不利益となる場合もある。

特に、手術の同意については、医療機関からどうしてもと求められ、法的には「無効」と説明しつつ同意した経験もある。しかし、手術の同意については、これを後見人等の業務範囲として認めるか否かという以前に、そもそも医療関係者の判断で実施に移すべきものと考えている。現状のままで後見人等に手術の同意を認めた場合、緊急時等に後見人等が到着するまで手術が実施されず、本人の生死にかかわる不利益を招きかねないと危惧している。

⑹　その他

身上監護の内容を検討するため、会員（法律・医療・福祉等の各専門職等）により月に１回のケース検討会が開催し、選任されたケースや申立て中のケースの状況や課題について話し合い、後見事務の方向性を検討している。

さまざまな問題をもつ対象者に、法律・医療・福祉等の各専門職からの意見が得られることにより対応の幅が広がっている。

⑶　社団法人東京社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ東京

設立年	2001年６月（成年後見センター「ぱあとなあ東京」設置）
後見等受任件数	・法定後見　後見類型（262）　保佐類型（52）　補助類型（25） ・任意後見契約（29）　　・後見監督人（３）　＊2007年７月までの累積
後見の形態／後見実務者数	個人後見／受任者　118名（名簿登録　210名）
業務対象地域	東京都内全域
後見業務以外の実施事業	相談支援、福祉関係者向け・他職種共同等の研修会の開催等

⑷　職能団体としての取組み

権利擁護センターぱあとなあ東京は、一人ひとりの希望する生活を支えるための後見制度をめざし、ソーシャルワーカーの視点を活かした後見業務を行っている。後見業務は、会員社会福祉士による個人後見を原則としており、受任者支援のために、会員間、他職種合同（弁護士参加による事例検討会、弁護士会との合同研究会、司法書士・税理士との３職種による合同会議など）の研修会を定例で開催している。

また、個人での受任には限界がある事案について法人でも受任できるよう、現在その準備を進めているところである。法人での後見等監督についてはすでに２件を受任している。後見等監督については、親族後見人や市民後見人の監督人として、職能団体としての専門性が活かせる部分であると認識し、積極的にかかわっていけるよう取り組んでいる。

⑸　法定代理人の立場を貫くことの困難さ

後見人等は被後見人等の法定代理人として、あくまでも本人の意思を尊重しながら本人に代わって意思決定や人生の選択を行っていく立場にあるが、第三者後見人としてかかわる多くの場面で、家族としての対応を求められることが多く、家族との立場の違いを理解してもらうことに多くの困難さを感じている。

このことは、社会福祉士がソーシャルワーカーとしての機能を関係者に強く求められがちであることと、社会福祉士自らが、「自分でできてしまう」と請け負ってしまい、自らの後見人等としての立場とソーシャルワーカーとしての立場を混同してしまうことが原因していると考えられる。

「気づく」ことと「請け負わず手配する」ことを明確に意識した活動ができるよう、事例検討会や継続的な研修でいつもテーマにおかれる内容である。

⑹　後見活動を行っていくうえでの守秘義務との関係の難しさ

在宅の方の後見等を受任する場合、見守り活動を行ったり、チームとしての支援を行っていくために、ケースカンファレンス等の席に、ケアマネージャー、後見人等、近隣住民等に集まってもらい、情報共有や関係づくりを進めることも重要となる。しかし、現実には、地域住民の制度への理解が十分でないことや個人情報保護の問題などから、本人に後見人等が選任されていることをどこまで家主や民生委員に話すべきか、あるいは協力を求められるか、といった後見人等の迷いも多い。

行政には、住民に対する制度の理解・周知の促進を期待するとともに、個人情報保護条例の例外規定の明確化等、地域での支援のネットワーク形成のための法整備を期待したい。

⑺　後見人等の範囲外の業務にどこまでかかわるかの判断の難しさ

身元保証や、医療行為への同意、死後の事務など、会員は相当の実践を重ねてきている。どこまでかかわるかの判断は、個別の案件や、受任している会員の力量によっても相当違ってしまっているのが現実である。関係者に権限がないことを十分説明したうえで、やむなくこれらの行為を行っている実践例も多く、特に死後の事務については身寄りのない、または親族がいてもほとんどかかわりがもてない、首長申立て等の事案を多く受任する社会福祉士については早急に整理が必要と感じる部分である。

⑻　報酬基準の曖昧さ

同一被後見人等に対する家庭裁判所の報酬決定額をみると、年々の後見活動（特に身上監護）の濃淡にかかわらず報酬額が同一であるなど、報酬に身上監護事務の側面が反映されていない、もしくは報酬決定の基準が不明瞭であるように感じる。一部の家庭裁判所からは、報酬決定に際して身上監護を考慮するような書式が示されてもいるが、今後一定の基準が必要と感じている。

一方で、生活保護受給者や低所得者の場合、報酬付与の決定がなされても報酬を受け取ることで本人資産がなくなってしまうこともあり、現実には受領できない事案もある。報酬は本人の資産から賄われるため、資産が多い場合は報酬も多くなり、家庭裁判所はそのような事案と組み合わせて受任を要請してくることもあるが、そもそもの報酬付与のあり方について、検討していくことが求められていると考える。

⑷　社団法人大阪社会福祉士会　相談センター「ぱあとなあ」

設立年	1999年（2005年に組織再編）
後見等受任件数	・法定後見　後見類型（185）　保佐類型（32）　補助類型（14） ・任意後見契約数（１）　　任意後見（移行型）（２） ＊2008年２月１日時点受任件数
後見の形態 ／後見実務者数	個人後見／ぱあとなあ登録社会福祉士195名（受任活動者　132名）
業務対象地域	大阪府内全域
後見業務以外の実施事業	相談援助の職能団体として幅広い相談・援助活動を実施

⒜　「ぱあとなあ」会員の後見活動と受任者支援の仕組み

ぱあとなあでは、後見人等を受任する会員は、日本社会福祉士会の成年後見研修修了者で、対象者の居住地域に無理なく定期訪問できる者としている。一人の社会福祉士の受任件数は、概ね３件（兼業者）から10件（独立型）を限度としている。

研修修了生は８班に分けられ、それぞれの班に班長１名と副班長２名がつく。各班長は、受任調整から受任後のフォローまでを担当し、受任者が不安なく後見活動にあたれるように配慮していく。また、班を越えた研鑽機会として、受任者間の情報交流の機会（月１回）、法律的な事例検討会や現任者からの希望等の実践的な研修機会（１年に７回以上）が設けられている。

⒝　財産管理と身上監護

被後見人等の希望する生活を実現していくためには、本人のもつ資力を、いつ、どれくらいどのように使えるかをあらかじめ設計しておくことが重要となる。被後見人等によっては、彼（彼女）の希望を賄うだけの資力がない場合も少なくなく、こうしたケースでは後見人等の悩みも大きい。このように、本人意思や自己決定による身上監護を大切に考えるほど、それを財産管理と切り離してとらえることは困難となる。他方、福祉医療関係者のなかには、未だに「後見人等の仕事は財産管理」と誤解している人も少なくなく、理解を深めていくための取組みの必要性を痛感している。

⒞　「本人意思尊重」の難しさ

「本人意思尊重」に関しては、被後見人等の希望をどの程度引き出せるのかがポイントとなる。たとえば、第三者として後見人等が関与したことで、その人のもつ潜在能力が引き出され、より

主体的な生活が可能となることも少なくない。その意味で、被後見人等とのコミュニケーションが重要となることはいうまでもないが、状況によっては被後見人等の言葉をそのまま鵜呑みにできないこともあり、ここに後見活動の難しさがある。

補助や保佐の類型の場合、本人の「揺らぎ」が大きい、身近な周囲の人の影響を受けやすいなどの特徴がみられ、後見人等には、そうした揺れ動く本人の気持ちを整理し、被後見人等の本来の目的を確認しつつ軌道修正していくという役割（力量）も求められている。

⑹　不適切な対応を行っている医療施設や福祉施設への対応

後見人等がつくことによる効果にはさまざまな側面があるが、その一つは、利用している居宅・施設等のサービス等の不適切な対応をチェックし、改善に向かわせることである。施設・病院であれば、面接時の情報収集のみならず、施設等から定期的な報告を得ることで施設等のサービスの見極めを行い、改善要求をしていくことも重要になる。

しかし、医療福祉関係者にとっても、「第三者後見人」といういわば「家族とは異なる存在」とのかかわりの経験は浅い関係者もまだまだ多く、後見人等の一連の取組みに対して理解が得られないことも多く、後見人等の活動にとっても大きな負担となる。

⑺　後見人等が有する権限との関係で注意を要する事務～死後の事務について

死後の事務、特に身寄りのない人の死後事務については、大阪では家庭裁判所からも推奨され、すでに「当たり前」に実施している。ただし、裁判官異動等によりその方針も変化しており、死後事務が後見人等の業務として必要であるならば、制度の中にきちんとの位置づけていく必要があると感じている。

⑻　より適切な後見活動を展開していくために

後見活動の現場にいて実感するのは、これまでとは異なる性質の事案、より複雑で困難性の高い事案が増加していることである。たとえば、家族にも判断能力がなく複数の後見人等が連携して家族全体を支える必要があるものや、地域移行施策の流れの中での医療刑務所服役者、入所・入院中の知的障害者、精神障害者等への後見等が該当する。こうした状況の中では、今後、職業後見人が担うべき対象は、「複雑」かつ「重い」ケースにシフトし、比較的「穏やかな」ケースは市民後見人等が担う、という具合に役割分担が進むのではないかと感じている。

また、後見活動は、本人の保護・能力のバランスをみながら進める仕事である。そうした意味では、適切な類型、代理権の設定が大前提ということになるが、申立ての過程で、本人の生活状況などを踏まえた支援が必要となるであろう。

⑸　社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会　世田谷区成年後見支援センター

設立年	2005年10月　＊成年後見支援センター開設時点
後見等受任件数	・法定後見　後見類型（５）　保佐類型（１）　補助類型（０） ・後見監督人（４）＊区民後見人の監督　＊2007年７末時点
後見の形態 ／後見実務者数	法人後見／５名 ※法人後見を行っているセクションは「権利擁護センター」
業務対象地域	世田谷区内
後見業務以外の実施事業	世田谷区からの委託として、相談支援、広報啓発、人材養成を実施。区民後見人を養成し、修了生を区民成年後見人として法人後見活動のサポート活動（見守り、日常的金銭のお届け）を実施

⒜　センターとしての取組方針

世田谷区社会福祉協議会では、平成12年地域福祉権利擁護事業開始と同時に、すでに判断能力を喪失している利用者に対する後見制度活用について検討し、法人として後見活動の実践を重ねてきた。一方で、84万人という当区の人口規模、高齢化の進展とともに高まる後見人等へのニーズに対応するために、住民同士の支え合いのしくみとして区民成年後見人の養成を検討していたところ、平成17年に世田谷区が成年後見制度の推進を事業実施計画で掲げ、支援センターを設置することになった。社会福祉協議会は、支援センター運営を受託、平成18年度から区事業として養成に着手することになった。法人としての後見活動は、下記要件に基づき、地域にネットワークをもつ社会福祉協議会の専門性が求められる事案の後見人等、また区民成年後見人の後見等監督人として、引き続き活動している。

⒝　法人後見受任の要件

社会福祉協議会としての法人後見受任の判断基準は、要綱により以下のように定められている（社会福祉法人　世田谷区社会福祉協議会　権利擁護事業実施要綱（平成19年度版））。もともと社会福祉協議会として地域福祉権利擁護事業を実施していたこともあり、それら事業の利用者の生活を継続的に支援していくことも、法人後見実施のねらいの一つである。

（法定後見事業の対象者の要件）

第31条　法定後見事業の対象者は、世田谷区内に在住し、次の要件を満たすものとする。

①　地域福祉権利擁護事業の利用者

②　療養監護に福祉的配慮が特に必要な者

③　著しい権利侵害を受けており、保護の必要性、緊急性が高い者

④　他に適切な法定後見人等を得られない者

⑹　区民成年後見人に期待する活動

現在、2期計30名の区民成年後見人養成研修修了生の中から4名の成年後見人が誕生、活動している。

区民成年後見人の活動方針（平成19年度版）は、次のとおりである。

・区長申立ての案件である。
・成年被後見人が世田谷区民であるか、または世田谷区が措置権者である。
・推定相続人がいないか、または推定相続人がいても親族間で財産等をめぐる紛争・トラブルがない。
・施設に入所しているか、または入所目前（申立て時から4カ月程度で入所）である。
・申立て時において管理すべき財産が多額（預貯金が500万円程度）でない、または預貯金が上限を超えているが無年金で収入の見込みがない。
・身上監護が困難でない（施設などでのトラブルがない、または起こす見込みがない）。

養成研修修了生は「区民成年後見支援員」として、専門職後見人の後見活動のサポート活動や親族向けの成年後見制度申立手続説明会など成年後見制度の普及啓発活動を行っている。この中から、実際に成年後見人として活動を希望する者は、家族介護等の自己都合や現時点での自信がないという理由により5割にとどまっている現状である。

社会福祉協議会としては、今後も区民成年後見人を養成し、後見等監督人としてそのサポートに力を注ぐ方針である。

⑺　後見活動を行っていくうえで感じる課題や提案等

○報酬助成制度の必要性

・被後見人等に資力がない場合、後見報酬の確実な収入が求められないことから、財産管理や身上監護の内容にかかわらず、区民成年後見人に対する期待が大きくなっている。財産管理や身上監護の内容によって、適任な後見人等が選任されるためにも、専門職後見人や区民成年後見人が、安心して後見活動に取り組めるよう、成年後見制度利用支援事業などの後見報酬の助成制度の確立を希望したい。

○後見人の権限との関係での悩み

・施設入所や入院時に、身元保証人を求められることが多いが、権限外であることを説明し、理解を求めている。医療における判断については、施設入所時に処遇方針として延命治療の有無などを問われたり、入院手術についての判断を求められ、支援センターと協議しながら対応している。

○個人後見人に対するサポート体制の必要性

・後見人等が個人で受任する場合、不在の場合や自身が病気になった場合などにサポートしてくれる機関が必要である。
・後見人就任時に安定した事案であっても、後見活動を行う中で想定外の事態が起こる。中でも専門性を必要とした事態が生じた場合に、支援センターのようにいつでも相談・助言指導できるしくみが不可欠である。

⑹　社会福祉法人大阪市社会福祉協議会　大阪市成年後見支援センター

設立年	2007年６月
後見等受任件数	１件（2008年２月現在）
後見の形態 ／後見実務者数	市民後見人による法定後見（個人後見）
業務対象地域	大阪市内
実施事業	相談･申立支援、広報啓発、市民後見人の養成と市民後見人バンクの設置･運営、受任調整、市民後見人業務支援等

⒜　設立の経緯

大阪市成年後見支援センター（以下、「センター」という）は、成年後見制度の利用を専門的に支援するための機関として、およそ２年の検討を経て、2007年６月に大阪市社会福祉研修・情報センター内に開設された。センターは大阪市の委託により大阪市社会福祉協議会が運営している。

センター設立にあたって、大阪市では2005年度に「大阪市後見的支援研究会」を立ち上げ、研究会活動と並行して、後見人等養成事業の検討をスタートさせた。2006年度には、養成講座－基礎講習（４日間20時間、９科目）を実施し、2007年６月のセンター立ち上げ直後に、養成講座－実務講習（９日間45時間、24科目＋施設実習）を実施。10月には、第１期の実務講習修了者44名が市民後見人バンクに登録した。その後、登録者の中の一人が、2008年１月に大阪市における最初の市民後見人として家庭裁判所から選任（確定）された。

⒝　市民後見人の養成とセンターの役割

市民後見人の養成は、今後増大する後見的ニーズに対して、支援を必要としている人が的確に成年後見制度を利用できる仕組みづくりを進めること、その一環として、地域福祉の観点から後見活動の新たな担い手を市民に拡げていくこと（＝住民自身が地域の権利擁護活動の一端を担うこと）をねらいとしてスタートしたものである。養成講座の修了者は、市民後見人バンクに登録し、家庭裁判所からの選任を経て個人として後見活動を行う。なお、現段階では、市民後見人活

動はあくまでも市民によるボランティア活動と位置づけており、報酬を前提としない活動としている。

センターでは、家庭裁判所から推薦依頼のあった個人の後見に関して、市民後見人の中から適任者を推薦するとともに、受任後の市民後見人に対するバックアップを行う。つまり、養成と受任調整、受任後の活動支援を、センターとして一体的に実施していくこととなる。受任調整後の活動支援は、家庭裁判所の監督機能を前提として、センターでは後方支援の立場をとっている。

⑹　第１期市民後見人のプロフィール

第１期市民後見人の平均年齢は56.4歳。男性19名、女性25名である。ほぼ半数が現在仕事をもっている。勤務先（元職を含め）では、福祉関係、公務員、民間企業がその大半を占める。福祉関係者として、民生委員や地域のネットワーク活動など、地域福祉の担い手としての活動経験者も少なくない。ヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士、福祉住環境コーディネーターなど福祉介護関係の有資格者が多いが、不動産関係、会計関係、教員、看護師等の資格保持者も登録している。

⑺　想定される市民後見人の活動範囲と今後に向けての課題

市民後見人が後見活動を行う対象事案のイメージとしては、「虐待、権利侵害等の急迫した事案ではなく、地域での見守りを手厚くしていくことで生活が維持できるような」事案であり、この点については専門職後見、法人後見等との棲み分けがされていくことになると理解している。

受任後の事態の重度化等の推移に対しては、専門職の協力体制を含め、センターによるサポート体制をどこまで手厚くできるかが課題であると感じている。また、地域福祉の視点ということから市内の地域支援システムや、福祉サービスとの連携も積極的に図っていくことが予想される。市民後見人の活動のしやすさという点では、活動エリアへの配慮も重要である。基本的には、被後見人等の居住区や隣接区など（近すぎず、かといって訪問の頻度を妨げない距離、沿線等）で、かつ後見人等自身の地域活動等の実践地域と重ならないような配慮をしていく必要がある。

今後、活動が本格化していくためには、いくつか検討課題も残されている。市民後見人は、さまざまな権利侵害への対応など支援を要する事例に対しては、専門職による相談・支援などセンターの機能を十分活用して後見活動を行っていくことになるが、本人の意思を代弁して権利擁護を行ううえで必要な視点や技術を、さらに十分に取得していく必要がある。この点については、「市民後見人活動の基準（マニュアル）」としてとりまとめ、登録者に研鑽していただく機会を多くつくっていくこととしている。

いま一つの課題は、後見事務費等の必要経費を被後見人等の資産から工面できない場合の対処方法である。この点については、市民後見人に限られた問題ではなく、制度全体の課題でもあるので、さまざまな機関とともに検討していきながら、市民後見人の支援を進めていく必要がある。

3　モデル調査のまとめ

⑴　特徴的な傾向

調査実施団体の特徴として、保佐、補助の類型による支援が全国統計に比べ格段に多いことは特筆すべきである。最高裁概況では、保佐は2030件で6.2％、補助は859件で2.6％と成年後見に比して極端に少ない。しかし、調査実施団体では、総数720件に対し、保佐112件で15.6％、補助56件で7.8％と活用されている。

ヒアリングした事例の特徴的な傾向は、以下のようなものである。

・多くの場合、公的な機関等から後見人等の候補者になることを依頼されている。
・虐待等の身上監護の問題を抱えた、資力はあまり大きくない人への支援が多い。
・受任時、被後見人等は、福祉サービス等の支援にうまく結びついていない状態であることが多い。
・申立ての契機となった課題を解決すれば後は問題がなくなるわけではなく、家族の拒否などにより支援のキーパーソンとなる者が他にいないなど、生涯にわたっての支援が求められている。
・補助、保佐等判断能力はある程度保たれていても、人間関係等に問題があるなどの理由で地域生活が困難である場合も多く、後見人等の存在と支援によって地域で自立した生活が可能になっている。
・現行法の制度のすき間であり法の欠損ともいえる、家族がいない場合の身元保証、医療同意、死後の事務などは避けて通れず、行わざるを得ない場合がある。

⑵　身上監護の困難事例への支援

ヒアリングでは、認知症や障害があるだけでなく、犯罪者となって服役した人や虐待を受けて大きな心的外傷を有している人など、「生きることそのもの」を否定しがちな人への支援を、成年後見制度を活用して緻密に行っている事例も紹介された。また、「多問題家族」などといわれる、家族構成員それぞれが異なる支援課題をもち、複合した困難を抱えている事例についても、その個人個人に後見人等が就くことで効果的な支援が展開されていた。

身上監護の困難性が高い事例では、通常の単発的な制度を適用した短期的な支援では対応しきれない。本人理解と信頼関係の構築のうえで、生活の全体の視点をもった長期的な支援を行うことが必要となる。身上監護の範囲をどこまでとするかは大きな課題であるが、モデル事業の実践では生活全体への広範な支援が展開され、暮らしの質をも変える深まりがみられたといえよう。

⑶　後見人等としての基本姿勢とネットワークの活用

こうした支援を展開できるのは、①成年後見人等としての力量の高さ、②地域における確実な連携、によるところが大きい。

調査実施団体においては、本人の障害等特性の理解に基づいた面接技術に秀でており、社会福祉制度やサービスに精通しているという特長がある。しかし、その専門性に加えて、被後見人等の意思を丁寧に確認し尊重し、保護との調和を熟考しながら被後見人等の最善の利益を追求し、そして常に被後見人等の代弁者、権利擁護者という立場で判断するという「後見人等としての姿勢」が貫かれていた。

そのうえで後見活動において他職種や専門機関との連携が行われ、地域のネットワークを活用するからこそ可能な支援が提供されていた。地域のさまざまな専門性を活用し、近隣住民をも巻き込むことにより、地域のネットワークを広げ、強固なものとしている。代理人としての権限をもつ後見人等が地域のネットワークに加わることによってネットワークも安定し、有効な支援の可能性が広がるといえる。

また、ネットワークを活用した支援を非常に重視しながらも、ネットワークの意向と被後見人等の意思や後見人等としての判断が食い違うときには対立も辞さないという点は共通していた。これは単なるネットワークの一構成員とは一線を画した、後見人等ならではのネットワークとのかかわり方であろう。

⑷　身上監護に着目した成年後見制度利用の意義

調査実施団体の実践を通し、身上監護に着目して成年後見制度を利用することで、地域での暮らしが継続でき、生活の質が高まるということが確認された。また、これまで支援が届かなかった困難ケースであっても、自分らしい暮らしを築き、地域で安定した生活が継続できるということが、モデル調査により検証されたともいえよう。

地域の支援力が高まれば、多様な支援を求める人も最期まで尊厳をもって、地域で暮らすことが可能となる。こうした地域福祉の推進に、身上監護に着目した成年後見制度の実践は大きな意味をもつものと考える。

Ⅳ　研究の総括

1　アンケート調査にみる第三者後見人の後見活動の現状

アンケート調査では、既存の解釈（平成10年４月14日の法務省民事局参事官室「成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明」47・48頁）に基づいて身上監護事務等の項目を７領域に整理し、第三者後見人の身上監護実務の実際を把握することをめざした。調査に際しては、身上監護の範疇を越えると解されている医療行為の同意や身元保証人の調整等についても項目として含め、後見人等が業務を遂行する中でどの程度これらの問題に直面しているかについても把握を試みた。回答者の職種には偏りがあるが、調査結果からは、専門職による第三者後見人の身上監護事務の現状をみることができる。

⑴　第三者後見人の受任事案の特徴

第三者後見人の受任事案の特徴は次のように整理できる。こうした事案がもつ背景が、第三者後見人の後見活動のありようを特徴づけているともいえる。

①　申立人の特徴～市町村長申立て、本人申立割合の高さ　　調査では、市町村長による申立てが26％（最高裁概況では３％）、本人申立てが13％（最高裁概況では３％）となっている。市町村長申立ては、「身寄りがない」、「関係が疎遠」など申立て可能な親族がいない場合や「保護の必要性がある」場合になされるものであるが、現状における第三者後見人の受任案件の傾向を示している。

②　申立理由にみる身上監護と財産管理　　調査では対象事案を「身上監護を中心とした事案」とした結果、申立ての主たる理由としては「日常的金銭管理」（62％）、「医療福祉サービスの契約」（57％）が高くなっているが、「財産管理処分」も45％みられた。

③　居所の変更　　被後見人等の生活状況では、在宅から施設病院に移動したものが39％、病院を退院し居所を在宅や施設に移動したものが30％と、被後見人等本人の状況の変化により居所の変更が行われている。

④　被後見人等の資力と後見報酬　　資産保有状況や年収等、被後見人等の資力には幅がある。年収ベースでは、100万円未満が39％と最も多く（中央値は100万円）、資力の少ない人も少なくなく、生活保護受給者が７％みられた。

他方、当該事案について被後見人の36％は報酬付与審判の申立てを行っていないことも明

らかになった。その理由の第１としては受任期間が短いことがあげられているものの、被後見人等の経済的状況も第２位にあげられている。報酬月額平均についても、１万円未満から５万円以上まで幅広く、報酬月額平均は2.9万円であった。

⑵　第三者後見人の後見活動

本調査では、身上監護事務の項目として示したすべての項目について「実施した」とする回答が得られた。たとえ人数がわずかであってもその行為を必要とする被後見人等が存在したこと、そこからさらに類推すれば、現実の身上監護事務はより幅広くさまざまな内容で行われているであろうことが考えられる。以下、第三者後見人の後見活動について概観する。

⒜　見守り活動

成年後見人には、「本人の意思尊重義務」（意思尊重義務）と「本人の心身の状態及び生活の状態に配慮する義務」（身上配慮義務）という二つの義務が課せられているが、この義務を履行するうえで、本人との面談は最も有効な方法といえる。調査結果によれば、本人との面談回数の平均は、年間14.5回（およそ月に１回ペース）であるが、在宅者で18.5回（特に監護人がいない場合は21.2回、およそ月に２回）、施設入所者で13.5回と、居所や被後見人のおかれた状況によって差がみられる。

⒝　身上監護事務の領域でみた特徴

日常生活を維持していくうえで必要となる公法上の行為（年金・手当て、公的医療保険制度、介護保険制度、各種手帳制度等の手続、税務申告、住民登録等）（実施率72％）、日常生活費の管理（通帳預かり、日常生活費の受渡し、日常生活費の管理）（同77％）や私法上の契約関係（生活用品の購入･解約等）（同48％）が比較的高率で実施されている。これらの事務は、在宅生活者でより多く実施されているが、被後見人等の現状に適した見直し手続を含め、今後、被後見人がその地域で住民として生活を継続していくうえで基本となる事項である。公法上の行為の実施率72％という数値は、見直した結果再手続の必要性がなかった結果とも読み取れるが、いずれにしても、後見活動にとっては受任後の必須事務といえよう。

調査結果からはまた、被後見人等の多くが、何らかの福祉・医療サービスを必要としていることも確認できた。在宅者の場合、サービス事業者との契約締結（69％）や契約の履行に対する対応（64％）などは高率で実施されている。医療についても、被後見人の居所にかかわりなく、通院治療にかかわる契約（在宅者施設等入所者全体で46％）や、健康診断、入院契約（同それぞれ32％）が実施されており、被後見人等の多くが医療サービスと極めて近い状態で生活を営んでいることを物語る。他方、すでに福祉施設等に入所者している被後見人等に対する契約の履行対応は68％の実施率であった。

住宅・住居に関する契約についても、在宅者の34％で何らかの取組みが確認され、一定のニーズが存在することが確認された。具体的には、住宅の改善に関する検討や業者選定、鍵の管理、家賃や住宅改修費用の支払いなどの項目で22～26％の実施となっている。また、実施率としては高くないが、余暇活動に関する契約締結・履行、学校・就労先との契約締結についても、居所にかかわらずニーズがみられた。

身元保証人の調整については36％、医療行為への同意については40％、死後の事務については12％で実施されており、第三者後見人が、日々の業務のなかで、これら事項に直面している様子が明らかとなった。

⑹　被後見人等の属性別にみた特徴

被後見人等の属性でみると、在宅者の場合、各分野の身上監護事務の実施割合は、監護人の有無によって差がみられた。特に、日常生活の維持に関する事項、住居の契約履行に関する事項、福祉・介護サービスの利用に関する事項では、監護人のいない場合の身上監護事務実施割合が有意に高くなっている。

居所による違いとしては、生活の維持に必要な公法上の行為、私法上の契約関係、食事や移送などの項目、賃貸借契約時の身元保証の調整等については在宅者の実施割合が有意に高く、他方、施設入所時の身元保証の調整や医療行為の同意については施設入所者での実施割合が高い。

後見類型による違いでは、後見類型に有意に高いのが、福祉サービスの契約・履行、医療行為の同意の項目である。住宅（借家契約）では保佐、補助の実施割合が高くなっている。

⑺　実施の方法

後見人等がどのような方法で身上監護事務を実現しているのかをみると、身上監護事務実施にあたり、多くの場合において後見人等自らが手配をしている様子がみてとれる。すべての場面を通じて、第三者への委託割合が50％を超えていたのは、日常生活の維持にかかわるいくつかの項目（生活用品の購入・解約、日常生活費の管理、食事確保、移動確保、大掃除・ゴミ出し）と、医療に関すること（健康診断・通院治療に際しての情報収集、受診機関の決定・手続、結果の介護者への伝達等に関すること、結果の指示伝達、入院準備の手配）のみである。

各分野の中では総じて第三者への委託割合が高くなっている医療分野でも、治療方針等に関する本人・家族等への確認・調整については後見人等が自ら実施した割合が71％と高く、後見人等の間に、委託の許容範囲についての一定程度のバランス感覚が働いているとも考えられる。

第三者への委託先としては、すべての分野について、親族（親族がいる場合）、ケアマネジャーが多くあげられ、それ以外では場面に応じて、行政（福祉事務所）、社会福祉協議会、ホームヘルパー（介護サービス事業者）、グループホーム職員、入所施設職員、病院医師・医療ソーシャルワーカー、民生委員などがあげられている。

前述のとおり、在宅者の場合、多くの事項で身上監護事務の実施割合と監護人の有無には有意な関係性がみられたが、第三者への委託に関しては、ほとんどの項目で有意な差はみられなかった。

自由記述からは、近隣や関係者との良好な関係を築きながら、いわばチームとして後見活動を行っている様子が語られる一方で、信頼できる社会資源の少なさや関係者の理解・協力が不十分なことから後見人等が自ら実施せざるを得ない状況も語られている。

2　身上監護による成果と今後の検討課題

⑴　調査からみえた「身上監護」の効果や重要性

モデル調査でのインタビューやアンケート自由記載では、身上監護による効果としてさまざまな事柄があげられている。前項のとおり、今回調査対象とした事案の26%は市町村長によって申し立てられており、そうした背景の中で、専門職後見人等による後見活動がより広範囲に行われている様子や、虐待や消費者被害等の権利侵害への対応など権利擁護の幅広い展開がなされている様子もうかがえた。

このことは、自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーションと本人保護との調和を理念として掲げる新しい後見制度における、その人らしい生活の維持向上と権利擁護を実現する手段としての「身上監護」の重要性が、第三者後見人の実践面から裏づけられたともいえる。以下に、その一端を示す。

［経済的、物理的、精神的な生活基盤の立て直しや不適切な対応の改善］

- 給付されるべき保険金、年金等、手続のされていないものを申請し、あるいは等級を適切なものに変更することで、被後見人等の経済的な生活基盤が整えられた。
- 被後見人等の経済状況の整理（債務整理を含め）およびそのプロセスを通じて、本人自身の今後の生活立直しに向けた自覚や意識づけができた。
- 疎遠だった家族・親族との関係の修復が進んだ。
- 後見人等がついたことで、被後見人等の支援者の安心やモチベーション向上がみられ、被後見人等をめぐるチームとしての支援力が高まった。
- 適切な介護サービスの導入により、安全や衛生・清潔が確保され、活きる意欲の高まりがみられるとともに、被後見人等本人の費用負担がより効果的なものとなった。
- 後見人等がサービス履行確認を行ったことで、施設側の不適切な対応が改善された。

［在宅生活継続、地域生活移行など、本人意思の尊重による希望する生活への移行］

・後見人等がついたことで近隣住民の理解が進み、独居の認知症高齢者の在宅生活継続が可能となった。
・被後見人等の資産を活用し有料老人ホームへの入居が可能となった。
・病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能となった。
・在宅から病院・施設への入院入所などの生活の変化の場面で、本人納得のうえで新たな生活を開始することができた。

[虐待等さまざまな被害からの救済（予防）]

・介護人の介護放棄、親族からの経済的虐待からの保護・救済ができた。
・消費者被害等第三者からの経済的虐待からの保護、予防ができた。

[就学・就労・余暇活動の機会等]

・就労支援（就職、転職）が可能となった。
・特別支援学校、院内学級への入学手続支援が可能となった。
・施設や在宅での、趣味等の活動支援や外出機会の確保ができた。

⑵　今後の検討課題

後見人等が、後見活動を行っていくうえでさまざまな困難さに直面している実態も明らかになった。モデル調査インタビューやアンケート自由記載からその困難さを要素分解した結果、研究会として、次の 3 点を今後の検討課題として提示したい。

【検討課題 1 】
成年後見における身上監護の考え方や具体的内容についてのコンセンサスづくり

身上監護については、法律上は、民法第858条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）において「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と規定するのみで、身上監護の具体的な事務内容について規定をおいていない。そのことが、身上監護事務に関するさまざまな見解や実務現場での混乱の原因となっているのではないか、ということが本研究開始にあたっての問題意識であった。

本調査結果からは、第三者後見人は後見人等としてかかわる多くの場面で、後見活動の「身上監護」に対する、関係者・機関の理解の不十分さを感じている。また、何よりも後見人等自身が、日々の後見活動の中でさまざまな困難に直面し、実務の考え方等について迷いや悩みを感じていることが明らかとなった。第三者後見人にとって、身上監護がもつ「わかりにくさ」に起因する

困難さには三つの側面がみてとれた。

①　第三者後見人本人にとっての、業務のわかりにくさや判断の難しさ　　まず、調査では、後見人に求められる身上配慮義務および本人意思尊重義務遂行上の困難さがあげられた。たとえば、「意思表示が困難な被後見人等本人といかに信頼関係を築くか」、「本人保護と本人意思尊重のバランスをどのように図るか」、「本人の代弁者として、親族、関係者・機関等との調整をどのように行うか」などはその代表的な悩みであった。同時に、調査では、「見守りはどの程度行えばよいのか」とか、「どこまでやったらよいのか」あるいは、「契約行為に基づく事実行為の範囲をどう考えればよいのか」といった判断の困難さがあげられている。アンケート調査結果からは、専門背景の違い等により、第三者後見人の間でもそのとらえ方や実践には差が見受けられた。

②　後見活動を行ううえでの関係者・機関の理解不足や判断根拠の曖昧さ　　後見人等は、後見業務を遂行していくうえで密接なかかわりをもつ行政担当者、家庭裁判所等の関係機関・担当者が、身上監護について理解していない、あるいはその判断根拠がまちまちであるなどの現実に直面している。そうした現実は、日々の後見活動の中で接する福祉・医療関係者、銀行・郵便局等の窓口等との関係においても同様である。

関係者・機関の理解の不十分さには、身上監護以前の成年後見制度や後見人等そのものに対する周知や理解不十分さという側面も含まれている。調査では、特に「(法定) 代理人」という立場についての社会的な理解の得にくさ、手続上の諸課題が指摘された。

「身上監護」という点では、後見人等がその職務として行う契約の履行状況の確認に対する関係者の理解不足があげられる。たとえば、後見人等のケア会議への参加、施設や病院の不適切なケア等に対する後見人等の異議申立てについての福祉・医療現場の戸惑い、時には反発等がその例として語られている。

③　報酬申立て時における身上監護事務の対価（報酬基準）の曖昧さ　　身上監護事務内容の曖昧さは、報酬基準の曖昧さにつながっている。報酬算定のわかりにくさという点では、身上監護事務そのものが報酬算定に反映されにくいのではないか（特に保佐・補助について）という問題意識や、報酬単価の設定に地域差や裁判官による個人差があることなどが指摘されている。他方、報酬については、全く別の観点から、つまり被後見人等の資力の少なさに起因する報酬額の低さや申立て等のしにくさの側面も語られている。

以上3点については、後見人等にとっての業務遂行上の困難さや非効率さに直結するとともに、何よりも被後見人本人の不利益につながるものである。身上監護の意義や考え方について具体的に整理し、後見人等はもとより、被後見人等本人や職能団体、行政職員、家庭裁判所等で共通の理解を得、さらに、家族・親族、福祉・医療関係者（機関）、金融機関、郵便局等の公共的サービスの担い手、地域住民等へ普及・定着を図ることが急務となっている。

周知のごとく、後見活動は被後見人等一人ひとりの状況や意思によって100人100通りのもので

あるが、その底流をなす考え方自体は、議論を尽くし普遍化され共有化されていくことが望ましい。そこで本研究会では、その第一歩として、本研究の成果を「身上監護実務の考え方」として整理し、次項3に示すこととする。

【検討課題2】
医療の同意、身元保証の調整、死亡後の事務等、権限外あるいは注意を要する事務として扱われている事務に対する考え方の整理

⑺　第三者後見人が実態として多く直面し、事務遂行上の困難点の上位を占める

医療の同意、身元保証の調整、死亡後の事務等については、後見人等の権限が及ばない事務（医療同意）、あるいは後見人等の権限や後見人等の職務上の性格に関連して実務的に注意を要する事務（身元保証の調整、死亡後の事務）として扱われている。

しかし、本調査でも、多くの事案で第三者後見人がこれらに直面し、ケース・バイ・ケースで被後見人等本人にとっての最善の利益を模索している様子が語られた。アンケート調査では、これらの事務への対応は、事務遂行上の困難点として上位にあげられている。

特に、医療同意については、立法過程で社会一般のコンセンサスが得られていないとの理由で後見人等の権限からは外されたものであるが、その性格上、内容によっては被後見人等本人の生命にかかわる問題である。医療同意に対する考え方については、すでにさまざまな検討が行われ、具体的な立法提言等も示されてきているが、あらためてその重要性と緊急性が確認できたといえ、現行成年後見制度の改正も視野に納めたうえで、立法に向けたさらなる議論が急がれるところである。

⑴　一律ではない家庭裁判所等の判断や指導

モデル調査やアンケート自由記載では、現実の問題発生場面の多さに対して、家庭裁判所の対応（指導）も、地域や担当者によってさまざまである現状も語られた。一例として、死亡後の事務について、ある地域の家庭裁判所（裁判官）では、「身寄りのない方」については死後の事務も後見人等の業務として許容せざるを得ないとして報酬にも反映されているが、別の地域では後見人等の業務とは位置づけられていない、等の事情がある。こうした、司法、行政関係者にとっての曖昧さ（迷い）を払拭するためにも、一定の枠組みづくりに向けて、新制度創設後の経験を踏まえた議論が展開されることを期待したい。

【検討課題３】
身上監護を中心とする後見活動を円滑に進めるための、それぞれの地域における社会的な支援の仕組みづくり

㈠　被後見人の利益にとって重要となる、地域での社会的支援の仕組み

本調査の成果の一つに、第三者後見人が担う事案の特性・輪郭が一定程度明らかになったことがあげられる。前述のとおり、第三者後見人の担う事案は、市長申立て、本人申立ての多さに代表されるように、身寄りがない、資力が乏しい、何らかの権利侵害を受けている（あるいは差別や偏見の対象になりやすい）といった事案特性を有する場合もある。これら事案の後見活動を行ううえでは、行政等公的な機関関与のもとでの地域の生活支援システムの活用が必要となることが少なくない。たとえば、認知症で単身生活を続けたいと願う経済的な困窮者、何らかの身体的・経済的虐待を受けている人、施設や病院を退所・退院し地域での暮らしをスタートさせたいと願っている、あるいは親から自立し自分の足で人生を歩もうとする障害者等々がその典型例といえる。

こうした事案の場合、被後見人等の希望する生活の実現に向けては、後見人等の技量や努力にとどまらず、地域における社会的な支援システムのありようが大きく影響してくる。モデル調査では、第三者からの経済的虐待を受けている成年被後見人に対して、地元市町村や社会福祉協議会の虐待対応協力体制が得られず、最終的に成年被後見人本人の不利益につながってしまった事案も語られた。

第三者後見人からは、自治体等への期待として、市長申立てへの積極的対応、低所得者にとって利用しやすい利用支援制度等への自治体の理解や工夫、虐待等の困難事案での行政（地域包括支援センター）等の関与・対応と関係機関との連携強化、福祉サービス等の社会資源に関する情報整備促進と医療・福祉サービスの質向上などが指摘された。また、被後見人等本人の地域での支援ネットワーク構築に向けては、個人情報保護条例の例外規定の明確化等への期待も高い。

㈡　後見人活動の安心を支え、資質の向上を図るための支援の仕組み

後見活動は、それがたとえ法人後見であっても、後見人等という「個人」を基本とする活動である。調査では、被後見人等本人の心身の状況や取り巻く環境などさまざまに変化する事案について、後見人等として一人で判断し解決していくことへの不安が語られた。具体的に期待する支援としては、家庭裁判所の相談フォロー体制の強化、職能団体による継続的な相談窓口対応、保険者レベルでの後見業務の実務的な相談窓口等の設置あるいは後見活動を円滑に進めていくために必要な仲介的機能への期待などがあげられている。

第三者後見人の場合、自身の専門分野の専門性をより高めることはいうまでもないが、調査の中では、専門ではない分野に関する知識体得や、地域の関係者・社会資源との研鑽・情報交流に

ついて、必ずしも十分な機会が得られていない様子が語られている。後見活動は、一方で非常に地域性の高い活動であり、こうした機会づくりに向けては、地域の中での、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の職能団体間相互の交流・連携とともに、家庭裁判所、職能団体と自治体行政等の 3 者の連携も不可欠であろう。事案の判断に必要な情報や助言が必要に応じて得られ、後見人等が一人で悩み苦しむことのないよう、いわば個人としての後見活動を、地域の中で関係機関が一体となってバックアップしていくための横断的な仕組みが求められている。

3　身上監護実務における考え方

この項は、前掲１の検討課題１に即して、アンケート調査やモデル調査から導き出された、身上監護実務にあたって重要となる考え方について、現段階での整理を試みたものです。⑴では、後見人等として踏まえるべき視点について概観し、⑵では、そのポイントについてエピソード等を交えながら具体的に解説しています。なお、⑴の各項目に関連するエピソードについては、該当する番号を記載していますのでご参照ください。

（注）　本項では、読者の皆さんといっしょに考えていただけるよう、「です・ます調」で表記しています。

⑴　後見人等として踏まえるべき視点

Ⓐ　後見人等としての基本姿勢を認識する

後見人等は、あくまでも本人の立場に立ち、本人の最善の利益を追求するという後見人等としての基本姿勢を認識することが必要となります。

Ⓑ　本人の意思と状況を本人面談により確認する

後見人等は、たとえ本人の判断能力が不十分でも、本人を単なる保護の対象者としてとらえるのではなく、その人らしい生活の主体者としてとらえる必要があります（本人の意思尊重義務、身上配慮義務）。

⑺　判断能力の不十分な人の本人意思尊重

判断能力の障害といってもその程度はさまざまであり、本人意思を尊重することに関しては、さまざまな場面と方法が考えられます。

【本人意思尊重の場面と方法】

○意思をある程度表明することのできる人の場合は、基本的には表明された意思を尊重します。ただし、不安や恐怖など、本人が自由に意思表明できる状態にないことが想定される場合には、留意が必要です。

○意思表明ができにくい場合には、本人の意思を引き出すための方法を探ることや過去に表明された意思を尊重します。

○本人の表明意思が確認できない場合には、本人の信条や生活歴から本人がとると思われる選択・決定を推定することもあります。　⇒＜エピソード＞①②参照

⑷　本人、関係者との面談の重要性

後見人等自身による本人との面談は、本人の意思確認と状況把握のために最も有効な方法であり、本人の状況に応じた定期的面談を、後見活動計画の中心に据える必要があります。

また、本人との面談にあわせて、関係者から情報を得ることが必要な場合もあります。

【本人の意思が客観的利益と食い違う場合】

時には本人の意思と客観的利益が食い違う場合もありますが、これは後見人にとって一番難しい問題となります。この場合、客観的利益が常に最善の利益かどうかはわからないので、本人の意思と客観的利益双方を勘案したうえで、最終的には最善の利益は何かを考慮して決定することが大切です。　⇒＜エピソード＞③④⑤参照

⑹　後見人等としての自らの権限を確認する

後見人等としての活動を進めるうえでは、自らに与えられている権限の内容・範囲を確認することが重要です。

後見人等は与えられた権限の範囲外の事務については権限が及びません。たとえば権限外の代理権行使は、無権代理になることに注意が必要です。また、本人の状況から、権限の追加、拡張を行うには、法定後見においては類型変更や新たな権限付与の申立てが必要となります。

⑺　身上監護の事務の範囲

身上監護事務には、本人の身上に関するさまざまな事務が含まれますが、民法第858条でいう「事務」の範囲は、契約等の法律行為と付随する事実行為（見守りや契約の履行監視等）を指し、介護等の事実行為を含まないとしていることに注意が必要です。

本人の生活にとって、第三者が提供するさまざまな事実行為が必要な場面は多々あります。それらの事実行為が必要な場合、成年後見人等は付与されている代理権を行使し、本人が必要とするサービスを契約することで問題の解決を図ることとなります。

⇒＜エピソード＞⑥⑦参照

⑷　後見人等の権限

後見人等の権限が当然に及ばない事項として次の事項があげられます。

【身体の強制を伴う事項】【一身専属的事項】

この二つの事項は、代理権になじまない事項として、後見人等の事務の範囲に含まれません。

【医療同意】

成年後見場面における医療行為に関する決定・同意権の問題に関しては、立法過程で社会一般のコンセンサスが得られていないとの理由で、成年後見人等の権限に含まれていません。

⇒＜エピソード＞⑧参照

後見人等の権限や後見人等の職務上の性格に関連して、実務的に注意を要する事務として次の事項があげられます。

【死亡後の事務】

被後見人等の死亡によって原則的に後見人等の職務は終了し、権限も消滅します。財産の相続人への引継ぎ等被後見人等の死亡後に行う事務もありますが、亡骸の引取りや葬儀の手配等は後見人等の本来の職務には含まれません。

【身元保証人等】

後見人等が身元保証人や保証人等になることは、利益相反行為になるおそれがあり、避けることが適当です。

【居住用不動産の処分】

現に居住している家屋の売却や賃貸契約解除等の居住用不動産の処分は、本人の身上面に与える影響の大きさから、後見人等が単独では実施できず、家庭裁判所の許可を得なければならない事務とされています。

⇒＜エピソード＞⑨参照

⑹　後見人等自らによる権利侵害に注意する

後見人等は代理権や同意権・取消権という大きな権限を有しているだけに、後見人等が「本人のことはよくわかっている」、「こうすることが一番本人のためだ」というような独断や決めつけを行うならば、それは本人の権利を侵害することにつながりかねません。後見人等は自らによる権利侵害に注意する必要があります。

⑹　本人らしい生活の質の向上を目指す

身上監護の目標は、たとえ判断能力が衰えてもその人がその人らしく生活することを追求することにあり、そのために、後見人等は与えられた権限を行使し、日常生活における身上監護に関する種々の手当てをしていくこととなります。

⑺　本人らしい生活の質の向上にとっての身上監護の視点

本人らしい生活の質の向上を目指した身上監護を実施するうえでは、以下の視点が重要です。

○衣食住等の健康で文化的な生活のための基本的ニーズは満たされているか。
○必要とする医療や・福祉サービス等社会サービスは適切に確保されているか。
○充実感や満足感をもって日常生活を送ることができるような生活の質（QOL）を高めるための配慮はなされているか。
○本人が構築してきた社会関係は維持されているか（家族、友人、隣人や地域住民、その他の人間関係）。

⑴　財産管理と身上監護の一体性

後見人等は、本人が希望する生活の維持向上を図るために、財産管理と身上監護の二つの事務を行うことになります。財産管理の目的は、今後の生活設計や生活ぶりについての本人の希望と現在の生活状況を勘案しながら、本人の生活と療養看護の必要に応じた身上監護事項が適切になされるよう管理・活用していくことにあります。したがって、これら二つの事柄は別々に切り離せるものではなく、一体的に行う必要があります。

【身上監護・財産管理の一体性から考慮すべき項目例】
○今後の生活設計、療養看護の必要性の予測と生涯収支のバランス
○現在の生活のありようと年間収支のバランス
○本人の希望する生活を実現するための積極的な財産活用　　など

⇒＜エピソード＞⑩⑪参照

⑹　本人の意思や利益を代弁する

判断能力の不十分な人は、適切なサービスの選択やサービス内容のチェックをすることが難しい場合があり、時には消費者被害や虐待等の権利侵害にあうことも想定されます。こうした場合、後見人等には本人の利益や意思を代弁することが求められます。

身上監護には、契約等の法律行為のみならず契約内容の履行監視（福祉サービスのチェックをする、必要に応じて苦情申立てをする等）も含まれており、こうした権限を行使することで、必要に応じて本人の利益の代弁を図ることが重要となります。

【サービスチェックや苦情申立ての方法】
○カルテや介護記録等の閲覧

○ケア会議への参加

○サービス提供機関や第三者機関として設置されている苦情申立機関への申立て

【消費者被害等の権利侵害や虐待があった場合】

○権利侵害に関する相談救済機関への相談

○虐待対応機関への通報　⇒＜エピソード＞⑫参照

�G　利益相反関係について認識する

後見人等の選任においては、選任の時点で本人と利益相反の関係にある人は避けるべきであると考えられています。

後見人等は、本人の法定代理人として、他者との利害関係や利益相反には厳しい制限があることを認識する必要があります。後見人等は、本人との利益相反行為について代理することはできません。本人との利益が相反する行為がある場合は、成年後見監督人等が選任されている場合には成年後見監督人等が本人を代理し、また成年後見監督人等が選任されていない場合には、特別代理人の選任を申し立てなくてはなりません。

【成年後見人等の利益相反の例】

○自己契約、双方代理にあたる場合（後見人等が、本人から借財したり、本人所有の不動産を購入したりする場合）

○後見人等がサービス提供者で本人がそのサービス利用者である場合

○第三者後見人が、夫婦、親子等双方の後見人等になることは、該当する夫婦、親子間の利害対立が生じた場合に適切に対処できるか等、実質的な利益相反の可能性を含んでいることに注意が必要です。　⇒＜エピソード＞⑬⑭参照

�H　後見人等の限界を認識し、ネットワークの中で活動する

後見人等の身上監護事務は生活全般の広範囲に及びますが、後見人等がそのすべてを一人で判断することは困難ですし、また、場合によっては思い込み等が持ち込まれる危険性もあります。

さらに、被後見人等が抱える生活課題をみたとき、後見人等の権限は限られた範囲のものであり、行う事務は法律行為と付随する事実行為という限界もあります。

後見人等は、後見人等の限界を認識したうえで、後見活動を適切に進めるために必要なさまざまなネットワークを、自らの周りに整備し活用していくことが求められています。

【専門的相談機関とのネットワークの整備】

○成年後見活動をする上で出会うさまざまな問題に対して、必要に応じて相談やアドバイスを求めることのできる機関・職種等とのネットワークを整備しておく必要があります（家庭裁判所、法律専門家、財産管理の実務家、ソーシャルワーカー、福祉・医療サービス実務家）。

【本人支援のネットワークへの参加】

○本人の抱える生活課題については、さまざまな機関や関係者がかかわり、支援を提供しています。それらの人々はネットワークを形成し、キーパーソンとなる人の存在があったり、ケア会議を開催したりしています。ネットワークやケア会議には、本人の参加が不可欠といわれていますが、後見人等は、本人の代理人としてその支援ネットワークに参加することが有効です。また、代理権のある後見人等が参加することによって、本人支援のネットワークを強化することができます。

⇒＜エピソード＞⑮⑯⑰参照

⑵　エピソードで示す身上監護

以下、前項⑴で示した基本的視点のうち、特に重要と思われる点について、具体例を示します。身上監護事務は、被後見人等本人の意向や状況によって一人ひとり異なるものであり、また、その事務内容に「正解」があるわけではありません。

以下に示した事例は、あくまでも一つの考え方として示すものです。

なお、以下のエピソードすべてにおいて、被後見人等本人をＡさん、後見人等をＸと表記しています。

⒜　本人理解と意思尊重――保護との調和――

㋐　本人の理解と意思の尊重

後見人等に選任されたときには、本人に重度の障がいがあったとしても、まず本人自身に会うことが最も大切です。これは、関係者の立場から本人をみることを避けるためです。あくまで本人の代理人、代弁者という立場で本人を一人のひととして理解することに努める姿勢を、後見人等はもたなければなりません。

後見人等がみな、面接の技術や障がいに関する知識をもっているわけではありません。判断能力が不十分な本人と会うとなると、コミュニケーションがとれないことを不安に思うかもしれません。会話ができないので本人の意思は確認できないと、頭から決めつけてしまうこともありがちです。

会話がかみ合えば、うれしかったり、ほっとしたりするでしょう。逆に、何を聞いても無言のままであったり、あるいは会話がかみ合わず後見人等の存在を無視してどんどん一人で話をし、

怒り、笑い、泣くなどという場面に遭遇したときには、すぐにでもその場を立ち去りたいという想いに駆られることもあるでしょう。しかし、そういう繰り返しの中で、本人の癖や好み、いつも誰か決まった名前を言っている、よく唄を口ずさんでいるなどの傾向がみえてきます。

直接ことばで本人の意思や意向を確認することはできなくとも、生活の場の中で「ヒント」が得られることがあります。これまでの本人の「暮らしぶり」「価値観」「こだわり」「節約度」「好み」などが、ヒントになるでしょう。そういう事柄の一つひとつを感じ、知ること。それを積み重ねることで、「本人の意思を尊重した判断」の根拠を得ることができます。

本人と会い、その生活をていねいに点検することを通じて、本人の意思をくみ取る術を探り、くみ取った意思を本人の暮らしに反映させていくことが大切です。

〈例〉

【本人が自宅で生活している場合】

アルバム、衣類、家具、電化製品、表彰状などから、どのくらいの価格のものを購入しているか、どのような色彩のものが多くあるか、どのような特技や活動を行ってきたのか、そしてどのような環境で過ごしてきたのかという歴史を、自宅という空間を通じて知ることが可能となります。

【本人が施設や長期入院をしている場合】

多くの場合は、自宅の荷物を処分し、身の回りのものだけを所持品として持ち込んでいます。自宅のように、さまざまな物を通じて「ヒント」を得ることは不可能と思われることから、本人の身近に置かれているものや、施設や病院関係者から、入所・入院時の情報や、日々の介護や看護の情報を、ケース記録などにて提供してもらうことが本人を知る手がかりとなります。

エピソード①　自宅の様子からかいまみえた本人の嗜好や特技が手かがりとなった事例

Aさんは、自宅で暮らしていた。認知症が進行していたため、季節の話や最近の出来事などとおりいっぺんの挨拶や会話ではなかなか話が続かなかった。

Aさんの自宅では、たくさんのものがそのままになっていた。使わなくなった鍋は、埃がかからないよう、きれいにビニールなどで包まれていた。室内をあらためて見回してみると、Aさんの認知症が進行し始めた頃の季節のまま、時間が止まっているようだった。

暖簾の柄、たんすなどの上に飾ってある絵の内容、テーブルクロス。Aさんの寝室は訪問介護により、整理されたようだが、他の部屋には服もかけたままのものが数着あった。どの服も、小物もパステルカラーだった。室内にある多くはAさんの手作りではないかと思われ

た。

そこで、テーブルクロスを手にして、Aさんに、「これはなかなかのものですね」と話かけると、「大したことないですよ」とすぐに返答があった。「そうですか？ でもこれくらい大きなものになると時間もかかるだろうし、肩もこりますよね」と話を編み物に焦点をあててみた。すると、「これくらいは3時間もあればできますよ、それに私は肩がこったことがないです。だから1日中ご飯も食べないで編んでも大丈夫」と自慢げに話始めた。

失敗すればプライドを傷つけるかもしれないと、慎重に「今も大丈夫でしょうか？」と尋ねると。「はい」という答えが返ってきた。

その1年後には特別養護老人ホーム入所となったAさんだが、ベッドが汚れている、自分の服が汚いなどの環境では不穏な状態となった。そのため、会議の場でAさんがいかにきれい好きできちんと暮らしてきた人かをスタッフに伝え、たとえ認知症が進行しても常に身奇麗に、そしてパステルカラーがとても気に入っていることもあわせて伝えた。「きれい好き」「パステルカラーが大好き」「器用なかたで、服などの大半を手作りしてこられた」などという言葉が、施設のプランにみられるようになった。Aさんの居室は、パステルカラーが盛り込まれ、スカーフなど小物もパステルカラーのものを身に付けるようになっていった。色がいいと面会にきた人たちにも言われ、常に笑顔が見られるようになっていった。その後、鉤針で編むことはなかったが、毛糸巻き係りとなり、常にきちんと使いかけた毛糸を巻き直し、使いやすいように整えることを役割とするようになった。

エピソード②　ベッドまわりの写真が手がかりとなって長年の本人の希望が引き出された事例

Aさんは、成年後見人選任時、すでに特別養護老人ホームに入所していた。家財道具は処分され、Aさんのこだわりや大切なことに直接触れることが難しいと思われた。初めて施設を訪問したとき、Aさんはベッドに横たわり「せっかくきてくれたのに、申し訳ない。今日が一番つらい日ですので」と言ったきり、背中を向けてしまった。次に行ったときも全く同じ反応だった。

普段の暮らしぶりを知りたいと施設の職員に尋ねると、「いつもこうです」と、Aさんが1日中ベッドにいることについて、何の違和感も感じていないようだった。食事もだいたい半分食べればよいほう、入浴と食事、トイレにいくだけが、Aさんのベッドを離れるときだと言われた。

施設に入所して2年がたったAさんのベッド周りをもう一度見てみると、カレンダーに犬、壁に貼られている大分古い雑誌の切り抜きも犬だった。「もしかしたら」と思い「Aさん、かわいいですね、この犬」と声をかけると、いつもとまったく反応が違い、「そうそう、かわい

い、かわいい」とベッドの上にきちんと座った。

「この犬の名前は？」「トオル」。貼られている犬は全部違う犬だったが、Aさんは全部を順番に指しながら、「トオル」「トオル」と犬の名を呼んだ。「Aさんのところにきて何年ですか？」「私より早いよ。トオルは」「他にも犬がいるんですか？」「そう、ハル、フジ、ショウ、太郎……」指折り数えながら、なんと11匹の名前を呼んだ。「Aさんは犬が大好きなんですね」と尋ねると「おかあさんのほうが、もっとかわいがっていました」という返事。

「おかあさん？ Aさんのおかあさんが犬が大好きだったんですか？」「そうです」「おかあさんは？」「長いこと会っていません」「お元気なんですか？」「いいえ、お寺にいます」「どこのお寺ですか？」「○○寺です」「電車だとすぐにいけますね」「そうです、寺の前の親子どんぶりもおいしいですよ」「そうですか、親子丼おいしそうですね」「食べたいなぁ」「行きますか？ お寺と親子丼」「はい、ぜひ行きたいです」とお辞儀をした。施設側は半信半疑だったがガイドヘルパーを手配し、初回でもあることからXさんもともに墓参りにでかけた。Aさんは入所前からすでに一人では寺に行けていなかったが、菩提寺との関係も確認でき未納となっていた支払いもできた。Aさんは墓参りでき、親子丼も残さず食べた。その様子は施設に伝えられ、Aさんへの施設側の働きかけやAさん自身の生活にも少しづつ前向きな姿勢がみられるようになった。

㈠　保護との調和

後見人等には、本人の意思を尊重することが義務として課されています。同時に、後見人等は、本人の意思に反してでも、与えられた代理権や取消権を行使して本人を保護するという大事な役割を担っています。「本人の意思の尊重」と「本人保護」のどちらを優先させるのか、どのようにバランスをとるのか。このことは、後見人等の実務の中で最も悩ましい課題といってもよいでしょう。

本人がどこまで自分で判断できるのか、どこからは危険なのか、あるいはどのような資源があれば本人を支えることができるのかなど、さまざまな角度から検討したうえで判断することが大切です。

本人の意思尊重と保護については、取消権の行使や施設入所といった重大な決断の場面で問題にされやすいですが、毎日の生活のさまざまなレベルで、その調和が求められることになります。安易に保護を優先させることなく、また、本人の言うがままでもなく、後見人等として、適度でかつ適切なかかわりが必要になります。

エピソード③　本人の意思を尊重した事例

30歳代のＡさんは中度の知的障がいがあり、Ｘさんが保佐人に選任されている。Ａさんの収入は年金、手当と授産施設の給料で、預貯金は多くない。Ａさんは買物好きなので、毎月計画的に貯金をすることがＡさんと支援者の目標である。Ｘさんには、５万円以上の買物についての同意権取消権が与えられている。

Ａさんが毎日授産施設に通う途中に玩具店があり、そのショーウィンドウには大きなクマのぬいぐるみが飾られていた。５万円を超えるぬいぐるみだが、Ａさんはいつか手に入れたいと思った。ほかの買物は控えてお金を貯め、ときどきぬいぐるみを抱きに行った。１年が経ち、ようやくぬいぐるみが買えるだけのお金を貯めたＡさんは、すぐに玩具店に行った。大きなぬいぐるみを抱えてグループホームに帰るとグループホームの世話人はとても驚き、その値段を聞いて、返してくるようにとＡさんに言った。世話人は、将来に備えて預貯金をもっと増やしてほしいと考えており、高額のぬいぐるみ購入は「無駄遣い」だと思った。その話はすぐにＸさんに伝えられた。

ＸさんはＡさんからよく話を聞いてみた。Ａさんの１年にわたる強い思い、ぬいぐるみを買うことを目標にお金を貯めた計画と努力を知って、購入に同意した。

エピソード④　保護を優先した事例

認知症のＡさんは、通帳や鍵の保管場所をしばしば忘れたり、悪質商法に騙されたことから、保佐人Ｘさんが選任された。

Ｘさんには財産管理の代理権が付与されているが、Ａさんはいつも使っている通帳だけはまだ自分が管理したい､と強く希望した。Ｘさんが調査したところ、多額な引出しが１年にわたって続いていることがわかった。どうやらＡさんは、親しい知人といっしょにお金を引出しにいっては、多くを知人に渡しているようだった。

Ａさんは、知人と同行したことは憶えていたが、引き出した金額、それを知人に渡したことやその理由ははっきりとしなかった。Ａさんはかつてその知人に世話になったことに恩を感じており、全面的に知人を信頼していた。ＸさんはＡさんに状況を説明し通帳を保佐人に渡すよう話したが、Ａさんは納得しなかった。Ｘさんは、Ａさんとの信頼関係が壊れることを心配しながらも、これ以上財産が侵害されることがないよう、すべての預金口座を保佐人が管理することにした。それとともに、法律相談を利用して知人への対処を検討した。一方、Ａさんが信頼する民生委員の力も借りてＡさんに説明を続け、しばらくはＡさんといっしょに銀行に行って生活費を引き出すなど、Ａさんの安心感を得る努力を続けた。最初はＸさん

の判断を不満に思っていたＡさんも、次第にＸさんを信頼するようになり、「お金は預けてあるから安心だわ」と言うようになっている。

エピソード⑤　意思尊重と保護との間で悩んだ事例

80歳代の認知症のＡさんに、成年後見人としてＸさんが選任された。
Ａさんは賃貸アパートで一人暮らしをしている。ヘルパーをなかなか受け入れず、ときには大声でどなったりするので、短期間で何度も人が変わっていた。部屋にはゴミがたまり異臭がするので、近隣の住民はたびたび役所に苦情を言っていた。またＡさんは大のタバコ好きなので、大家は火の不始末による火事を恐れ、アパートを出ていくよう要請していた。Ａさん自身は、住み慣れた家で最期まで暮らし続けたいと強く希望していた。しかし、Ａさんの年齢、心身や生活の状況、そして関係者の意向を考えると、在宅生活の継続は難しいのではないかと、Ｘさんは悩みに悩んだ。

Ｘさんは、Ａさんの話をよく聞き、ケアマネジャーやサービス提供事業者、役所のケースワーカー、大家、近隣など関係者とも何度も話し合った。結果、ＸさんはＡさんの明確な意向を重視し、当面は在宅生活を続けることを決め、必要なサービスを組み立て直した。一方、急な入所に備えて施設の情報を集めた。Ｘさんは関係者とともに、Ａさんの生活を慎重に見守った。

１年後、持病が悪化し体力が落ちてきたＡさんは、風邪をこじらせ救急車で入院した。これを機に、Ｘさんは施設入所に踏み切った。最初は家に帰りたいと訴えていたＡさんだが、すぐに施設の快適な生活が気に入り、いまは穏やかに暮らしている。

⑻　後見人の職務範囲

㋐　事実行為へのかかわり方

後見人等は、与えられた権限の範囲内で、本人の代理人または同意権者としての事務を行います。その事務の中心となるのは、契約締結に代表される「法律行為」です。しかしそれに加えて、その法律行為をなすために必要な「付随する事実行為」については、後見人等が行うべき事務範囲に含まれるという見解が一般的です。

契約締結を代理するだけではなく、その契約が適切に履行され本人の利益が護られているかを確認することは、後見人等の重要な役割です。たとえば、介護保険を利用する場合に、サービス利用契約の内容が適切であるかを判断するために、サービス担当者会議などに参加して情報収集することが必要なこともあるでしょう。

毎日の生活は多くの事実行為によって支えられています。後見人等は、実際の介護労働について自身で行う義務はありません。与えられた権限を使って、本人に必要なホームヘルパーの「契約」やボランティアの「手配」などを行うことが、後見人の基本的役割となります。

〈例〉

【長期入院していたＡさんが在宅生活に復帰する場合】

①　Ａさんの在宅サービスについての意向確認……付随する事実行為

②　Ａさんに必要な在宅サービスについての情報収集と事業者の決定……付随する事実行為

③　事業者との契約締結（居宅介護支援事業者、訪問介護・訪問看護事業者等）……法律行為

④　契約の履行状況の確認（定期訪問による処遇チェック、ケアプランの確認、利用料等費用の支払い等）……付随する事実行為

【Ｂさんが施設に入所する場合】

①　Ｂさんの施設入所についての意向確認　……付随する事実行為

②　Ｂさんに適した施設サービスについての情報収集と施設の決定……付随する事実行為

③　施設入所契約締結……法律行為

④　契約の履行状況の確認（定期訪問による処遇チェック、ケアプランの確認、利用料等費用の支払い等）……付随する事実行為

エピソード⑥　本人の今後の処遇を検討するためにケア会議に参加した事例

認知症のＡさんが特別養護老人ホームに入所することになった。Ａさんの成年後見人であるＸさんは、Ａさんの意向を確認しながら、Ａさんの荷づくりや荷物の配送を手配し、入所時の介護タクシーの手配を行った。入所当日、不安げなＡさんに付き添って一緒に施設に出向いたＸさんは、施設入所契約や小口現金の委託契約などを行い、住所変更など役所の手続も滞りなく済ませた。

施設での生活がスタートしたＡさんだが、新しい環境になかなかなじめなかった。夜間は不穏になって眠れず、だんだん同室の人とのトラブルが増え、被害的な言動や暴力的な行為も出るようになっていた。Ａさんがどうすれば安定するのか、精神科病院に入院する必要があるかどうかなどの検討のために、施設の介護担当者がケア会議を開くことになり、Ｘさんにも出席の要請があった。Ｘさんは、定期的に施設を訪問してＡさんと面会していたが、状況の把握とよりよい方針を検討するための大事な機会と考え、ケア会議に出席することにした。

エピソード⑦　治療方針や履行状況の確認のために、受診の付き添いをした事例

精神科病院に長期入院しているＡさんに、保佐人のＸさんが選任された。Ａさんは持病の検査と薬の処方のために、定期的に専門病院を受診しなくてはならなかった。Ａさんには身寄りはないため、これまでは病院のソーシャルワーカーや看護師がやりくりして同行していた。病院は、今後は受診の付き添いはＸさんが行ってほしいと、Ｘさんに伝えてきた。

Ｘさんは、付き添いは保佐人自身が行う義務はないことを病院に説明し、継続的な受診を続ける必要があるＡさんにとって誰が付き添いをするのがよいのか、Ａさんの希望や状態を考えながら、ソーシャルワーカーらと地域の資源を検討した。幸いＡさんは多少の支出が可能な財産状況であったので、今後の買物の支援も含め自費のヘルパーを頼むことに決め、契約を行った。

このような手配をしたうえで、Ｘさんは、病状や治療方針の説明を受けるために、最初の受診日にはＡさんとヘルパーに同行した。その後も医師と面談することを目的として、年に２回は受診に同行している。

⑷　後見人等ができないこと

成年後見制度（民法）改正のときの立法担当者の見解によれば、明らかに後見人等の職務に含まれないとされることとしては、次の三つがあります。

○本人の意思に反する強制行為（たとえば入所の強制、介護サービスや医療等の強制など）

○一身専属的な行為（たとえば婚姻、養子縁組、臓器移植の同意など）

○医的侵襲（手術等の医療行為など）の同意

これらの行為の中でも、本人保護のために必要な入所と、入所の強制の線をどこで引くかなど、実務においては判断が非常に難しい場合があります。これらは家庭裁判所などに相談しながら対処すべきでしょう。

そのほか、後見人等本来の職務として位置づけることに強い疑念があるにもかかわらず、しばしば現実には後見人等に求められていることに、死後事務、身元保証等があります。これらにどう対処するか迷うことも多いでしょう。

基本的には、後見人等の立場では対応できないことは伝え、相手が求めていることを聴き取って、後見人等のできること、できないことを説明することになります。家族がいる場合には、家族にお願いできることもあるでしょう。本人の心身の状態や生活状況、そして家族関係などからして起きる可能性が高い事態については、前もって対応を考え、関係者等と協議しておくことが必要です。

死後の事務に関連して、戸籍法の改正により平成20年５月からは後見人等が死亡届を出すこと

が可能になります。また、医療同意、死後事務、身元保証等については、法改正を含めて後見制度にかかわる専門職団体等でも活発に議論されています。このような新しい情報を得ることも大切です。

エピソード⑧　医療同意を求められた成年後見人の対応事例

特別養護老人ホームで生活するＡさんが入院した。Ａさんの成年後見人であるＸさんは、担当医師から病状説明を受けた。Ａさんは食事が全く摂れなくなったため、医師は、①24時間の点滴、②鼻腔栄養、③胃ろうチューブ、④適宜点滴という四つの選択肢を提示し、Ｘさんに決定するよう求めた。医師は、家族と同様に成年後見人がサインするものと思っていたようだが、Ｘさんは、成年後見人は治療に協力はするが、医療行為に関する決定や同意をする権限はないことを医師に説明した。Ａさんに身寄りはない。Ｘさんは、医師の判断で最善の処置をするようお願いした。しかし、同意が得られない状況で医師も対処に迷っているようだった。

Ｘさんは、Ａさんが環境の急変に怯えては暴れる様子を見て、入院生活を長引かせると高齢のＡさんの心身に大きな負担になるだろうと考え、担当医師にそのように伝えた。Ａさんが入所している老人ホームの施設長、看護師や相談員らにも加わってもらい、担当医師と、Ａさんの入院前の様子や、どういう形であれば施設に帰ることができるのか、医師としてはどのような方法が望ましいと考えているのか、等についていっしょに検討した。その結果、担当医師は、Ａさんにとって最善の方法として胃ろうの選択をした。施設に戻ったＡさんは、落ち着きを取り戻した。

エピソード⑨　施設入所の身元保証と死後事務への成年後見人の対応事例

長年連れ添った妻を亡くして以来、Ａさんの認知症は急激に進行し、在宅で一人暮らしを続けることが難しくなった。市長申立てにより成年後見人Ｘさんが選任され、施設に入所が決まった。

Ａさんには身寄りはない。入所契約に際して、施設はＸさんに身元保証人となるよう求めてきた。Ｘさんは、申立てを担当した市の職員にも立ち会ってもらい、成年後見人と保証人の立場の違い、また、成年後見人が保証人になることの不都合を説明した。そして、契約書をみながら施設と話合いをしていく中で、施設が保証人に求めていることは、実は成年後見人の事務として担えることが多いことがわかり、そのことを施設によく説明し、了解してもらった。こうしてＸさんが身元保証人となることなく、入所契約が可能になった。

穏やかに施設での生活を送っていたＡさんは、数年後に亡くなった。Ａさんの葬儀をあげる家族は誰もいない。Ｘさんは、家庭裁判所に相談したうえで火葬や永代供養墓の手配をした。施設の協力で質素なお別れの会を開くことができ、施設職員や入所者とともにＡさんを見送った。Ｘさんは、相続財産管理人の選任の申立てを行い、選任された相続財産管理人に引き継ぎをして事務を終了した。

⑹　身上監護と財産管理の関係

成年後見制度において、後見人等の職務として身上監護が位置づけられたことは大きな特徴といえます。それまでの財産管理中心ではなく、財産管理と身上監護の関係を常に留意しながら、本人らしい生活の質の向上を目指すことが、後見人等には求められています。

身上監護のために財産を活用するという観点からすると、まず本人の生活の歴史を知ること、そして本人の関心がどこにあるのかを知ることが肝心です。本人の意向や生活状況をよく理解したうえで、後見人等は、本人の財産を本人のためにどのように使うべきか、決定していくことになります。

年間に活用できる資産状況を把握し、毎月予定されている支出や入院などの非常時用資金以外に、本人のためにいくら使うことができるのかを考えてみましょう。どのくらいの予算があるかによって、居所選定、介護環境・医療環境の選択、余暇時間の過ごし方など選択肢の数が異なってきます。

また、本人の年齢を考慮することも非常に大切です。どの時期に資産を積極的に活用するのか、あるいは平均的に活用していくのか。本人のライフサイクルに合わせて財産管理を考えることが必要になります。

エピソード⑩　適切なタイミングで、本人の希望に向けた財産を活用した事例

管理している財産を常に一定に支出することが、望ましいとは限らない。

統合失調症で現在40歳代のＡさん（女性）は、家族が成年後見人を担っていたときに山間部にある精神科病院に入院し、閉鎖病棟での生活が長期にわたっていた。その間に社会との接点は失われてしまった。成年後見人Ｘさんが選任されたばかりの頃は、病院での面会時に「どこに行きたい？」「何が欲しい？」「何を食べたい？」などとＸさんが質問しても、Ａさんは一つとして答えることができなかった。

Ｘさんは、Ａさんの外出支援の契約を結んで、街に出ることを試みた。外出を重ねていくことで、Ａさんから「今日は何を食べようかな」「今度自分で作ってみたいから、今日は○○を食べてみよう」「化粧品を買いたい」「新聞で解説を読んだ本をみたい」など、さまざまな‘希

望’が出るようになった。

その‘希望’の一つひとつは、Aさんを一人の女性としてみればごく普通の望みであった。しかしAさんの資力は、障害年金と、親の残したわずかな預金のみであった。

XさんはAさんとも相談しながら考えた。外出支援のヘルパー費用と交通費と外出のお小遣いの支出は、Aさんにとっては大きなものである。高齢期になれば、その金額の支出は難しい。外出に強い関心をもち、実行できる体力のあるこの時期に、財産を活用することがAさんにとって意味がある、とXさんは判断した。

Aさん自身がこのことを理解し記憶することはなかなか難しいが、それでもXさんは季節に一度は打合せをして、いまお金を使う時期だという確認をAさんとの間で繰り返している。

エピソード⑪　本人が生活保護受給の場合の財産管理と身上監護の事例

Aさんは、生活保護を受給している。そのためAさんの財産管理は、生活保護費の管理となる。家賃、光熱費、食費を中心に毎月の生活費を支払う。当たり前だが、それほど残るわけではない。Aさんと会うたびに、Aさんのこれまでの暮らしの習慣や、大切にしていること、楽しみにしていることなどについて話を聞かせてもらった。すると、美容院に行くこと、それももう30年以上行き続けている店が近所にあること、両親の命日には墓参りにいっていたこと、楽しみは寿司を食べること、などを少しずつ話してくれた。いつも「お上のお世話になっている身だから、贅沢は言えない」と言いながら言いにくそうに、でも話し始めると昨日行ってきたようないきいきとした話しぶりだった。

そこで、優先順位を決めて、実現できることを検討していった。行きつけの美容院にパーマを毎月あてにいくには、少し費用が高かった。ひと月おきであれば、大丈夫ではないかと結論を出した。また両親の墓参りは、遠方のため交通費や付き添いの費用を考えると、それぞれの命日に行くには、負担が大きかった。桜のきれいな土地だったというCさんの話から、桜が咲いたら年に１回だけ行くことを目標にした。そして、寿司は、Aさんの誕生日に、回る寿司屋に行くことができた。

⑹　後見人等の基本姿勢と利益相反

㋐　サービスの内容チェックと本人の意思や利益の代弁

身上監護の事務を行っていくうえで、後見人等が福祉や介護の専門知識をもっていることが必ずしもよいわけではなく、むしろ一市民としての普通の暮らしを判断の基準とすることが有効です。

本人の意思が確認できない場合には、自分であればこのような介護プランで納得できるだろうか、このような居住環境で居心地がよいと思うだろうか、自分自身が本人と同じ年齢であればどのような場所へ出かけたいと思うだろうか、などの思いを物差しにしながら、疑問に感じること、不安に感じること、不満に思うことについては、担当者や責任者に質問したり説明を求めてみるとよいでしょう。十分納得できる返答や説明が返ってこない場合には、改善を要求したり、苦情申立てを行ったり、さらには契約を解約して新たな事業者と契約を締結することなどにつながっていきます。

周囲の支援者からの情報や申立書等から得られる情報は、本人の状況を知る手がかりにはなりますが、あくまで申立人側の考えや意向であり、一部の情報でしかないという認識をしっかりともつことが必要です。そして、あらためて本人の代理人、代弁者の視点で、本人になぜ後見人等が必要なのかを考え、何をすべきなのかを明確にしていきましょう。後見人等は、単に目先の問題を解決するために選任されているのではありません。ましてや、関係者の要望に応えることがその役割ではないことを忘れてはなりません。

エピソード⑫　拘束等の不適切な対応を改善させた事例

体調を崩したＡさんが緊急入院をした。夜間の入院であったこと、認知症が進行していることを理由に、受け入れてくれる病院を選ぶことはできなかったと、入所している特別養護老人ホームからＡさんの成年後見人であるＸさんに連絡があった。入院先は、本来入院したい病院ではなかった。治療面だけでなく、認知症である本人に適切に対処してもらえるか確信がもてなかったＸさんは、面会を続けるようにした。

入院４日後、Ｘさんは、Ａさんが四肢をくくられ、左足首が腫れていることを発見した。病院に診察と説明を求めたところ、左足首骨折という診断だった。Ａさん自身が勝手に暴れたと説明する医師に対して、Ｘさんは、治療にどうしても必要な時間だけでなく、どの時間帯にも拘束が行われていたことなどを指摘し、病院側の責任での骨折の治療と、もともと入院予定であった病院への転院ができるよう依頼した。ほどなくＡさんは、本来入院したかった病院に転院し、適切な治療を受けることができた。

退院後まもなく施設に面会にいったＸさんは、Ａさんのベッドの周囲が机やたんすで囲まれていること、Ａさんが、足が床に届かないようなリクライニング車いすに乗って、リビングの端で過ごしていること、着衣がこれまでの普段着ではなく、入院中のような衣類を着ていること、ときに拘束されていることを目にした。Ａさんの表情は、入院中に引き続き硬いままだった。

Ａさんは、施設になぜこのようなことになっているのかという説明を求め、できるかぎり入院前の暮らしに戻してほしいという要望を入れてケアプランを見直すよう依頼した。１週

間後に再度面会にくるので、それまでに対応をお願いしたいとはっきりと伝えた。

１週間後、Ｘさんは、転倒への危惧で拘束などの行為があったという説明を受けた。その後、ケアプランも見直され、生活状況は改善した。Ａさんは、入院前と同じように、普段着に着替え、もともと決まった席に戻り、よく話をする同じような年恰好の利用者と二人だけの会話を楽しんでいた。

㈠　利益相反行為

後見人等の基本姿勢は、本人の立場で、本人の最善の利益を追求することです。後見人等は、本人の代理人として本人の希望を代弁し、サービス提供者と契約をなすことで、本人が必要としているサービスにつなげます。契約後はサービスの履行状況のチェックを行い、関係者との会議等の参加を通じて本人の意向を代弁したり、必要があれば不服や苦情申立てなどの公法上の権利等を行使することになります。親族後見人の場合は、後見人等としての立場と、家族、親族としての立場やかかわりが混在することになるので、後見人等としての職務を行うときには注意が必要です。

後見人等が自己の利益のための判断をしてしまうことがないよう、後見人等は、本人と利益が相反する行為について制限されています。たとえば、後見人等が本人所有の不動産を購入することや、後見人等と本人が共同相続人であるときの遺産分割協議において本人を代理することは自己契約・双方代理にあたるため、利益相反行為となります。これら行為について、後見人等が代理することはできません。本人との利益が相反する行為がある場合は、成年後見監督人が選任されている場合には成年後見監督人が本人を代理し、また成年後見監督人が選任されていない場合には、特別代理人の選任を申し立てる必要があります。

後見人等は、このような明らかな利益相反行為だけでなく、「実質的に利益相反が生じやすい関係」についてもよく考える必要があるでしょう。本人の代弁者、権利擁護者という後見人等の基本姿勢を貫くためにも、本人の権利、利益を損ねる可能性がないか常に点検し、細心の注意を払うことが、後見人等の倫理として求められます。

〈例〉

【後見人等が福祉サービス管理者等で本人がその利用者である場合】

①　後見人等が施設やサービス提供事業者の管理者である場合　　この場合、利用契約が自己契約・双方代理禁止に抵触するおそれがあります。また、契約締結時には特別代理人等が選任されたとしても、契約の履行確認や苦情申立てなどの身上監護事務において利益相反のおそれがあるので、このような関係で後見人等となることは避けるべきです。

②　後見人等が施設等の職員で本人がその施設等の利用者である場合　　この場合は、自己

契約・双方代理に抵触しないまでも、やはり後見人等として、雇い主の法人・施設に対して本人の代弁ができるのかどうかなど、注意が必要となります。

【夫婦・親子など複数の被後見人等（任意代理も含む）を一人の後見人等が受任する場合】

たとえ夫婦、親子であっても、一人ひとりの意思は異なります。後見人等は、本人のマンツーマンの支援者、権利擁護者であることを、決して忘れてはなりません。一人で双方の後見人等になると、夫婦、親子間に利害対立が生じた場合に適切に対処できないこともあり、利益相反の可能性を含んでいることに留意しなくてはなりません。

エピソード⑬　夫婦それぞれの成年後見人が、夫婦それぞれの意思を尊重しながら協力した事例

ＡさんとＢさんは長年連れ添った夫婦だが、二人とも数年前から認知症が進行し始めていた。一人息子の死亡を期に、関係者によって施設入所が検討され、本人たちに成年後見人が選任され次第、施設入所ができるよう準備が進められていた。問題は、夫婦いっしょに入所できる施設がなく、当面は別々に生活せざるを得ないことだった。

Ａさんには成年後見人Ｘさんが、Ｂさんには成年後見人Ｙさんが選任された。成年後見人は、別々の施設への短期入所を試みたが、二人とも「別々の生活は嫌だ、住み慣れた家で暮らしたい」と涙ながらに訴えた。二人の成年後見人はそれぞれ、本人たちにとっての最善の道は何か考え、成年後見人同士、またはＡさんＢさんを交えて４人で話合いを重ね、在宅生活継続が可能になる支援態勢の目処を立てて、在宅復帰に踏み切った。

妻のＢさんの年金はわずかで、生活費はＡさんの年金収入に頼ることになった。「今月は衣類を買いたいからいくら必要」「このあいだ買ったばかりでしょう」と、ときにはまるで夫婦喧嘩のような言い合いもしながら、二人の成年後見人はそれぞれの必要経費について毎月相談した。

Ａさんの認知症はかなり進み、そう遠くない時期に施設入所に踏み切る必要がありそうだ。そのときＢさんはどうするのか。ＸさんとＹさんは、ＡさんＢさん各人の心身の状況を考え、各々の希望を個別の支援者として聴き取ることになるだろう。それぞれにとって、そして夫婦にとって、最良の道を探し選択していくつもりである。

エピソード⑭　親子それぞれに保佐人・成年後見人がついたことで、自分の人生を歩み始めた障がいのある息子の事例

40歳代の知的障がい者のＡさんは、母親と二人きりで暮らしていた。母親はＡさんの生活

や財産管理すべてをとりしきり、一生懸命に面倒をみてきた。Aさんもすべてにおいて母親任せの生活だった。ところが母親が認知症になり、Aさんの面倒はおろか自分自身の日常生活が成り立たなくなってきたため、Aさんには成年後見人、母親に保佐人がつき、それぞれグループホームに入居して別々の生活をすることになった。

Aさんの成年後見人であるXさんは、Aさんと面会を重ねた。Aさんは質問に「はい・いいえ」で意思を表明することは十分にできる。だが、母親の言うとおりにする習慣が身についているAさんは、Xさんが「○○したい？」と聞くと、したくなくても「はい」と答えてしまう。Xさんは答えを誘導しないように気をつけ、グループホームの職員にもそのように接してほしいと依頼した。

母親は離れて暮らすAさんが気がかりでたまらず、「こういうときにはこうしてやってほしい」と事細かにXさんに対応方法を伝えてきた。また、Aさんが不自由しないように、自分の財産から仕送りをしたいと強く希望し、保佐人からXさんに連絡してきた。Aさんは自身の年金で不自由なく暮らせている。Xさんは母親、その保佐人とよく話し合い、家庭裁判所にも相談して、経済的に自立して暮らすことを選択した。Xさんは、Aさんを想う母親の気持ちは大事にしながらも、失敗してもいいからAさん自身の希望や選択を大事にしていこうと考えた。

あるときAさんはグループホームの皆と野球観戦にいった。初めての経験に最初こそ緊張していたAさんだったが、球場のにぎわいや応援合戦を存分に楽しんだ。Aさんは目を輝かせながらAさんなりの表現で、たこ焼きを食べたこと、大きな太鼓の音にびっくりしたことなどを繰り返した。Aさんの話を聞いたXさんは、Aさんやグループホームと話し合い、ときどきガイドヘルパーといっしょに野球を観に出かける計画を立てて手配をした。これを糸口にして、Aさんは行ってみたいところ、やってみたいことを表現できるようになっていった。

いまAさんは、グループホーム職員の手を出しすぎない気長な支援のおかげで、だんだん身の回りのことも自分でできるようになっている。作業所にも通所するようになり、自分で稼いだ工賃で好きなジュースを買うことも楽しみのようだ。母親は、Xさんと相談していろいろな体験をし、いきいきと暮らすようになったAさんに驚きながら、これからAさんがどのように変化していくのだろうかと楽しみにするようになっている。

⑹　ネットワークの活用

身上監護に関する事務は幅広く、また深いものです。本人の能力や生活状況、ネットワークのありようなどによってもその範囲や方法が異なってきます。当然後見人等だけで本人の生活を支えることはできず、本人を支援するフォーマル・インフォーマルなネットワークと協力し、役割

を分担することが必要になります。

ネットワークがすでに形成されている場合には、その会議等に積極的に参加して、後見人等の役割を説明し理解を求めるとともに、誰がどのように動くことが本人にとって望ましいのか検討する機会をもつとよいでしょう。

ただし、だからといって、すべてをネットワークに委ね「お任せ」にしてしまわないように留意しなくてはなりません。後見人等は単に関係者の一員ではなく、本人の代理人であり代弁者です。ネットワークの意向と、本人意思を代弁する後見人の考えは、常に一致するとは限りません。よく話し合っても、時に対立的な関係になってしまうこともあるでしょう。後見人等自身が判断し決定すべきことは何か、常に意識してかかわる必要があります。

ネットワークが不十分な場合には、ネットワークが充実するように配慮しながら手配や契約をすることになります。ネットワークとのかかわりは、後見人等の義務ではありませんが、本人が希望する生活の質の維持や向上のためには不可欠です。

エピソード⑮　すでにある本人支援のネットワークを活用した事例

認知症のＡさんは、在宅で一人暮らしをしている。お金の管理は全くできず、排泄や入浴などにも介助が必要で、部屋はゴミで埋まるような状態だったが、一人で出歩くことが好きで、いきつけのレストランでの食事を楽しみにしていた。

Ａさんに選任された成年後見人のＸさんは、Ａさんの在宅生活維持のために、キーパーソンであるケアマネジャーと密な連絡をとり、プランを練った。ケアマネジャーのプランに沿って、Ｘさんはホームヘルプサービス、デイサービスや配食サービス、福祉用具のレンタルなどの契約を行った。また、ケアマネジャーの助言を得て、往診対応が可能な医者もみつけることができた。Ａさんの生活は格段に安定した。増えていく関係者の連携を図るために、ケアマネジャーがサービス担当者会議を定期的に開催した。Ｘさんも参加して、本人の意向や後見人等の立場での要望を伝えた。

Ｘさんは、専門職だけでなく、Ａさんの顔なじみの人々と話す機会をもつように心がけた。アパートの大家や行きつけのレストランの店主、近所の人たちは、Ａさんの見守りに一役かってくれるようになっている。

エピソード⑯　本人の代弁者として、ネットワークと対立した事例

在宅で一人暮らしをしている認知症のＡさんに保佐人Ｘさんが選任された。Ａさんは家事が全くできない状態だったので、ケアマネジャーと連携して介護保険サービスを導入した。

これで関係者が見守りをしながらＡさんの在宅生活を支えていけるだろうと、Ｘさんは安心した。

１年が経過し、Ａさんはタバコの火をつけたままにすることが増え、何度か畳に焼け焦げをつくったこともあった。その頃ケアマネジャーの異動があり、新しい担当ケアマネジャーは、在宅生活が限界にくる前にグループホームに移行した方が本人にとってよいのではないか、と強く主張した。たしかに、ヘルパーも皆、Ａさんのタバコの火の不始末は心配していた。

Ａさんは、「住み慣れた我が家で暮らしたい」と常々願っていた。それをよく理解しているＸさんは、自費のヘルパーも利用して、これまで以上に見守りを強化することで、まだ在宅生活は続けられると判断した。Ｘさんは、タバコはヘルパーがいるときだけ吸うことをＡさんに了解してもらった。そしてケアマネジャーと何度も話し合ったが、本人の安全と保護を重視するケアマネジャーは納得せず平行線のままだった。Ｘさんは悩んだが、居宅介護支援事業者を変更し、新たなケアマネジャーと契約をする決断をした。

エピソード⑰　本人支援のネットワークを新たに構築した事例

統合失調症のＡさんは、精神科病院に入院していたが、自身で退院請求をして退院となった。しかし退院後の行き場がなく路上生活を送っていた。Ａさんに選任された成年後見人のＸさんは、Ａさんの意思を尊重し、再入院ではなく地域で生活できる道を探った。

ＸさんはＡさんといっしょにアパートを探した。大変な労力を要したが、成年後見人が選任されていることで保証人なしのアパートがみつかった。Ｘさんは大家や民生委員へ状況を何度も説明し、信頼関係がつくられた。大家らの協力もあって、近隣との数々のトラブルを乗り切ることができた。

Ａさんは、自分が精神障がい者であることを認めておらず、適切な医療や保健福祉サービスにつなぐことは困難をきわめた。Ｘさんは、役所の障がい担当のケースワーカーや保健所の保健師に訪問を依頼し、精神科や内科受診にも同行し、訪問看護を手配した。Ａさんは、根気強くかかわるＸさんへの信頼感のもとに、徐々に必要なサービスを利用するようになっていった。

役所の担当者は異動して顔ぶれがかわることがしばしばあり、また一から始めなくてはならないこともあったが、Ｘさんを軸にＡさんの支援のネットワークが維持され、Ａさんの望む在宅生活を支えている。

Ⅴ 結 語

身上監護研究会は、成年後見制度の身上監護の実態を明確にし、そのあり方を考察することを目的として行われたものである。

2000年の成年後見制度施行にあたって、新設された民法858条には成年後見人等の身上配慮義務が課され身上監護重視の実質は法律にうたわれていると考えられるが、その内容については具体的にされていない。本人のための成年後見制度を標榜し、自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーションと本人の保護の調和を理念として掲げるこの成年後見制度が、本当に本人のための制度として機能しうるためには、この身上監護事項をどうとらえ実践するのかとの関係が深いと思われる。

また今日、この身上監護事項を重要視して実現していくためにも、日本でも欧米のように市民後見人や社会貢献型後見人が養成されその支援に期待がされはじめている。すでに受任者の数も２桁になっており、今後はこの身上監護重視の方向性の基にその活躍が不可欠のものとなっていくであろう。

成年後見法の理念はそれを行う人の実践によって実現される。

また、法や制度はただあるだけでは利用できない。

成年後見制度がたとえ認知症等で本人自身が人権と権利そして「尊厳」を護ることができなくなったとしても、個別な権利を後見人等が護り、身上監護の事務を行うことによって人間らしい生活を支えるための社会的な制度として機能できることが望まれている。

研究会ではそれに資することができるために、第三者後見を実際に行っている多くの専門職にアンケート調査やヒアリングを行い、身上監護について一つひとつ項目を整理し検討を加えてきた。この試行によって抽象的な成年後見制度の身上監護事項のイメージが少しでも明確となり具体化されて実践に活かされることがあれば、これほどの喜びはない。ただし、身上監護の内容は本人の具体的な状況によって異なるため、この点を考慮して報告書を読んでいただきたい。

また、本報告書が自治体関係者など、ニーズを抱えていても自らこの制度を知り手続をすることができない方々へつなぐ立場にいる方々にも、多く読んでいただけることを切望している。

本調査や報告書の作成には、議論を重ね調査等を行い作業しまとめていくために、委員の方々はじめ、すでに後見活動に取り組まれている弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職諸氏や団体・法人等、実に多くの方々にご協力をいただいた。ここに報告を取りまとめることができたことに、ご協力いただいた多くの方々に心からの感謝を申し上げたい。

また、実際の取りまとめにあたっては、後見活動に日々奔走しながら作業委員として多くの時間を割いてくださった方々のご努力によるものが大きく、これらの方々にも感謝を申し上げたい。

平成20年３月21日現在

●研究会委員名簿

（五十音順、◎印は座長）

委員名	所　属
池　田　惠利子	日本成年後見法学会常任理事
石　渡　和　実	東洋英和女学院大学教授
◎小賀野　晶　一	千葉大学大学院教授
尾　崎　　史	特定非営利法人あさがお
小　幡　秀　夫	社団法人東京社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ東京
上　山　　泰	筑波大学法科大学院准教授
田　邉　仁　重	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会　世田谷区成年後見支援センター
田　村　満　子	社団法人大阪社会福祉士会　相談センター「ぱあとなあ」
中　山　二基子	東京弁護士会
藤　原　一　男	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会　大阪市成年後見支援センター
星　野　美　子	社団法人東京社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ東京
松　井　美弥子	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
山　﨑　政　俊	社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部
山　田　隆　司	特定非営利法人東濃成年後見センター

オブザーバー

井　内　雅　明	厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長
佐々木　　健	厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室専門官
中　村　美安子	厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官

調査委託

財団法人日本総合研究所	坂本俊英調査研究部長・白紙利恵主任研究員

事務局

田　中　敦　司	日本成年後見法学会事務局
野　口　奈緒子	いけだ後見支援ネット

●平成19年度研究会開催経過

回	日程	検討テーマ
第１回	６月22日㈮	研究会の進め方、身上監護の考え方
第２回	７月27日㈮	アンケート内容の決定、モデル調査の検討
第３回	12月21日㈮	各調査報告、ガイドライン・報告書の方向性検討
第４回	２月22日㈮	報告書原案の検討⑴～各調査報告
第５回	３月21日㈮	報告書原案の検討⑵～総括と身上監護の考え方

アンケート調査ワーキング（チームリーダー・小幡委員）

回	日程
第１回	７月４日㈬
第２回	11月５日㈪
第３回	12月11日㈫

モデル調査ワーキング（チームリーダー・星野委員）

回	日程
第１回	７月31日㈫
第２回	12月11日㈫

ガイドライン策定ワーキング

回	日程
第１回	１月５日㈮
第２回	１月31日㈬
第３回	２月22日㈭

平成19年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業

「身上監護研究会」平成19年度報告書

発行日　　平成20年３月31日

編　集　　日本成年後見法学会身上監護研究会

発　行　　日本成年後見法学会

〒151-0073　東京都渋谷区笹塚2－18－3

エルカクエイ笹塚ビル６Ｆ　株式会社民事法研究会内

TEL 03-5351-1573　　FAX 03-5351-1572

http://www.jaga.gr.jp/　　Email: j_jaga@nifty.com